

## 第 3 章

### 地域の概況

### 第3章 地域の概況

計画区域及びその周辺の概況は、令和5年3月までに公表されている入手可能な既存資料等により把握した。「計画区域及びその周辺」とは、本事業により環境に影響が及ぶ可能性のある範囲であり、最大で計画区域及びその周囲約3kmとした（図3-1参照）。そのため、既存資料の調査としては、蓮田市、鴻巣市、上尾市、桶川市、久喜市、北本市、白岡市及び伊奈町の7市1町（以下、「関係市町」という。）を基本とした。

また、項目及び既存資料の内容により、必要に応じて対象範囲を拡大又は縮小した。

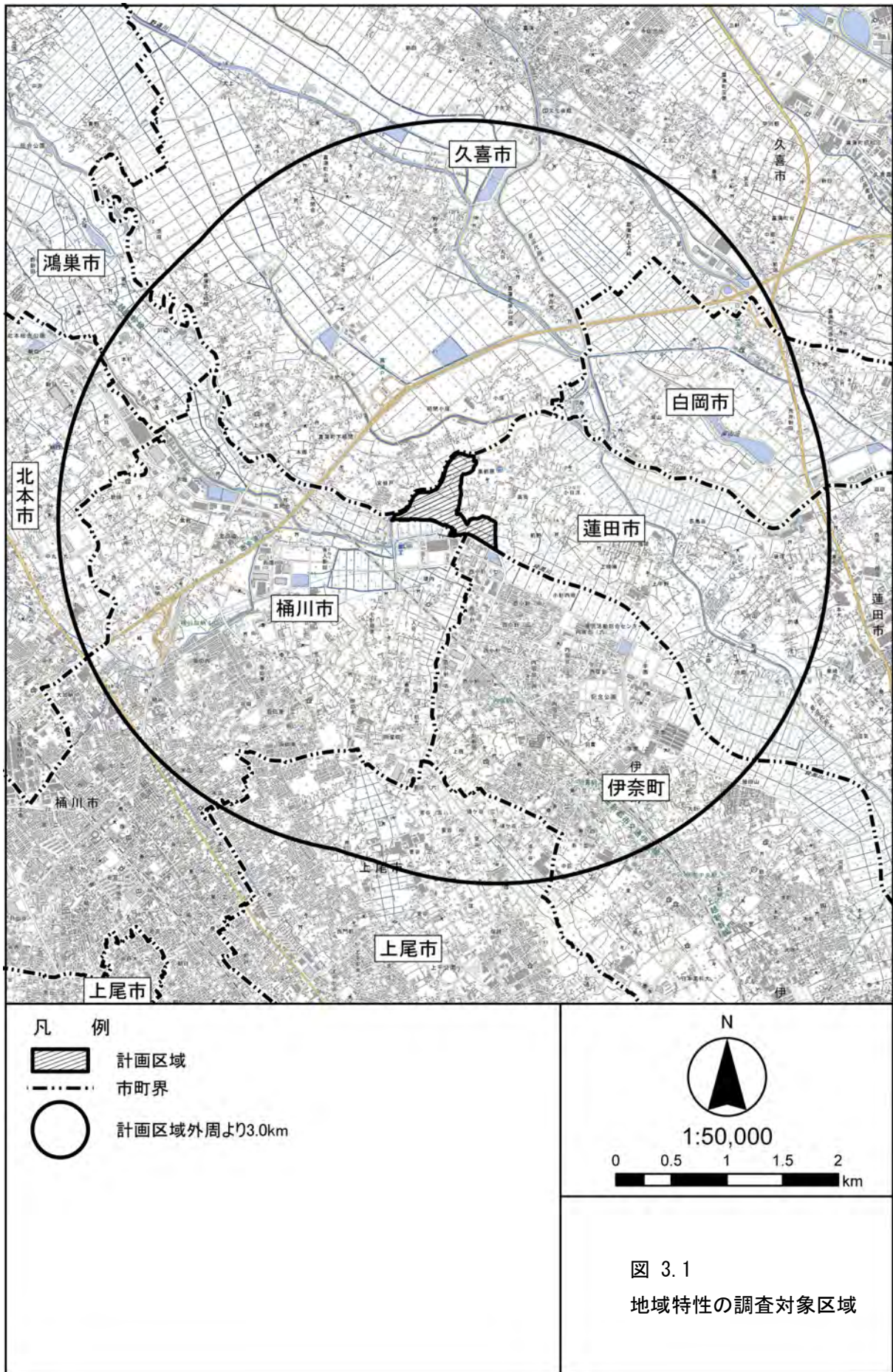


図 3.1  
 地域特性の調査対象区域

### 3.1 社会的状況

#### 3.1.1 人口及び産業の状況

##### (1) 人口

関係市町の世帯数、人口の状況は、表 3.1-1 に、人口の推移は図 3.1-1 に示すとおりである。

計画区域が位置する蓮田市における令和 4 年 6 月現在の人口は 61,385 人である。

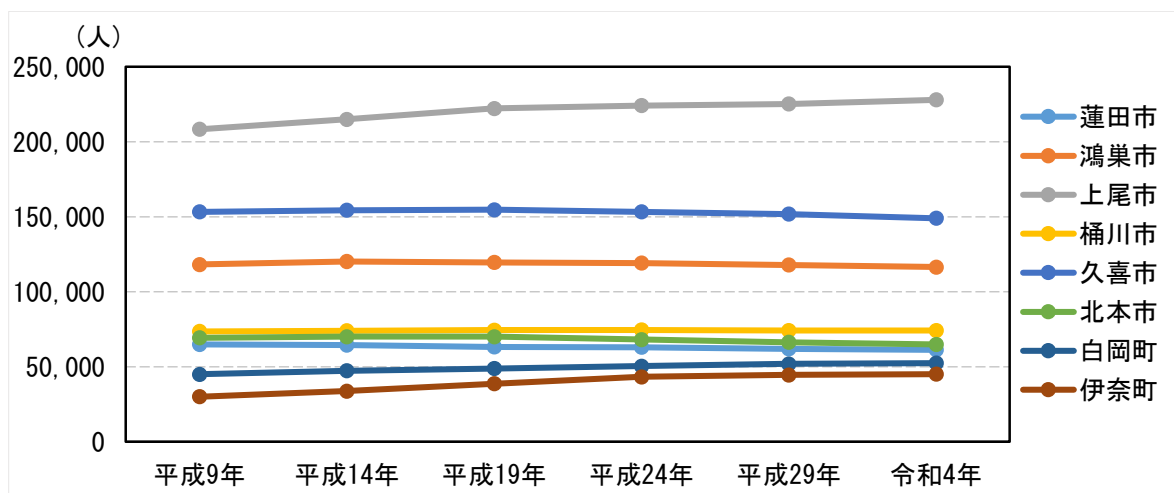
関係市町における平成 9 年から令和 4 年までの人口の推移は、上尾市、白岡市、伊奈町は緩やかな増加傾向になり、その他の関係市は横ばい傾向にある。

表 3.1-1 人口・世帯数の状況

市町名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
蓮田市	26,060	61,385	2,250
鴻巣市	48,616	116,579	1,729
上尾市	99,242	228,067	5,011
桶川市	31,366	74,262	2,929
久喜市	63,241	149,124	1,810
北本市	27,979	64,934	3,276
白岡市	21,218	52,535	2,108
伊奈町	18,251	45,091	3,049

注：令和 4 年 6 月 1 日現在

出典：「埼玉県推計人口」（令和 4 年 6 月更新、埼玉県総務部総務課 HP）



注 1：各年 6 月 1 日現在

注 2：平成 17 年 10 月に鴻巣市が北足立郡吹上町と北埼玉郡川里町を編入。以前のデータは 1 市 2 町の合計。

注 3：平成 22 年 3 月に久喜市、北葛飾郡栗橋町、北葛飾郡鷺宮町、南埼玉郡菖蒲町が合併。以前のデータは 1 市 3 町の合計。

注 4：平成 24 年 10 月に南埼玉郡白岡町が市制施行して白岡市が誕生。以前のデータは白岡町の値。

出典：「埼玉県推計人口(時系列データ)」（令和 4 年 6 月更新、埼玉県総務部統計課 HP）

図 3.1-1 人口・世帯数の状況



## (2) 産業

関係市町の産業別事業所数及び従業者数は、表 3.1-2 に示すとおりである。

計画区域の位置する蓮田市は「製造業」、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」の占める割合が高い。

表 3.1-2(1) 関係市町の産業分類別事業所数及び従業者数（平成 28 年）

産業分類	蓮田市			鴻巣市			上尾市			桶川市			
	事業所数	従業者数	構成比 (%)	事業所数	従業者数	構成比 (%)	事業所数	従業者数	構成比 (%)	事業所数	従業者数	構成比 (%)	
全産業	1,631	17,676	100.0	3,574	32,058	100.0	6,292	67,915	100.0	2,253	24,328	100.0	
第1次産業	農業、林業	6	117	0.7	25	279	0.9	9	170	0.3	1	56	0.2
	漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設業	219	1,365	7.7	363	1,757	5.5	615	4,179	6.2	236	1,229	5.1
	製造業	147	3,689	20.9	320	7,132	22.2	527	10,163	15.0	188	3,818	15.7
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	1	3	0.0	1	5	0.0	2	110	0.2	2	36	0.1
	情報通信業	7	29	0.2	16	103	0.3	33	284	0.4	15	149	0.6
	運輸業、郵便業	48	1,439	8.1	74	1,332	4.2	138	5,136	7.6	80	4,321	17.8
	卸売業、小売業	377	3,277	18.5	903	7,773	24.2	1,393	17,058	25.1	558	5,379	22.1
	金融業、保険業	15	257	1.5	39	401	1.3	70	962	1.4	35	520	2.1
	不動産業、物品賃貸業	85	222	1.3	252	626	2.0	552	1,963	2.9	156	448	1.8
	学術研究、専門・技術サービス業	60	221	1.3	101	305	1.0	253	1,654	2.4	89	473	1.9
	宿泊業、飲食サービス業	183	1,641	9.3	376	2,610	8.1	754	6,342	9.3	225	1,790	7.4
	生活関連サービス業、娯楽業	170	531	3.0	399	1,619	5.1	688	3,673	5.4	275	974	4.0
	教育、学習支援業	72	350	2.0	151	935	2.9	327	3,057	4.5	106	734	3.0
	医療、福祉	151	3,512	19.9	314	4,995	15.6	583	9,610	14.2	186	2,812	11.6
	複合サービス事業	9	188	1.1	18	378	1.2	20	261	0.4	6	45	0.2
サービス業(他に分類されないもの)	81	835	4.7	222	1,808	5.6	328	3,293	4.8	95	1,544	6.3	

注1：平成 28 年 6 月 1 日現在。

注2：表中の「-」は皆無又は該当なしを示す。

注3：国及び地方公共団体の事業所、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所を除く。また、事業内容等が不詳の事業所も除く。

出典：「令和 4 年埼玉県統計年鑑」（令和 5 年 2 月更新、埼玉県総務部統計課 HP）

表 3.1-2(2) 関係市町の産業分類別事業所数及び従業者数（平成28年）

産業分類	久喜市			北本市			白岡市			伊奈町			
	事業所数	従業者数	構成比 (%)	事業所数	従業者数	構成比 (%)	事業所数	従業者数	構成比 (%)	事業所数	従業者数	構成比 (%)	
全産業	5,003	57,027	100.0	1,957	19,609	100.0	1,387	13,606	100.0	1,298	14,196	100.0	
第1次産業	農業, 林業	15	185	0.3	4	34	0.2	-	-	-	1	4	0.0
	漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第2次産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	512	3,054	5.4	200	1,140	5.8	154	735	5.4	188	1,098	7.7
	製造業	444	12,723	22.3	158	3,806	19.4	121	2,346	17.2	198	3,810	26.8
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	7	174	0.3	-	-	-	-	-	-	2	17	0.1
	情報通信業	21	159	0.3	11	33	0.2	2	10	0.1	5	15	0.1
	運輸業, 郵便業	170	5,095	8.9	23	567	2.9	59	2,164	15.9	68	1,834	12.9
	卸売業, 小売業	1,300	11,819	20.7	475	4,656	23.7	320	2,914	21.4	281	2,581	18.2
	金融業, 保険業	64	815	1.4	27	399	2.0	13	147	1.1	9	96	0.7
	不動産業, 物品賃貸業	291	994	1.7	139	499	2.5	106	272	2.0	51	144	1.0
	学術研究, 専門・技術サービス業	161	803	1.4	70	271	1.4	58	369	2.7	44	212	1.5
	宿泊業, 飲食サービス業	553	4,863	8.5	228	2,342	11.9	127	740	5.4	116	957	6.7
	生活関連サービス業, 娯楽業	510	2,249	3.9	233	1,171	6.0	161	481	3.5	108	475	3.3
	教育, 学習支援業	217	1,192	2.1	87	645	3.3	63	316	2.3	71	712	5.0
	医療, 福祉	418	8,016	14.1	200	3,345	17.1	126	2,438	17.9	87	1,446	10.2
複合サービス事業	25	560	1.0	7	42	0.2	7	49	0.4	2	15	0.1	
サービス業(他に分類されないもの)	295	4,326	7.6	95	659	3.4	70	625	4.6	67	780	5.5	

注1：平成28年6月1日現在。

注2：表中の「-」は皆無又は該当なしを示す。

注3：国及び地方公共団体の事業所、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所を除く。また、事業内容等が不詳の事業所も除く。

出典：「令和4年埼玉県統計年鑑」（令和5年2月更新、埼玉県総務部統計課HP）

### 3.1.2 土地利用の状況

#### (1) 地目別土地利用

関係市町における地目別土地利用面積は表 3.1-3 に示すとおりである。蓮田市では宅地に利用されている面積が 781.6ha となっている。

表 3.1-3 地目別土地利用面積（令和 4 年）

単位：ha

市町名	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
蓮田市	428.6	617.1	781.6	7.6	84.0	-	2.2	563.0
鴻巣市	1,731.1	1,499.7	1,545.6	4.0	23.9	-	18.1	358.3
上尾市	60.0	733.8	1,960.8	0.5	124.6	-	9.1	857.3
桶川市	134.6	590.5	795.2	3.0	63.9	-	10.1	208.4
久喜市	2,004.9	1,520.4	2,338.9	82.8	33.4	-	2.6	1,521.9
北本市	58.7	489.5	861.9	0.0	67.8	-	1.4	129.9
白岡市	459.0	610.0	658.5	12.5	38.0	-	4.9	161.6
伊奈町	170.2	266.6	498.8	0.4	56.3	-	0.6	150.5

注 1：令和 4 年 1 月 1 日現在。

注 2：「-」は、皆無又は該当数字なし。

注 3：この表は、固定資産課税台帳に登録された地積で、非課税も含まれる。

注 4：「雑種地」には、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等が含まれる。

注 5：墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地等は、本表には含まれない。

出典：「令和 4 年埼玉県統計年鑑」（令和 5 年 2 月更新、埼玉県総務部統計課 HP）

#### (2) 土地利用計画の状況

計画区域及び周辺区域の土地利用基本計画は図 3.1-2 に示すとおりである。

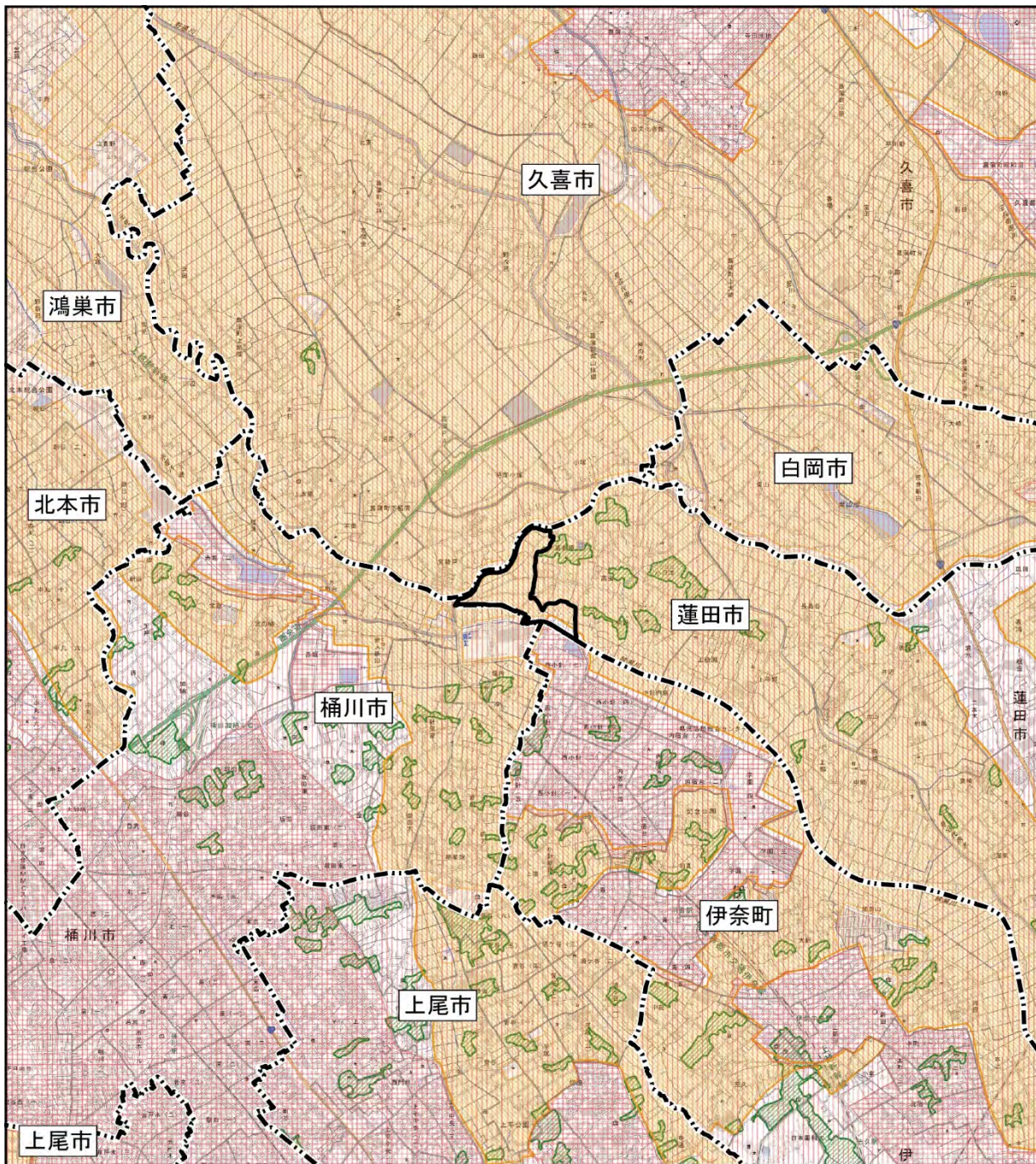
計画区域は、市街化調整区域、農業地域、農用地区域、森林地域及び地域森林計画対象民有林に位置している。

計画区域及び周辺区域の用途地域図は図 3.1-3 に示すとおりである。

計画区域は用途地域の指定のない区域となっている。

伊奈町のある計画区域の南側と、桶川市のある計画区域の西側は工業専用地域、工業地域に指定されている。





凡 例

- |   |          |   |             |
|---|----------|---|-------------|
|  | 計画区域     |  | 地域森林計画対象民有林 |
|  | 市町界      |  | 保安林         |
|  | 都市地域     |  | 自然公園地域      |
|  | 市街化区域    |  | 特別地域        |
|  | 市街化調整区域  |  | 特別保護地区      |
|  | その他の用途地域 |  | 自然保全地域      |
|  | 農業地域     |  | 原生自然環境保全地域  |
|  | 農用地区域    |  | 特別地区        |
|  | 森林地域     |   |             |
|  | 国有林      |   |             |

N



1:50,000

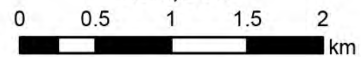
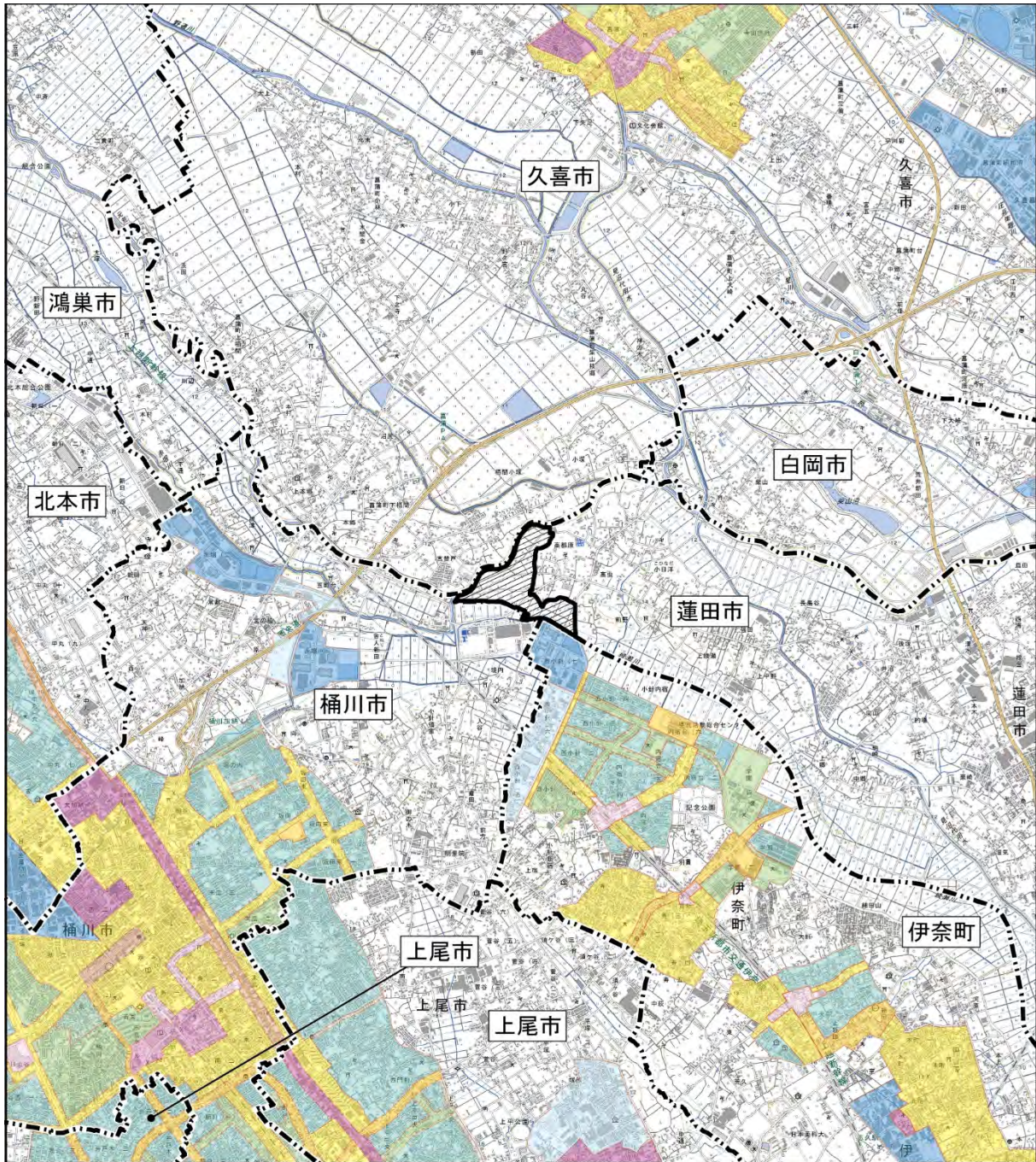


図 3.1-2


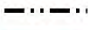


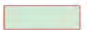







土地利用基本計画図

出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」  
(国土交通省国土政策局総合計画課 HP)





凡 例

-  計画区域
-  市町界
-  第一種低層住居専用地域
-  第二種低層住居専用地域
-  第一種中高層住居専用地域
-  第二種中高層住居専用地域
-  第一種住居地域
-  第二種住居地域
-  準住居地域
-  近隣商業地域
-  商業地域
-  準工業地域
-  工業地域
-  工業専用地域

出典：「都市計画図」（蓮田市 HP）  
 「鴻巣市都市計画図」（鴻巣市 HP）  
 「都市計画図」（あげおガイドアピマップ）  
 「都市計画図等について」（桶川市 HP）  
 「都市計画」（久喜市 HP）  
 「都市計画図等について」（北本市 HP）  
 「白岡市の都市計画図」（白岡市 HP）  
 「都市計画図・白図について」（伊奈町 HP）

N



1:50,000

0 0.5 1 1.5 2 km

図 3.1-3

用途地域の指定状況



### 3.1.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

#### (1) 河川の分布

計画区域及びその周辺の主な河川の状況は、図 3.1-4 に示すとおりである。計画区域及びその周辺の一級河川としては計画区域の北西側に元荒川が、南側に綾瀬川が流れている。

#### (2) 上水道

関係市町における上水道の状況は、表 3.1-4 に示すとおりである。計画区域の位置する蓮田市の上水道普及率は 99.8%となっている。

表 3.1-4 上水道の状況（令和 4 年度）

市町名	行政区域内総人口(人)	計画給水人口(人)	現在給水人口(人)	普及率(%)
蓮田市	61,383	68,300	61,260	99.8
鴻巣市	116,375	122,234	116,296	99.9
上尾市	228,105	230,000	227,649	99.8
桶川市	74,235	75,600	73,973	99.6
久喜市	149,101	157,900	149,015	99.9
北本市	64,928	69,300	64,633	99.5
白岡市	52,465	54,000	52,329	99.7
伊奈町	44,956	50,000	44,932	99.9

出典：「埼玉県の水道 令和 4 年度版」（令和 5 年 3 月更新、埼玉県保健医療部生活衛生課 HP）

#### (3) 農業用水

蓮田市においては、農業用水として見沼代用水と元荒川の水を利用している。

出典：「農業集落排水（農村下水道）の整備」（平成30年11月更新、蓮田市下水道課HP）

#### (4) 内水面漁業

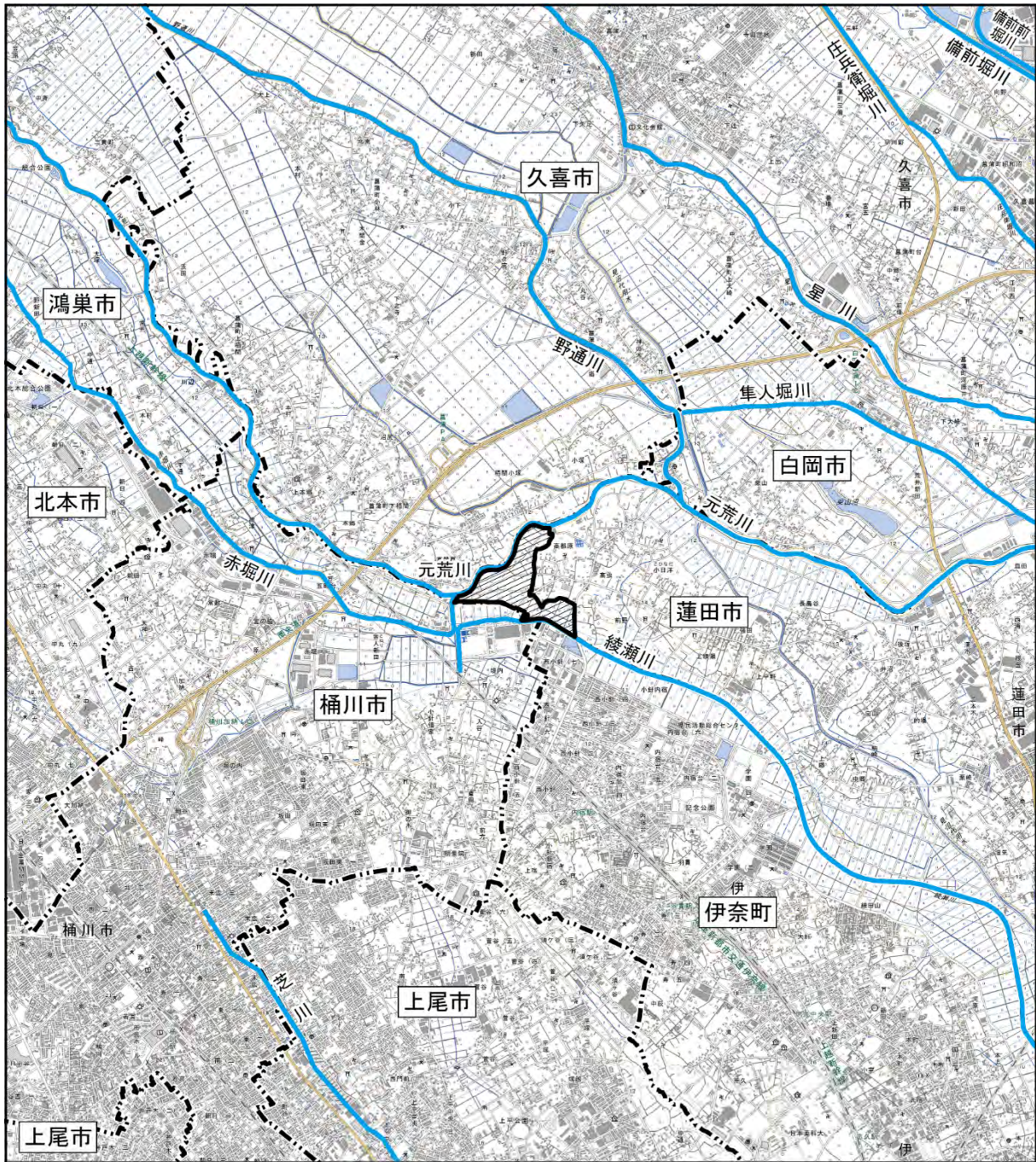
計画区域周辺における内水面漁業の内容は、表 3.1-5 に示すとおりである。




計画区域周辺に流れている綾瀬川、元荒川等には漁業権が設定されている。

表 3.1-5 計画区域周辺の漁業権の内容

免許番号	主な区域	漁業権者	魚種
共第 5 号	中川・綾瀬川・元荒川・ 大落古利根川・青毛堀川・ 備前堀川・葛西用水	埼玉東部漁業協同組合 埼玉中央漁業協同組合 埼玉南部漁業協同組合 埼玉県北部漁業協同組合	おいかわ、こい、 ふな、うなぎ、 どじょう、わかさぎ、 なまず

出典：「埼玉の水産／埼玉県知事の第五種共同漁業権漁場・魚種総括表」（令和 3 年 3 月更新、埼玉県農林部生産振興課 HP）



- 凡 例
-  計画区域
  -  市町界
  -  一級河川



1:50,000

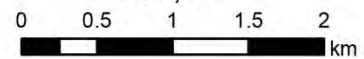


図 3.1-4

水系の状況図

出典：「国土数値情報 河川データ」  
 (国土交通省国土政策局国土情報課 HP)  
 「埼玉県の河川整備計画」(埼玉県 HP)



## (5) 地下水の利用状況

計画区域及び周辺地域における地下水採取量の推移は、表 3.1-6 に示すとおりである。

計画区域である蓮田市が位置する東部地域における地下水の用途は、各年とも水道用が最も多くなっている。

表 3.1-6 地下水採取量の推移

単位：千 m<sup>3</sup>/日

	用途	令和元年	令和2年	令和3年
	中央部地域 (鴻巣市、上尾市、 蕨市、桶川市、 北本市、伊奈町)	水道用	115.8	133.6
建築物用		4.6	4.4	4.9
工業用		22.0	21.1	21.1
農業用		4.8	4.3	5.3
水産業		0.0	0.1	0.1
非常災害		0.7	0.8	0.7
その他		9.1	8.3	7.8
計		157.0	172.6	166.7
東部地域 (行田市、加須市、 春日部市、 羽生市、久喜市、 蓮田市、幸手市、 白岡市、宮代町、 杉戸町)	水道用	45.5	51.3	49.6
	建築物用	4.0	3.9	3.3
	工業用	8.5	8.3	8.9
	農業用	0.1	0.3	0.2
	水産業	0.0	0.0	0.1
	非常災害	0.0	0.0	0.1
	その他	2.0	2.0	1.8
	計	60.1	65.8	64.0

出典：「令和4年版埼玉県環境白書」（令和4年12月更新、埼玉県環境部環境政策課 HP）



### 3.1.4 交通の状況

計画区域及びその周辺の交通網の状況は図 3.1-5 に示すとおりである。

道路は計画区域の北西に首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が、計画区域内には主要地方道 77 号行田蓮田線が通っている。

鉄道は計画区域の南西に上越新幹線が通っており、最寄りの駅は計画区域から南に約 1.3km に位置する埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）の内宿駅である。

#### (1) 道路交通量

計画区域及びその周辺の自動車交通量調査結果は表 3.1-7 に、調査地点は図 3.1-6 に示すとおりである。

計画区域内を通る主要地方道 77 号行田蓮田線（蓮田市高虫 289）の昼間 12 時間交通量は 6,919 台と推定される。

表 3.1-7 道路交通量の状況（令和 3 年度・平日）

番号	路線名	観測地点名	昼間 12 時間交通量（台）			24 時間交通量（台）		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
①	一般国道 468 号 （圏央道）	一般国道 122 号 ～東北自動車道	24,166	19,752	43,918	30,507	31,220	61,727
②	一般国道 17 号	桶川市末広 1-5-23	25,803	6,387	32,190	39,583	9,969	49,552
③		桶川市東 1-9-9	22,392	5,332	27,724	31,630	8,722	40,352
④	一般国道 122 号	久喜市菖蒲町三箇 2446	12,905	5,248	18,153	16,998	7,975	24,973
⑤		白岡市下大崎 379	13,610	7,161	20,771	19,806	8,858	28,664
⑥		蓮田市根金 993	15,468	6,442	21,910	22,159	8,296	30,455
⑦	主要地方道 5 号 さいたま菖蒲線	久喜市菖蒲町三箇 835-2	4,824	1,840	6,664	6,465	2,198	8,663
⑧		上尾市平塚 2151-1	9,739	1,166	10,905	12,658	1,846	14,504
⑨		北足立郡伊奈町西小針 7 丁目	6,036	1,693	7,729	7,931	2,117	10,048
⑩		蓮田市高虫 729	5,566	1,238	6,804	7,569	1,480	9,049
⑪	主要地方道 12 号 川越栗橋線	桶川市五町台 74-2	9,333	4,744	14,077	13,181	5,682	18,863
⑫	主要地方道 57 号 さいたま鴻巣線	上尾市泉台 3 丁目 2-9	8,281	750	9,031	10,571	1,260	11,831
⑬	主要地方道 77 号 行田蓮田線	久喜市菖蒲町栢間 3843	3,529	808	4,337	4,490	975	5,465
⑭		蓮田市高虫 289	5,563	1,356	6,919	7,265	1,730	8,995
⑮	主要地方道 78 号 春日部菖蒲線	久喜市除堀 351	5,427	1,076	6,503	6,944	1,380	8,324
⑯	主要地方道 87 号 上尾久喜線	北足立郡伊奈町学園 4 丁目 34	8,860	2,119	10,979	11,730	2,762	14,492
⑰		蓮田市根金 366	5,196	1,381	6,577	7,061	1,818	8,879
⑱	一般県道 164 号 鴻巣桶川さいたま線	桶川市北 2 丁目 4-14	9,705	555	10,260	12,454	1,192	13,646
⑲	一般県道 311 号 蓮田鴻巣線	上尾市上 65-5	8,696	391	9,087	11,000	904	11,904
⑳		桶川市倉田 27-3	11,345	1,712	13,057	14,746	2,489	17,235
㉑	桶川市加納 757-1	6,391	863	7,254	8,177	1,253	9,430	
㉒	一般県道 312 号 下石戸上菖蒲線	北本市朝日 2 丁目 304-2	7,508	1,571	9,079	9,810	2,083	11,893
㉓	一般県道 396 号 下早見菖蒲線	久喜市菖蒲町昭和沼 1	5,500	2,410	7,910	7,439	2,844	10,283

注 1：表中番号は、図 3.1-6 に対応する。

注 2：斜体で示した交通量は推定値とする。

注 3：昼間 12 時間とは観測時間帯が午前 7 時から午後 7 時を示す。

出典：「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」（令和 5 年 3 月閲覧、国土交通省 HP）

「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」

（令和 5 年 3 月閲覧、埼玉県県土整備部県土整備政策課 HP）

## (2) 鉄道

計画区域に最も近い埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）の内宿駅及び JR 高崎線の桶川駅の乗降人員の経年推移は表 3.1-8 に示すとおりである。

表 3.1-8 内宿駅及び桶川駅の乗降人員の推移

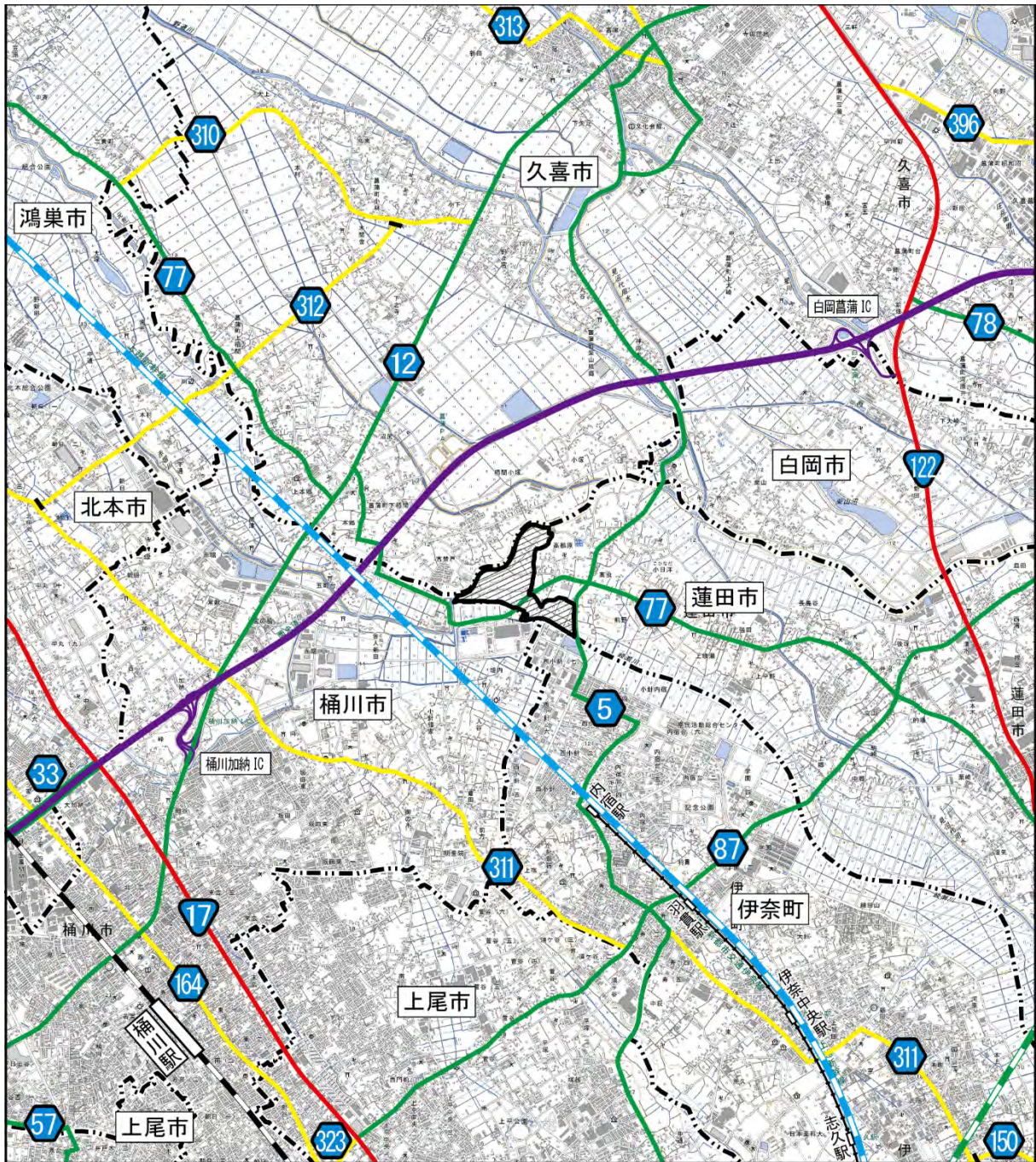
駅		乗降人数					
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
年間 (人/年)	埼玉新都市交通伊奈線 内宿駅	乗車	871,372	904,114	941,930	710,516	781,960
		降車	872,576	906,190	942,812	708,658	780,622
		合計	1,743,948	1,810,304	1,884,742	1,419,174	1,562,582
	JR 高崎線 桶川駅	9,604,209	9,666,768	26,296	20,043	20,043	
1日 (人/日)	埼玉新都市交通伊奈線 内宿駅	4,778	4,960	26,296	3,888	4,281	
	JR 高崎線 桶川駅	52,626	52,969	52,592	40,086	41,804	

注 1：1 日当たりの乗降人数は、年間乗降人数/365 で算出した。

注 2：JR の駅については、降車人員数は調査されていないため、乗車人員×2 で算出した。

出典：「平成 30 年～令和 4 年埼玉県統計年鑑」（令和 5 年 2 月更新、埼玉県総務部統計課 HP）





凡 例

-  計画区域
-  市町界
-  首都圏中央連絡自動車道(圏央道)
-  国道
-  主要地方道
-  一般県道
-  上越新幹線
-  東北新幹線
-  高崎線
-  埼玉新都市交通伊奈線(ニューシャトル)

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」  
(埼玉県 HP)

N



1:50,000

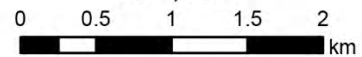
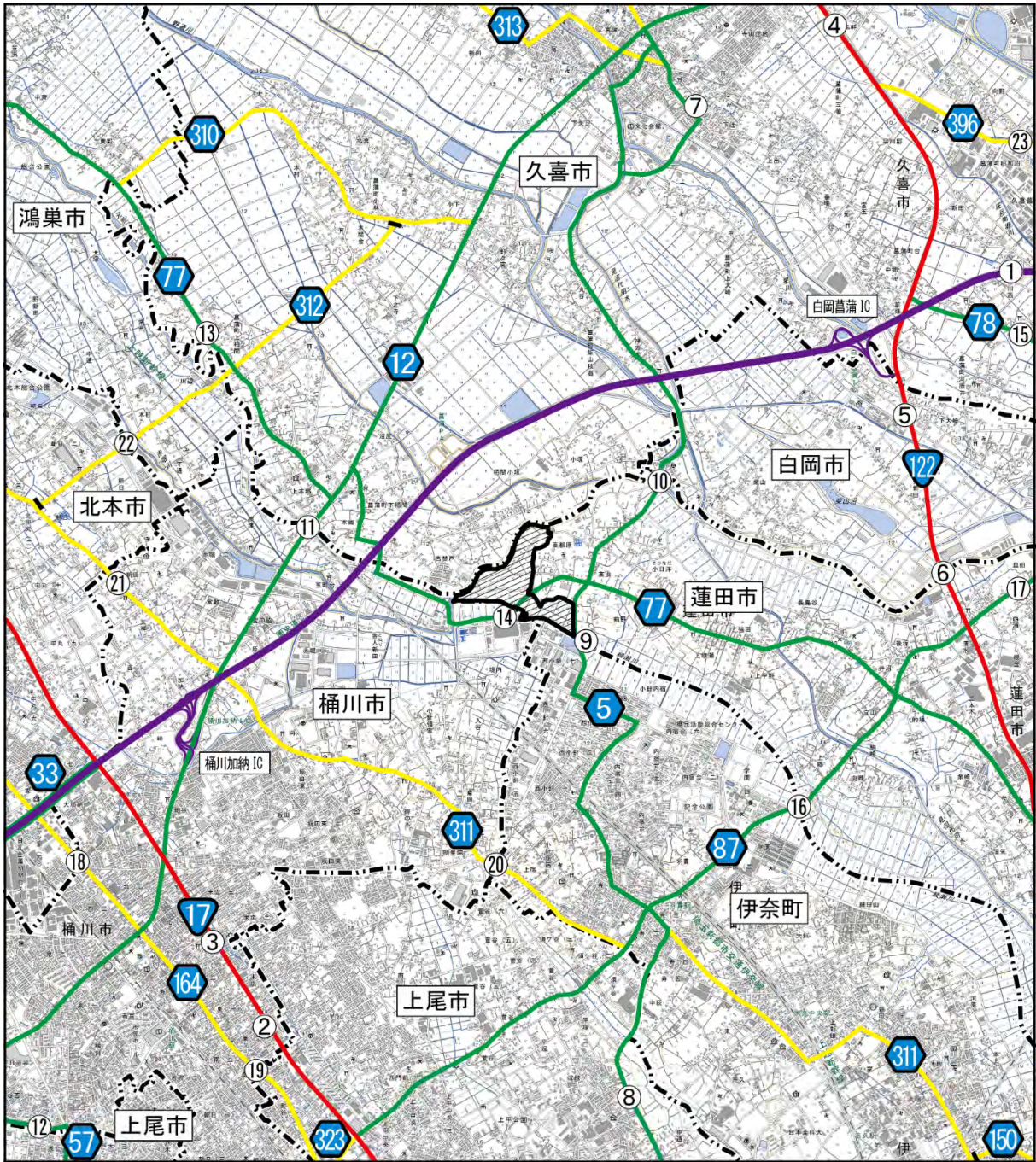



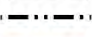




図 3.1-5

交通網図





凡 例

-  計画区域
-  市町界
-  首都圏中央連絡自動車道(圏央道)
-  国道
-  主要地方道
-  一般県道
- ①～⑳ 交通量調査地点



1:50,000

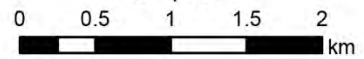


図 3.1-6

交通量調査地点

注：図中の番号は表 3.1-7 に対応する。



### 3.1.5 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅

#### (1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設

計画区域及びその周辺の主要公共公益施設等は表 3.1-9 及び図 3.1-7 に示すとおりである。

計画区域に最寄りの保全施設は、教育施設については南東側約 1 km に位置する伊奈町立小針北小学校が、福祉・医療施設については南東側約 1km に位置する北保育所がある。

表 3.1-9(1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設（教育）

番号	分類	名称	所在地
1	私立幼稚園	上尾寿幼稚園	上尾市上 1521
2		しろがね幼稚園	桶川市大字坂田 150 番地
3		うさぎ幼稚園	桶川市倉田 103
4	小学校	蓮田市立平野小学校	蓮田市井沼 937
5		上尾市立上平北小学校	上尾市南 287
6		桶川市立加納小学校	桶川市坂田 883
7		桶川市立桶川東小学校	桶川市坂田 239
8		久喜市立小林小学校	久喜市菖蒲町小林 2197
9		久喜市立栢間小学校	久喜市菖蒲町下栢間 2720
10		北本市立中丸東小学校	北本市中丸 10-270
11		白岡市立大山小学校	白岡市荒井新田 339
12		伊奈町立小針小学校	伊奈町寿 2-80-1
13		伊奈町立小針北小学校	伊奈町内宿台 5-214-1
14		中学校	埼玉県立伊奈学園中学校
15	蓮田市立平野中学校		蓮田市井沼 932
16	桶川市立桶川東中学校		桶川市末広 3-19-28
17	桶川市立加納中学校		桶川市加納 1279
18	久喜市立菖蒲中学校		久喜市菖蒲町上大崎 860
19	伊奈町立小針中学校		伊奈町学園 2-207
20	高等学校	埼玉県立桶川高等学校	桶川市坂田 945
21		埼玉県立伊奈学園総合高等学校	伊奈町学園 4-1-1
22	図書館	桶川市 坂田図書館	桶川市坂田東 2-3-1

注：表中番号は、図 3.1-7 (1) に対応する。

出典：「令和 4 年度埼玉県学校便覧」（令和 5 年 1 月更新、埼玉県教育局教育政策課 HP）

「私立各種学校一覧（令和 4 年 5 月 1 日現在）」（令和 4 年 4 月更新、埼玉県総務部学事課 HP）

「施設案内」（令和 5 年 3 月閲覧、桶川市図書館 HP）

表 3.1-9(2) 環境保全についての配慮が特に必要な施設（福祉・医療）

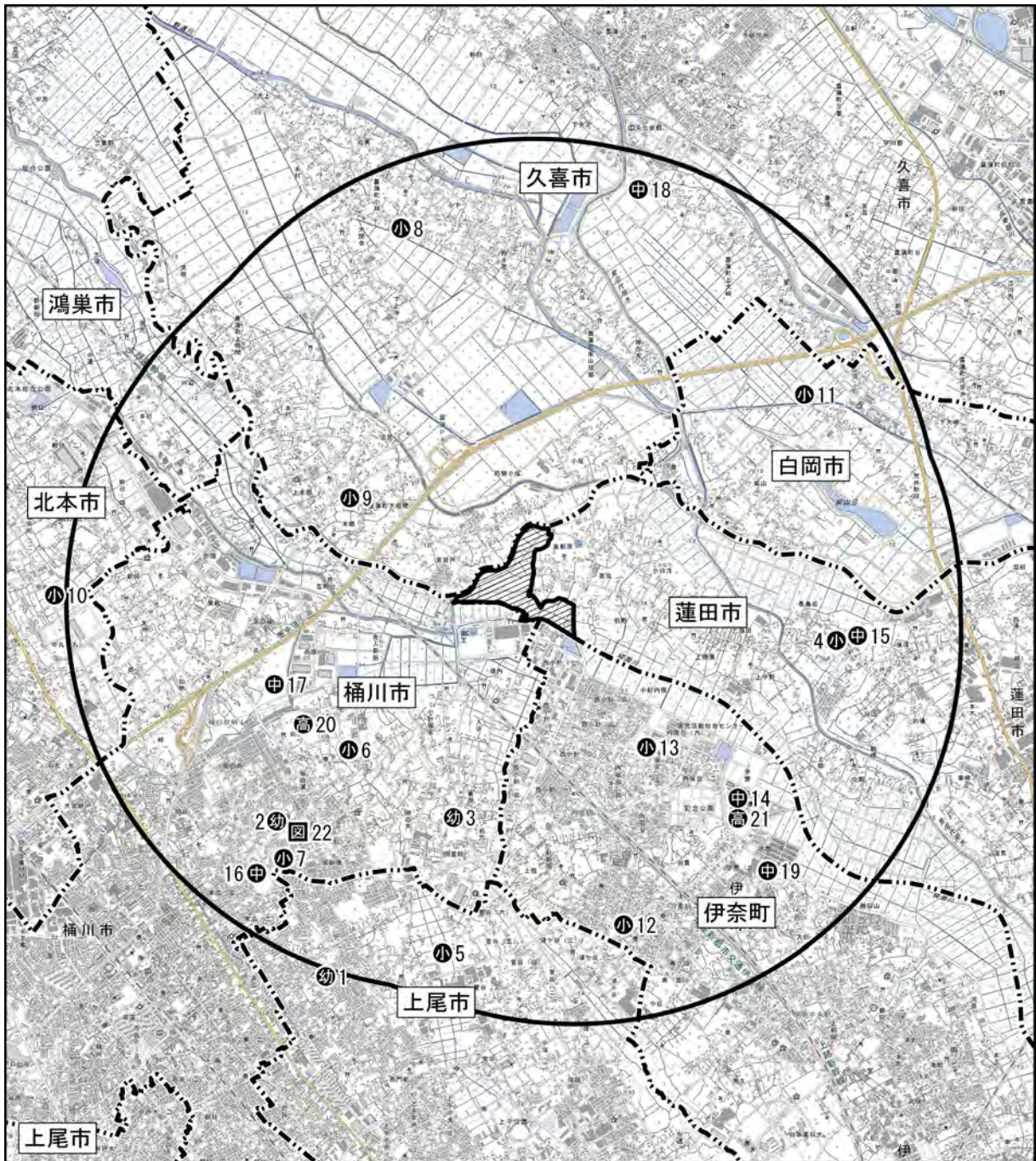
番号	分類	名称	所在地
1	認可保育所	坂田保育所	桶川市坂田 1559-1
2		北保育所	伊奈町内宿台 5-214-3
3		カオルキッズランド伊奈園	伊奈町小針新宿 523-1
4		伊奈ゆたか保育園	伊奈町内宿台 4-22-2
5		つくしんぼ保育園	伊奈町大針 619-4
6	特別養護老人ホーム	ひので	蓮田市大字上平野 616 番地 1
7		べに花の郷	桶川市坂田 516-1
8		花ノ木の郷	桶川市大字加納 1824-1
9		クイーンズビラ桶川	桶川市坂田 845 番地 1
10		しょうぶの里	久喜市菖蒲町下栢間 2815-1
11		光乃里	白岡市大字荒井新田 359-1
12		みちみち伊奈北	伊奈町大字小針新宿 368-1
13	介護老人保健施設	ハートランド桶川	桶川市坂田 1725
14		葵の園・桶川	桶川市倉田 2208 番 1 他
15	軽費老人ホーム（ケアハウス）	べに花の郷	桶川市坂田 516-1
16	有料老人ホーム	有料老人ホーム フルール桶川	桶川市坂田 1407-1
17		さわやかおけがわ館	桶川市大字加納 71-1
18		介護付有料老人ホームのみ伊奈	伊奈町学園 3-45
19	病院	医療法人壽照会大谷記念病院	桶川市大字加納字宮ノ脇 2216 番地
20		医療法人社団顕心会 伊奈中央病院	伊奈町寿 4-43
21	診療所	特別養護老人ホームひので医務室	蓮田市上平野 616-1
22		よこづか眼科	上尾市久保 457-8
23		医療法人江慈会 江原医院	上尾市上 1148-2
24		上尾かみクリニック	上尾市上 848-7
25		江口医院	上尾市須ヶ谷 1-76-5
26		特別養護老人ホーム花ノ木の郷医務室	桶川市加納 1824-1
27		大野整形外科	桶川市坂田 1514
28		社会福祉法人明和会特別養護老人ホームべに花の郷	桶川市坂田 516-1
29		クイーンズビラ桶川診療所	桶川市坂田 845-1
30		いけだファミリークリニック桶川	桶川市坂田東 2-3-1 フルス <sup>®</sup> 桶川 B 棟 B-5
31		豊田医院	桶川市坂田東 3-26-13
32		なかた呼吸器科内科クリニック	桶川市倉田字西窪台 255-5
33		末広整形外科	桶川市末広 2-11-21
34		医療法人昭和会三須医院	久喜市菖蒲町下栢間 2814
35		特別養護老人ホームしょうぶの里	久喜市菖蒲町下栢間 2815-1
36		重城泌尿器科クリニック	久喜市菖蒲町上栢間 3168
37		鈴木医院	北本市中丸 8-257
38		きたもと脳神経外科クリニック	北本市中丸 8 丁目 219 番地
39		医療法人藤葉会伊藤クリニック	北本市朝日 2-304-1
40		株式会社 S U B A R U 埼玉健康支援室	北本市朝日 4 丁目 410 番地
41		特別養護老人ホーム 光乃里	白岡市荒井新田 359-1
42		医療法人社団曙光会 石くぼ医院	伊奈町学園 2-187
43		みやうち内科・消化器内科クリニック	伊奈町寿 2-144-4
44		特別養護老人ホームみちみち伊奈北診療所	伊奈町大字小針新宿 368-1
45		伊奈 E N T クリニック	伊奈町大針 814-1
46		しらすき眼科医院	伊奈町大針 847-1
47		金崎内科医院	伊奈町内宿台 3 丁目 40 番
48		内田クリニック	伊奈町内宿台 5 丁目 4 番地

注：表中番号は、図 3.1-7 (2) に対応する。

出典：「認可保育所一覧（令和 4 年 5 月時点）」（令和 4 年 6 月更新、埼玉県福祉部少子政策課 HP）

「高齢者福祉施設施設名簿（令和 4 年 5 月 1 日現在）」（令和 4 年 6 月更新、埼玉県福祉部高齢者福祉課 HP）

「埼玉県医療機能情報提供システム」（令和 5 年 3 月閲覧、埼玉県保健医療部医療整備課 HP）



凡 例

-  計画区域
-  市町界
-  計画区域外周より半径3.0km
-  幼稚園
-  小学校
-  中学校
-  高等学校
-  図書館

注：図中の番号は表 3.1-9(1)に対応する。



1:50,000

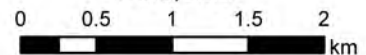
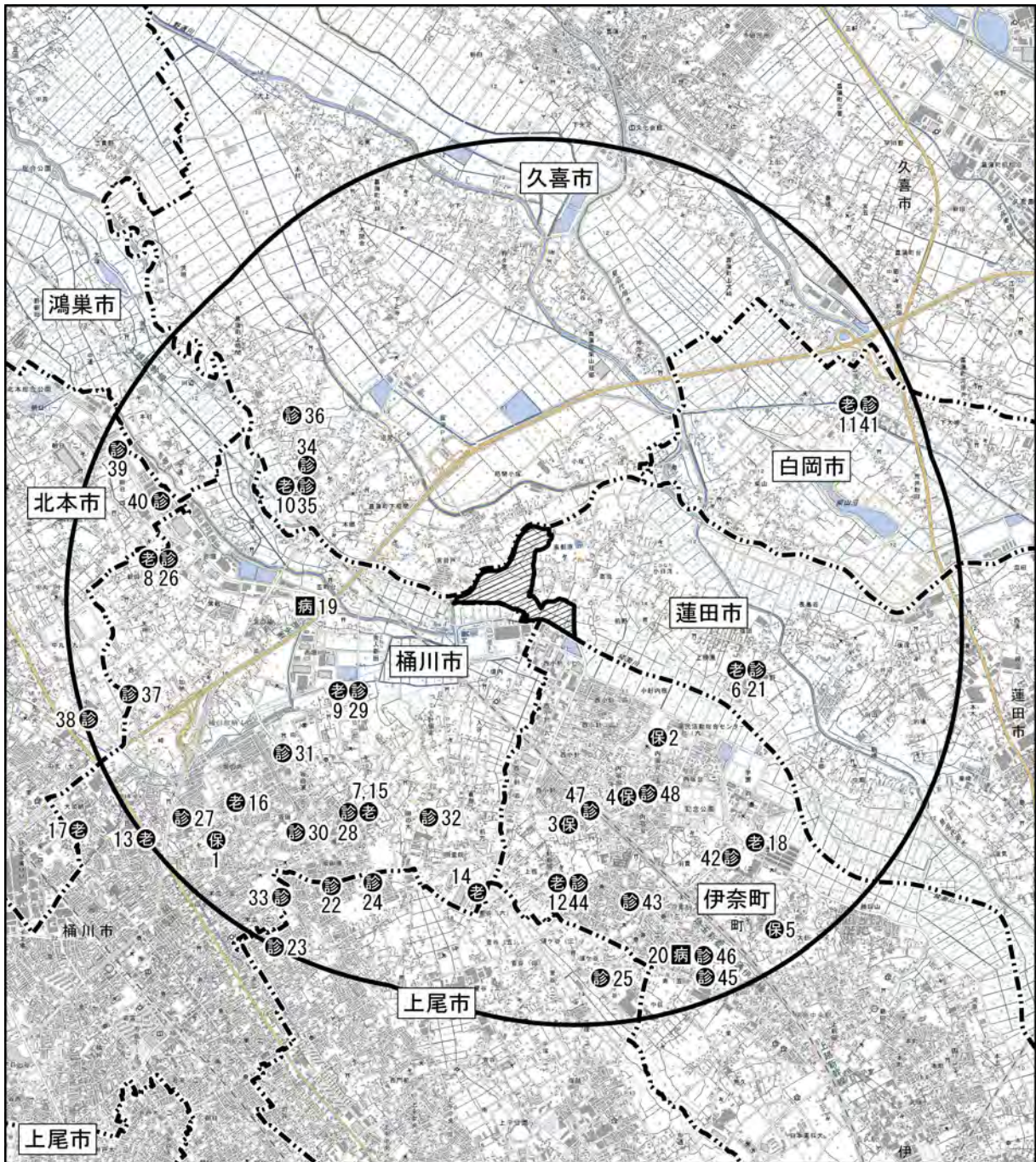


図 3.1-7(1)

環境保全についての配慮  
が特に必要な施設位置図  
(教育)





凡 例

-  計画区域
-  市町界
-  計画区域外周より半径3.0km
-  認可保育所
-  老人ホーム等
-  病院
-  診療所

注：図中の番号は表 3.1-9(2)に対応する。



1:50,000

0 0.5 1 1.5 2 km

図 3.1-7(2)

環境保全についての配慮  
が特に必要な施設位置図  
(福祉・医療)



## (2) 住宅の分布状況

計画区域及びその周辺の地域においては、計画区域の南東側の伊奈町は第一種住居地域、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域等に住居が分布している。(図 3.1-3 参照)

### 3.1.6 下水道、し尿処理及びごみ処理施設の整備状況

#### (1) 下水道

関係市町における公共下水道整備状況は、表 3.1-10 に示すとおりである。

計画区域がある蓮田市の公共下水道の普及率は 74.4% (埼玉県の普及率は 97.2%) である。

表 3.1-10 公共下水道整備状況 (令和 3 年度末)

流域名	市町名	行政人口(人)	処理人口(人)	普及率(%)
荒川左岸南部流域	上尾市	230,385	193,479	84.0
荒川左岸北部流域	鴻巣市	117,578	91,957	78.2
	桶川市	74,691	61,474	82.3
	北本市	65,798	49,167	74.7
中川流域	蓮田市	61,474	45,717	74.4
	白岡市	52,669	36,861	70.0
	伊奈町	45,021	34,447	76.5
古利根川流域	久喜市	151,203	105,683	69.9

注 1 : 行政人口は、令和 4 年 3 月末現在の住民基本台帳人口である。

注 2 : 蓮田市の値は、特定環境保全公共下水道の分を含む。

出典 : 「公共下水道整備状況一覧表」(令和 4 年 10 月更新、埼玉県下水道局下水道事業課 HP)

#### (2) し尿処理

##### 1) 水洗化状況

関係市町の水洗化状況は表 3.1-11 に示すとおりである。

関係市町の水洗化率は 98.5%~99.7% となっており、計画区域のある蓮田市の水洗化率は 99.1% である。

表 3.1-11 水洗化状況（令和3年3月31日時点）

市町名	総人口 (人)	水洗化人口(人)			水洗化 率	非水洗化人口(人)			非水洗 化率
		公共下水 道人口	浄化槽 人口	計		計画収 集人口	自家処 理人口	計	
蓮田市	61,600	44,697	16,018	61,015	99.1%	585	0	585	0.9%
鴻巣市	118,042	89,611	27,424	117,035	99.1%	1,007	0	1,007	0.9%
上尾市	229,265	191,120	37,449	228,569	99.7%	696	0	696	0.3%
桶川市	75,234	57,682	17,064	74,746	99.4%	488	0	488	0.6%
久喜市	152,704	99,258	51,920	151,178	99.0%	1,526	0	1,526	1.0%
北本市	66,097	53,377	12,533	65,910	99.7%	187	0	187	0.3%
白岡市	52,425	34,912	16,705	51,617	98.5%	808	0	808	1.5%
伊奈町	44,907	32,085	12,295	44,380	98.8%	527	0	527	1.2%

出典：「一般廃棄物処理事業の概況～令和2年度実績～」(令和4年6月更新、埼玉県環境部資源循環推進課 HP)

## 2) し尿・浄化槽汚泥処理量

関係市町のし尿・浄化槽汚泥処理量は表 3.1-12に示すとおりである。

関係市町は下水道投入、自家処理等はなく、全て処理施設において処理されている。計画区域の位置する蓮田市の総処理量は9,109kLとなっている。

表 3.1-12 し尿・浄化槽汚泥処理量（令和3年3月31日時点）

市町名	処理量(kL)			左記の処理区分(kL)			自家 処理量 (kL)	総処理量 (kL)
	計	くみ取り し尿	浄化槽 汚泥	処理施設 の処理量	下水道 投入量	その他		
蓮田市	9,109	815	8,294	8,294	0	0	0	9,109
鴻巣市	11,114	1,323	9,791	9,791	0	0	0	11,114
上尾市	15,621	1,135	14,486	14,486	0	0	0	15,621
桶川市	6,606	610	5,996	5,996	0	0	0	6,606
久喜市	22,805	1,099	21,705	21,705	0	0	0	22,805
北本市	5,351	322	5,029	5,029	0	0	0	5,351
白岡市	7,068	674	6,394	6,394	0	0	0	7,068
伊奈町	4,337	552	3,785	3,785	0	0	0	4,337

出典：「一般廃棄物処理事業の概況～令和2年度実績～」(令和4年6月更新、埼玉県環境部資源循環推進課 HP)

### (3) ごみ処理

関係市町におけるごみ排出量は表 3.1-13 に、蓮田市におけるごみ処理の状況は表 3.1-14 に示すとおりである。

蓮田市における令和 3 年度の年間排出量は 17,523t であり、年々減少傾向にある。

表 3.1-13 関係市町のごみ排出量（令和 3 年 3 月 31 日時点）

市町名	計画収集人口 (人)	ごみ排出量(t)					合計(t)
		事業系	生活系	資源ごみ		集団回収	
				資源ごみ	家庭系		
蓮田市	61,600	2,754	14,769	2,137	12,632	0	17,523
鴻巣市	118,042	6,752	28,796	5,583	23,213	326	35,874
上尾市	229,265	6,859	51,918	5,055	46,863	5,063	63,840
桶川市	75,234	2,659	17,460	5,202	12,258	0	20,119
久喜市	152,704	9,017	36,772	8,333	28,439	1,074	46,863
北本市	66,097	3,450	16,132	2,947	13,185	0	19,582
白岡市	52,425	2,576	12,850	2,030	10,820	0	15,426
伊奈町	44,907	2,706	11,160	2,610	8,550	166	14,032

出典：「一般廃棄物処理事業の概況～令和 2 年度実績～」(令和 4 年 6 月更新、埼玉県環境部資源循環推進課 HP)

表 3.1-14 蓮田市におけるごみ処理の状況

年度	収集 世帯	収集 人口	可燃ごみ年間排出量(t)			不燃ごみ (金属・ガラス類) 年間排出量(t)	年間排出量 合計(t)
			計	燃えるごみ	資源ごみ		
平成 29 年	26,739	62,137	15,574	14,309	1,265	1,250	16,824
平成 30 年	26,965	61,817	15,727	14,508	1,219	1,224	16,951
令和元年	27,220	61,616	16,104	14,849	1,255	1,169	17,273
令和 2 年	27,735	61,761	16,359	15,031	1,328	1,264	17,623
令和 3 年	27,907	61,474	16,093	14,777	1,316	1,165	17,258

注：資源ごみは古紙と布類を示す。

出典：「統計はすだ 令和 4 年度版」(令和 5 年 3 月更新、蓮田市政策調整課 HP)



### 3.1.7 法令による指定及び規制等の状況

#### (1) 大気汚染

##### 1) 環境基本法等に基づく大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき表 3.1-15 のとおり定められている。また、大気環境中に係るダイオキシン類の環境基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」により、表 3.1-16 のとおり定められている。

表 3.1-15 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	長期的評価	1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
		短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm を超えないこと。	
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	長期的評価	1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
		短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	長期的評価	1 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
		短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	長期基準	年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
		短期基準	1 日平均値の年間 98 パーセント値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	昼間の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること		
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
備考：1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。			

注：大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

表 3.1-16 大気環境中の係るダイオキシン類環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。

注：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

① 「大気汚染防止法」等に基づく排出基準及び指定地域

ア) 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づくばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の規制基準は図 3.1-8 に示すとおり、計画区域がある蓮田市は26号地域に該当する。

なお、「大気汚染防止法」に基づく総量規制及び燃料使用規制については、埼玉県では27号地域のみが指定地域となっているため、計画区域に適応されない。



K 値

根拠法令 項目 地域	大気汚染防止法			埼玉県生活環境保全条例
	法第3条第2項 (地域区分)	法第3条第2項 (一般排出基準)	法第3条第3項 (特別排出基準) S49.4.1以降設置	条例第50条 新設・既設の区別なし
	27号地域	3.5	2.34	9.0
	26号地域	9.0	—	14.5
	28号地域	14.5	—	17.5
	100号地域	17.5	—	

出典：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（令和4年11月更新、埼玉県環境部大気環境課HP）

図 3.1-8 硫黄酸化物のK値規制

イ) ばいじん

ばい煙発生施設のうち、本事業において設置の可能性が考えられるボイラー及びガスタービンについて、「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準は、表 3.1-17 に示すとおりである。

表 3.1-17 「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準（抜粋）

ばい煙発生施設の種類		規模 最大排ガス量 (万m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /時)	標準酸素 濃度 (0n%)	一般排出 基準 (g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )	備考	
					一般排出基準 (g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )	0nの扱い
ボイラー 小型ボイ ラーの規 制につい ては下表	ガス専焼ボイラー 〔都市ガス、LPGガスのみ を燃焼させるボイラー〕	4以上	5	0.05	—	—
		4未満		0.10	—	—
	液体専焼及び液体・ガ ス混焼ボイラー 〔液体： 重油・灯油・軽油等〕	20以上	4	0.05	既設は当分の間 0.07	—
		4～20		0.15	既設は当分の間 0.18	—
		1～4		0.25	—	—
		1未満		0.30	—	当分の間 0s
	黒液燃焼ボイラー 〔黒液：紙パルプの製造 時に発生する廃液〕	20以上	0s	0.15	既設は当分の間 0.20	—
		4～20		0.25	既設は当分の間	—
		4未満		0.30	0.35	—
	固体燃焼ボイラー (石炭を除く)	4以上	6	—	—	当分の間 0s
4未満		0.30		既設は当分の間 0.40		
ガスタービン		—	16	0.05	昭和63年1月31 日までに設置 された施設及 び非常用施設 は当分の間適 用を猶予する	—

注1：「0s」（標準酸素濃度）とは標準酸素濃度補正を行わないことを意味する。

注2：既設とは昭和57年6月1日以前に設置された施設をいう。

小型ボイラー（伝熱面積10m<sup>2</sup>未満でバーナー燃焼能力（重油換算）500/時以上）

施設設置年月日	使用燃料の種類	一般排出基準
昭和60年9月9日以前	—	当分の間適用を猶予する
昭和60年9月10日以後	ガス・灯油・軽油又はA重油	当分の間適用を猶予する
	その他燃料	0.3g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> (ただし、平成2年9月9日までに設 置されたものは0.5g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )

出典：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（令和4年11月更新、埼玉県環境部大気環境課HP）



## ウ) 窒素酸化物

ばい煙発生施設に係る基準は、「大気汚染防止法」に基づく排出基準と「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」に基づく指導基準がある。ばい煙発生施設のうち、「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物の排出基準は表 3.1-18 に示すとおりである。

また、有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素についても、ばい煙発生施設の種類ごとに「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排出基準が定められている。

表 3.1-18 窒素酸化物の排出基準及び指導基準

ばい煙施設の種類		規模 (最大排ガス量) (万m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /時)	標準酸素濃度 (O <sub>2</sub> %)	排出基準 <sup>注3,4</sup> (ppm)	指導基準 <sup>注5</sup> (ppm)
ボイラー	ガス専焼ボイラー	50以上	5	60	—
		10～50		100	—
		4～10		100	—
		1～4		100	—
		1未満		150	—
	排煙脱硫装置 <sup>注1</sup> 液体燃焼ボイラー (液・ガス混焼も含む)	50以上	4	130	120
		4～50		150	140
		1～4		150	140
		1未満		180	160
	液体燃焼ボイラー <sup>注2</sup> (液・ガス混焼も含む)	50以上	4	130	120
		4～50		150	140
		1～4		150	140
		1未満		180	160
	固体燃焼ボイラー (石炭を除く)	70以上	6	200	—
		50～70		250	—
		20～50		250	—
		4～20		250	—
		0.5～4		350	—
0.5未満		350		—	
ガスタービン	ガス専焼	4.5以上	16	70	10
		4.0～4.5			10
		4.0未満			20
	液体燃焼	4.5以上			10
		4.0～4.5			10
		4.0未満			20

注1：昭和52年6月18日以前に排煙脱硫装置を付けたもの（排ガス量が1万m<sup>3</sup><sub>N</sub>/時未満のものについては昭和52年9月10日以前）。

注2：液体燃焼ボイラーのうち昭和52年9月9日までに設置された排ガス量が5,000m<sup>3</sup><sub>N</sub>/時未満の過負荷燃焼型ものは適用除外される。

注3：排出基準は、熱源として電気を利用するばい煙発生施設には適用されない。

注4：非常用施設については、当分の間、排出基準は適用されない。

注5：指導基準は、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関は全ての施設、左記以外は最大排ガス量5,000m<sup>3</sup><sub>N</sub>/時以上の施設に適用される。

注6：排出基準及び指導基準は、平成2年9月10日以降に設置する施設を対象とする。

出典：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（令和4年11月更新、埼玉県環境部大气環境課HP）

## エ) 揮発性有機化合物 (VOC)

「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物 (VOC) 発生施設に係る排出基準は表 3.1-19 に示すとおりである。

表 3.1-19 「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物 (VOC) の排出基準

施設の種類の		規制対象規模	排出基準
1	化学製品製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 3,000m <sup>3</sup> /時以上	600ppmC
2	塗装施設 (吹付塗装に限る。)	排風機の排風能力が 100,000m <sup>3</sup> /時以上	自動車製造の用に供する塗装施設 新設：400ppmC 既設：700ppmC
			その他の塗装施設 700ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設 (吹付塗装及び電着塗装に係るもの) を除く。	送風機の送風能力が 10,000m <sup>3</sup> /時以上	木材・木製品 (家具を含む。) の 製造の用に供するもの 1,000ppmC
			その他のもの 600ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・粘着シート又は剥離紙の製造における接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000m <sup>3</sup> /時以上	1,400ppmC
5	接着の用に供する乾燥施設 (木材・木製品の製造の用に供する施設及び4の項に掲げる施設を除く。)	送風機の送風能力が 15,000m <sup>3</sup> /時以上	1,400ppmC
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 7,000m <sup>3</sup> /時以上	400ppmC
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 27,000m <sup>3</sup> /時以上	700ppmC
8	工業製品の洗浄施設 (洗浄の用に供する乾燥施設を含む。)	洗浄剤が空気に接する 面の面積が 5m <sup>2</sup> 以上	400ppmC
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8℃ において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク [密閉式及び浮屋根式 (内部浮屋根式を含む。)] のものを除く。]	容量が 1,000kℓ以上	新設 全て 60,000ppmC
			既設 2,000kℓ以上 60,000ppmC 既設 2,000kℓ未満 当分の間猶予

注1: 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設において、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とします。また、複数ある場合には、その能力を合算する。

注2: 「送風機」は、施設内循環のみを目的に設置されている場合、規制対象に含まないものとする。

注3: 「乾燥施設」には、「焼付施設」も含まれる。

注4: 「乾燥施設」は、VOCを蒸発させるもの、「洗浄施設」は、VOCを洗浄剤として用いるものとする。

注5: 「既設」とは、平成18年4月1日において現に設置されている施設である。(設置の工事が着手されているものを含む。)

注6: 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容積比百万分率である。

出典: 「埼玉県の大气規制 揮発性有機化合物 (VOC) ・炭化水素類関係」

(平成30年8月更新、埼玉県環境部大気環境課 HP)



オ) 炭化水素

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素発生施設に係る排出基準は表 3.1-20 に示すとおりである。

表 3.1-20 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素の排出基準

施設の種類		規制対象規模	規制基準
1	貯蔵用屋外タンク	炭化水素類を貯蔵するため屋外に固定されたタンク（一タンクの貯蔵容量が 500kℓ 以上のもの）	1 タンクの色を白色、銀白色等の淡彩色とし、浮屋根式タンク、内部浮屋根式タンク又はこれらと同等以上の炭化水素類の排出を抑制する効果を有する構造とし、適正に管理すること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
2	給油用地下タンク	燃料として給油する炭化水素類を貯蔵するため地下に設置されたタンク（一事業所における当該タンクの貯蔵容量の合計が 27kℓ 以上となる事業所に設置されているもの）	1 タンク自動車のタンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
3	出荷用ローディングアーム	出荷する炭化水素類を貯蔵するための固定されたタンクに設置されているもの（一事業所におけるタンクの貯蔵容量の合計が 1,000kℓ 以上となる事業所に設置されているもの）	1 出荷用の固定された貯蔵タンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
4	ドライクリーニング用乾燥機	ドライクリーニング溶剤として炭化水素類等を使用する全ての洗濯機の洗濯定格能力の合計が 23kg 以上となる事業所に設置されているもの	処理設備（内蔵されるものを含む）を設置し、適正に稼働させること
5	製造設備	炭化水素類等の製品（食料品を除く。）を製造する設備のうち、ろ過、混合、攪拌又は加熱をする設備で、その設備の定格容量が 180ℓ 以上であること	1 密閉できる構造とし、適正に管理すること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
6	使用施設	物（食料品を除く。）の製造において炭化水素類等（燃料として使用するものを除く。）を使用する規則で定める施設※ $\left[ \begin{array}{l} \text{炭化水素類等の最大の使用量の合計が一日当たり} \\ \text{500kg 以上、又は当該炭化水素類等に含まれる揮} \\ \text{発性物質の最大の使用量の合計が一月当たり} \\ \text{5,000kg 以上である事業所に設置されている施設} \\ \text{が対象} \end{array} \right]$ ※ 規則で定める施設 （規則第 30 条第 2 項、規則別表第 3） ① 塗装の用に供する施設（塗装、乾燥又は焼付け施設） ② 印刷の用に供する施設（印刷、乾燥又は焼付け施設） ③ 接着の用に供する施設（接着又は乾燥施設） ④ その他の施設（洗浄 乾燥 焼付け 分離 混合 吸収 精製 晶出 蒸発 蒸留 抽出 濃縮 合成 分解 重合 反応）を行うもの）	1 専ら製品の塗装、グラビア印刷、金属印刷若しくは軟包装印刷又はプラスチックを用いるラミネート製品の製造を業としている使用施設規制基準：イ、ロ又はハ（いずれかを選択することができる） 2 1を除く使用施設規制基準：イ又はロ（いずれかを選択することができる） 【規制基準】 イ 使用施設を設置する工場又は事業場における A の値が 30%以下であること $A = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の} \\ \text{大気中への年間排出量 (単位 kg)}}{\text{原材料の年間使用量 (単位 kg)}} \times 100$ ロ 使用施設を設置する工場又は事業場における B の値が 50%以下であること $B = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の} \\ \text{大気中への年間排出量 (単位 kg)}}{\text{原材料に含まれる揮発性物質の} \\ \text{年間使用量 (単位 kg)}} \times 100$ ハ 処理設備を設置し、適正に稼働させること

注：施設の種類ごとに定められた規制基準のいずれかに該当させる必要がある。

出典：「埼玉県の大气規制 揮発性有機化合物(VOC)・炭化水素類関係」  
 （平成 30 年 8 月更新、埼玉県環境部大気環境課 HP）





## (2) 水質

### 1) 環境基本法等に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は表 3.1-21 に、「生活環境の保全に関する環境基準」は表 3.1-22 に、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」は表 3.1-23 に示すとおりである。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質に係るダイオキシン類の環境基準は表 3.1-24 に示すとおりである。

表 3.1-21 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2. 「検出されないこと。」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。  
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表 3.1-22(1) 生活環境の保全に関する環境基準：河川

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	-

備考：1. 基準値は日間平均値とする（海域もこれに準ずる。）。  
 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。  
 3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。  
 4. 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL・・・のように連続した4段階（試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

- 注：1. 自然環境保全；自然探勝等の環境保全  
 2. 水道 1 級；ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2 級；沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道 3 級；前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3. 水産 1 級；ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 2 級；サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 3 級；コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 4. 工業用水 1 級；沈澱等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水 2 級；薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水 3 級；特殊の浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全；国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3.1-22(2) 生活環境の保全に関する環境基準：河川

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。)



表 3.1-23 地下水に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2. 「検出されないこと。」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。  
 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

表 3.1-24 水質に係るダイオキシン類環境基準

物質	基準値 (年間平均値)
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

注：水底の底質を除く。

## 2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

### ① 「水質汚濁防止法」等に基づく排水基準及び指定水域又は指定地域

水質汚濁に関しては、「水質汚濁防止法」に加え、埼玉県における「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水を定める条例（上乘せ条例）」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水規制等が行われている。

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく工場又は事業場からの公共用水域への排水の排水基準は表 3.1-25 に示すとおりである。

表 3.1-25 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水基準

項目	排出基準	項目	排出基準
カドミウム及びその化合物 <sup>注2</sup>	カドミウム 0.03	1,1-ジクロロエチレン	1
シアン化合物	シアン 1	シス 1,2-ジクロロエチレン	0.4
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルメ ト及びEPNに限る)	1	1,1,1-トリクロロエタン	3
鉛及びその化合物	鉛 0.1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
6価クロム化合物	6価クロム 0.5	1,3-ジクロロプロペン	0.02
砒素及びその化合物	砒素 0.1	チウラム	0.06
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	水銀 0.005	シマジン	0.03
アルキル水銀化合物	検出されないこと。 (定量限界 0.0005)	チオベンカルブ	0.2
ポリ塩化ビフェニル	0.003	ベンゼン	0.1
トリクロロエチレン	0.1	セレン及びその化合物	セレン 0.1
テトラクロロエチレン	0.1	ほう素及びその化合物 <sup>注2</sup>	ほう素 10
ジクロロメタン	0.2	ふっ素及びその化合物 <sup>注2</sup> <sup>注3</sup>	ふっ素 8
四塩化炭素	0.02	アンモニア、アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸 <sup>注2</sup>	100 <sup>注1</sup>
1,2-ジクロロエタン	0.04	1,4-ジオキサン <sup>注2</sup>	0.5

注1：1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量が100mg。

注2：一部の業種について、水質汚濁防止法による暫定基準が適用される。

注3：一部の業種について、上乘せ条例による暫定基準が適用される。

### (3) 騒音

#### 1) 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

関係市町における「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準の地域の区分及び基準は、表 3.1-26 に示すとおりである。

表 3.1-26 騒音に係る環境基準

地域の類型		昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)			
一般地域	A 地域	第 1 種低層住居専用地域	55dB 以下	45dB 以下		
		第 2 種低層住居専用地域				
		田園住宅地域				
		第 1 種中高層住居専用地域				
		第 2 種中高層住居専用地域				
	B 地域	第 1 種住居地域				
		第 2 種住居地域				
		準住居地域				
		用途地域の定めのない地域				
	C 地域	近隣商業地域			60dB 以下	50dB 以下
		商業地域				
		準工業地域				
		工業地域				
道路に面する地域	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下			
	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下			
	C 地域のうち車線を有する道路に面する地域					
幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準 (特例)	屋外	70dB 以下	65dB 以下			
	窓を閉めた屋内※	45dB 以下	40dB 以下			

※：窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる時である。

注1：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注2：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等をいい、「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する道路は道路端から15mまでの範囲、また2車線を超える車線を有する道路は道路端から20mまでの範囲をいう。



## 2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

### ① 「騒音規制法」に基づく特定建設作業の規制基準

「騒音規制法」に基づく特定建設作業の規制基準は表 3.1-27 に、「騒音規制法」に基づく特定建設作業の一覧は表 3.1-28 に示す。

表 3.1-27 「騒音規制法」に基づく特定建設作業に係る規制基準

基準種別 区域の区分	敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
第1号区域	85dB	午前7時～午後7時の時間内であること	1日10時間を越えないこと	連続6日を越えないこと	日曜・休日でないこと
第2号区域		午前6時～午後10時の時間内であること	1日14時間を越えないこと		

注1：基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

注2：1号区域

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない区域、都市計画区域外（一部地域）、上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲お概ね80m以内の区域

注3：2号区域

工業地域、工業専用地域

出典：「騒音・振動の規制について」（令和4年12月更新、埼玉県環境部水環境課 HP）

表 3.1-28 「騒音規制法」に基づく特定建設作業の一覧

特定建設作業の内容	
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力15kW以上）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練容量0.45m <sup>3</sup> 以上）又はアスファルトプラント（混練重量200kg以上）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（定格出力80kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業
7	トラクターショベル（定格出力70kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業
8	ブルドーザー（定格出力40kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業

出典：「騒音・振動の規制について」（令和4年12月更新、埼玉県環境部水環境課 HP）

## ② 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は表 3.1-29 に示すとおりである。

表 3.1-29 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	昼 間	夜 間
	午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する 道路に面する区域	65dB	55dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する 道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区 域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

注：区域の区分は以下のとおりである。

- a区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、  
第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
- b区域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の指定のない区域
- c区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

## ③ 「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準は表 3.1-30 に示すとおりである。

表 3.1-30 「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分			
		朝 午前 6 時～ 午前 8 時	昼 午前 8 時～ 午後 7 時	夕 午後 7 時～ 午後 10 時	夜 午後 10 時～ 午前 6 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	45dB	50dB	45dB	45dB
第 2 種区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域）	50dB	55dB	50dB	45dB
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60dB	65dB	60dB	50dB
第 4 種区域	工業地域 工業専用地域（一部地域）	65dB	70dB	65dB	60dB

注：学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲お  
概ね 50m の区域内は、当該値から 5 デシベルを減じた値とする。（第 1 種区域は除く。）

出典：「騒音・振動の規制について」（令和 4 年 12 月更新、埼玉県環境部水環境課 HP）

(4) 振動

1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

① 「振動規制法」に基づく特定建設作業の規制基準

「振動規制法」に基づく特定建設作業の規制基準は表 3.1-31 に、「振動規制法」に基づく特定建設作業の一覧は表 3.1-32 に示す。

表 3.1-31 「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る規制基準

基準種別 区域の区分	敷地境界 における 基準	作業時刻に 関する基準	作業時間に 関する基準	作業期間に 関する基準	作業日に 関する基準
第1号区域	75dB	午前7時～午後7時 の時間内であること	1日10時間を 越えないこと	連続6日を 超えないこと	日曜・休日 でないこと
第2号区域		午前6時～午後10時 の時間内であること	1日14時間を 越えないこと		

注1：基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

注2：1号区域

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない区域、都市計画区域外（一部地域）、上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲お概ね80m以内の区域

注3：2号区域

工業地域、工業専用地域

出典：「騒音・振動の規制について」（令和4年12月更新、埼玉県環境部水環境課HP）

表 3.1-32 「振動規制法」に基づく特定建設作業の一覧

特定建設作業の内容	
1	くい打機（もんけん・圧入式を除く。）、くい抜機（油圧式を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式を除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

出典：「騒音・振動の規制について」（令和4年12月更新、埼玉県環境部水環境課HP）



② 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は表 3.1-33 に示すとおりである。

表 3.1-33 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼 間	夜 間
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午前 8 時まで
第 1 種区域	65dB	60dB
第 2 種区域	70dB	65dB

注：区域の区分は以下のとおりである。

第 1 種区域

第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない区域

第 2 種区域

近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

③ 「振動規制法」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

「振動規制法」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準は表 3.1-34 4 に示すとおりである。

表 3.1-34 「振動規制法」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

区域の区分		時間の区分	昼	夜
			午前 8 時～午後 7 時	午後 7 時～午前 8 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域）		60dB	55dB
	第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB	60dB

注：学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲お概ね 50m の区域内は、当該値から 5 デシベルを減じた値とする。（第 1 種区域は除く。）

出典：「騒音・振動の規制について」（令和 4 年 12 月更新、埼玉県環境部水環境課 HP）

(5) 土壌汚染

1) 環境基本法等に基づく土壌汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準は表 3.1-35 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌汚染に係るダイオキシン類の環境基準は表 3.1-36 に示すとおりである。

表 3.1-35 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

注：土壌の汚染に係る環境基準は、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる揚所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表中の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

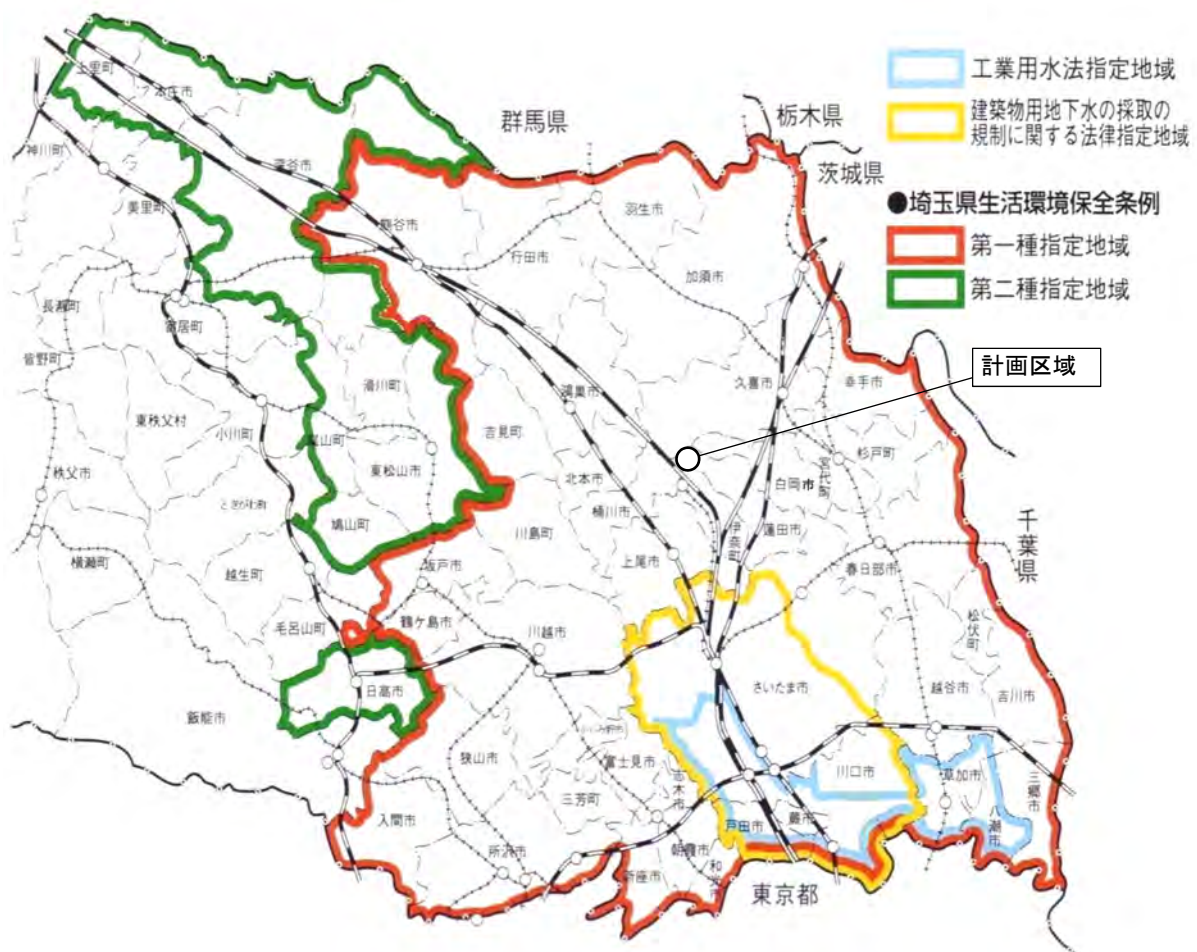
表 3.1-36 土壌に係るダイオキシン類環境基準

項目	環境上の条件
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

## (6) 地盤沈下

### 1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「埼玉県生活環境保全条例」では図 3.1-10 に示すとおり、地下水の採取により地盤沈下が生じている地域を第一種指定地域、地盤及び地下水の状況から地盤沈下が生じるおそれがあると認められる地域を第二種指定地域とし、地下水の採取を規制する地域としている。計画区域のある蓮田市は、第一種指定地域に指定されている。



出典：「地下水採取規制について」（平成31年2月更新、埼玉県環境部水環境課HP）

図 3.1-10 地下水採取規制地域図



(7) 悪臭

1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「悪臭防止法」では地域ごとに「特定悪臭物質濃度規制」又は「臭気指数規制」、「埼玉県生活環境保全条例」では「臭気濃度規制」を行っている。「悪臭防止法」に基づく規制地域を図 3.1-11 に示す。

計画区域のある蓮田市は、臭気指数規制（基準値1）の規制地域になっている。

蓮田市における「悪臭防止法」に基づく規制基準は表 3.1-37 に示すとおりである。

○悪臭防止法規制地域



出典：「悪臭の規制について」（令和4年1月更新、埼玉県環境部水環境課HP）

図 3.1-11 悪臭防止法規制地域

表 3.1-37 「悪臭防止法」に基づく規制基準

地域区分	基準値（基準値1）	煙突等の排出口における排出基準	排出水中の規制基準
A 区域 (B、C 区域を除く地域)	臭気指数 15	敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出	敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める換算式により算出
B 区域 (農業振興地域)	臭気指数 18		
C 区域 (工業地域・工業専用地域)	臭気指数 18		

出典：「悪臭の規制について」（令和4年1月更新、埼玉県環境部水環境課HP）

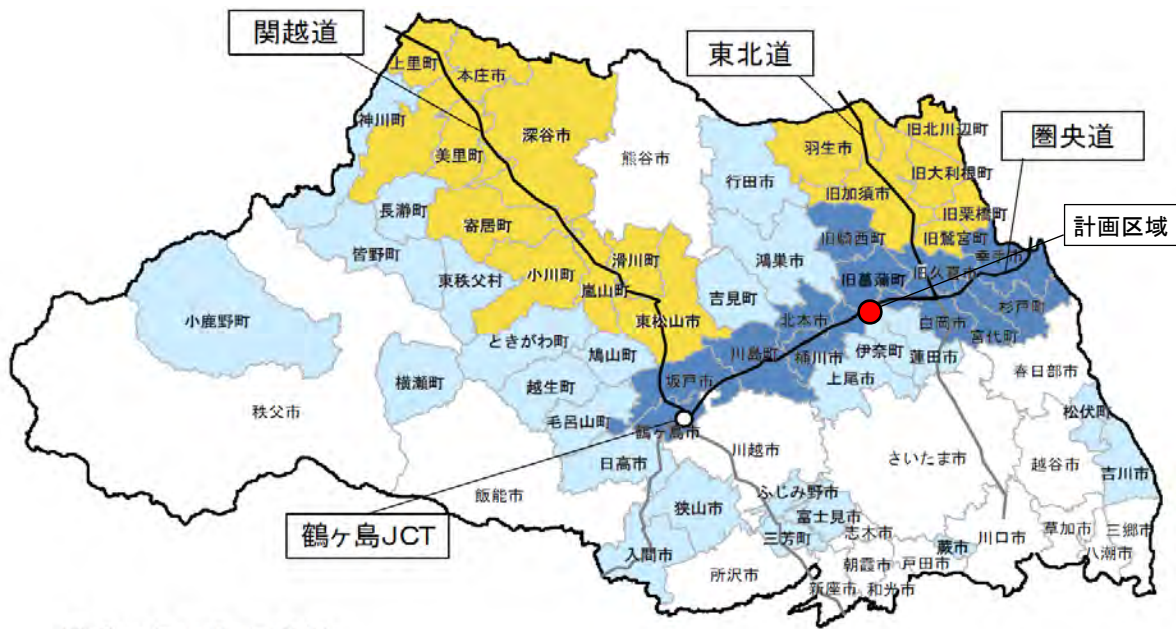
(8) 景観

埼玉県では、地域の特性を活かした景観の形成を進めるため、景観法に基づき「埼玉県景観条例」及び「埼玉県景観計画」を定めている。

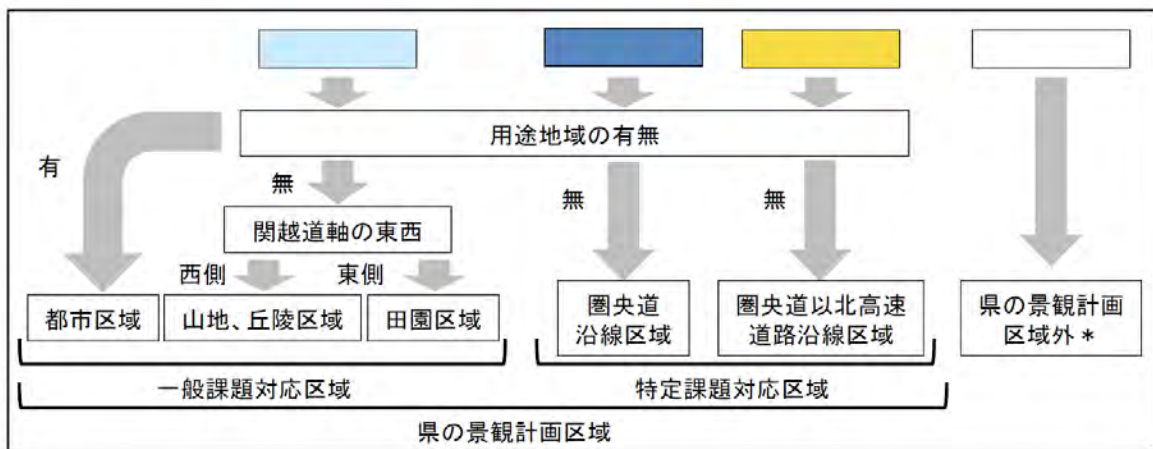
埼玉県の景観計画区域は図 3.1-12 に示すとおりであり、計画区域のある蓮田市は一般課題対応区域に指定されている。

景観計画区域内において、一定規模を超える建築や工作物の新築や修繕、資材置き場の整備などの行為については、県の景観条例・景観計画に基づき市町村への届出が必要となる。

届出の際は、外観色彩やデザインなどについて、景観計画区域ごとに定める景観形成基準を踏まえる必要がある。



(平成29年11月1日現在)



出典：「景観法に基づく届出について」（令和4年5月更新、埼玉県都市整備部都市計画課HP）

図 3.1-12 景観計画区域

## (9) 廃棄物

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「埼玉県生活環境保全条例」において、発生抑制、適正処分等に関する事業者の責務が定められている。

埼玉県は、「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成28年3月）」を策定し、「3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推移」、「廃棄物の適正処理の推進」、「環境産業の育成」及び「災害廃棄物対策の推進」を目標達成のための4つの柱として施策を展開している。

「蓮田市第4次総合振興計画 基本構想（改定版）」に示された、廃棄物に係る施策として、「循環型社会の推進」を掲げており、大量生産・大量消費・大量廃棄のあり方を見直し、循環型社会のしくみづくりの構築を推進している。

## (10) 地球温暖化

地球温暖化については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、特定排出者（温室効果ガスを相当程度多く排出する者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。

埼玉県では、令和5年3月に「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版」を策定し、令和12年度（2030年度）における埼玉県の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比46%削減することを目標としている。

## (11) 自然関係法令等

計画区域及び周辺地域における自然環境系法令等に基づく指定等の状況は表3.1-38に示すとおりである。

計画区域は、「特定猟具使用禁止区域（銃）」、「地下水採取規制地域」等に指定されている。



表 3.1-38 計画区域及び周辺地域の自然関係法令等に基づく指定等の状況

指定地域		指定等の有無		関係法令等	
		計画区域	周辺地域		
自然保護	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		県自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産	×	×	世界遺産条約	
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさと緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護地区	×	×	
鳥獣保護区		×	○	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
特定猟具使用禁止区域(銃)		○	○		
指定猟法禁止区域		×	×		
登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	ラムサール条約		
国土防災	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	○	○		
	土砂災害警戒区域	×	×	土砂災害防止法	
	地下水採取規制地域	×	×	工業用水法	
×		×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律		
土地利用	都市地域	×	×	都市計画法	
		市街化区域	×		○
		市街化調整区域	○		○
		その他の用途地域	×		×
	農業振興地域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律	
		農用地区域	○		○
	森林地域	○	○	森林法	
		国有林	×		×
地域森林計画対象民有林	×	○			
文化財保護	史跡・名勝・天然記念物(国・県・市指定)	×	×	文化財保護法	
		×	○	埼玉県文化財保護条例	
		×	×	蓮田市文化財保護条例	
		×	○	久喜市文化財保護条例	
		×	○	伊奈町文化財保護条例	
		×	○	桶川市文化財保護条例	
		×	×	白岡市文化財保護条例	
		×	×	上尾市文化財保護条例	
		×	×	北本市文化財保護条例	
×	×	鴻巣市文化財保護条例			
景観保全	風致地区	×	×	都市計画法	
	景観計画区域(一般課題対応区域)	○	○	埼玉県景観条例	
	景観計画区域(特定課題対応区域)	×	○		
	景観計画区域(景観形成推進区域)	×	×		

注：指定等の有無の「○」は指定あり、「×」は指定なしであることを示す。

## 3.2 自然的状況

### 3.2.1 大気質、騒音、振動、悪臭、気象等の状況

#### (1) 気象

##### 1) 降水量・気温・日照時間

計画区域から至近の気象観測所は、図 3.2-1 に示すとおり、久喜地域気象観測所（埼玉県久喜市）である。

令和 4 年及び過去 10 年間の気象の概要は表 3.2-1～2 に示すとおりである。

表 3.2-1 久喜地域気象観測所における気象の状況（令和 4 年）

月	降水量(mm)				気温(°C)					日照時間(h)
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低	
			1 時間	10 分間	日平均	日最高	日最低			
1	7.0	4.5	1.5	0.5	3.1	9.0	-2.6	14.3	-8.1	225.1
2	43.5	18.5	2.5	0.5	3.6	10.1	-2.3	16.5	-6.1	217.0
3	71.5	35.5	6.0	2.0	9.8	16.6	3.8	25.2	-1.4	207.4
4	153.5	32.5	9.5	2.5	14.7	20.5	9.2	29.0	-0.3	176.8
5	89.5	24.0	10.0	4.0	18.5	23.9	13.5	33.4	6.5	191.5
6	78.0	37.5	17.0	13.5	22.9	28.1	18.7	38.7	14.0	168.1
7	195.0	66.5	26.5	10.5	27.4	32.6	23.8	39.2	21.7	158.5
8	57.5	14.0	6.0	2.5	27.1	32.1	23.4	37.6	18.9	143.3
9	250.5	95.0	42.0	11.0	23.9	28.5	20.3	34.1	15.7	134.8
10	100.5	42.5	9.0	3.0	16.2	21.0	12.0	30.9	4.4	144.4
11	46.5	32.5	5.0	1.0	12.6	18.2	7.2	22.9	2.7	169.6
12	40.0	23.0	7.0	4.0	5.2	11.5	-0.1	15.6	-4.9	190.5

出典：「過去の気象データ検索」（令和 5 年 3 月閲覧、気象庁 HP）

表 3.2-2 久喜地域気象観測所における気象の状況（平成 25 年～令和 4 年）

年	降水量(mm)		気温(°C)			日照時間(h)
	合計	日最大	平均	最高	最低	
平成 25 年	1,384.5	132.5	15.1	38.1	-6.3	2,310.4
平成 26 年	1,434.0	102.5	14.8	37.9	-7.2	2,298.5
平成 27 年	1,356.5	150.0	15.5	37.5	-6.0	2,071.8
平成 28 年	1,202.0	125.0	15.4	36.3	-5.9	2,020.2
平成 29 年	1,207.0	105.5	14.8	36.8	-7.4	2,196.5
平成 30 年	1,061.0	44.0	15.8	38.6	-9.2	2,223.0
令和 1 年	1,486.0	226.5	15.6	37.4	-5.5	2,052.2
令和 2 年	1,424.5	98.0	15.6	38.7	-6.1	2,032.7
令和 3 年	1,185.5	64.5	15.5	36.0	-8.2	1,729.7]
令和 4 年	1,133.0	95.0	15.4	39.2	-8.1	2,127.0

注：表中の「 ] 」は統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている（資料不足値）ことを示す。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いないが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上（以下）であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合がある。

出典：「過去の気象データ検索」（令和 5 年 3 月閲覧、気象庁 HP）

## 2) 風向・風速

久喜地域気象観測所の令和4年における月別風向・風速は表3.2-3に、平成25年～令和4年における風向風速の年間推移は表3.2-4に、月別風向頻度は図3.2-2に示すとおりである。

令和4年における最多風向は北西、平均風速は1.7m/sであった。また、過去10年間における年間最多風向は北西であった

表3.2-3 久喜地域気象観測所における月別風向・風速（令和4年）

月	最多風向	平均風速(m/s)	最大風速及びその時の風向	
			風速(m/s)	風向
1	北西	1.6)	6.2)	西
2	北西	1.6	5.4	北
3	北西	1.8	8.8	南
4	北西	1.8	5.9	南南西
5	東南東	1.8	6.3	南東
6	東南東	1.8	6.3	南
7	南	1.8	6.5	北北東
8	東南東	1.9	8.8	南
9	東南東	1.8	9.3	南
10	北西	1.3	5.0	東北東
11	北西	1.3	5.8	北西
12	北西	1.3	5.6	北西
年間	北西	1.7	9.3	南

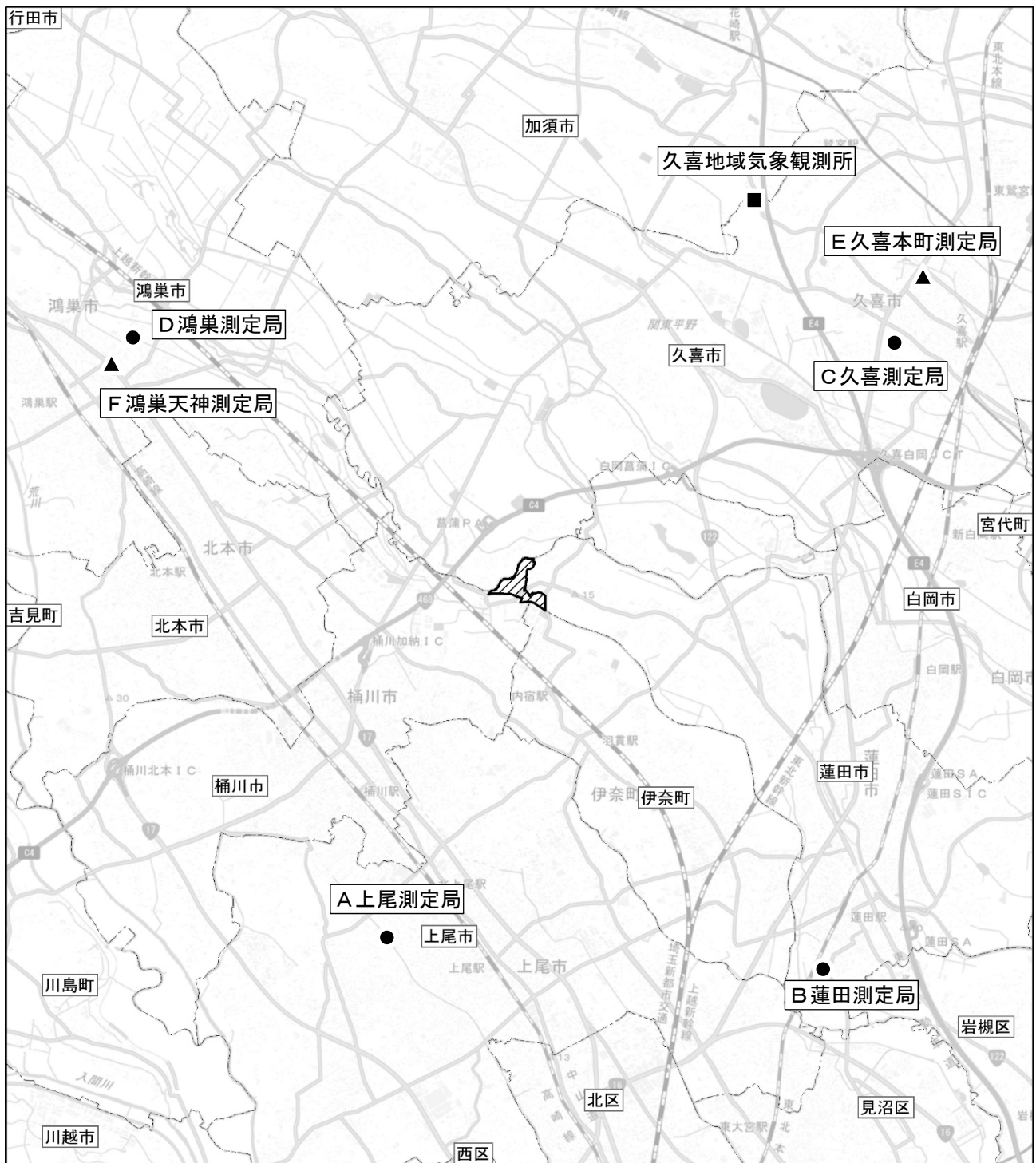
出典：「過去の気象データ検索」（令和5年3月閲覧、気象庁HP）

表3.2-4 久喜地域気象観測所における風向・風速の年間推移（平成25年～令和4年）


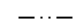



年	最多風向	平均風速(m/s)	最大風速及びその時の風向	
			風速(m/s)	風向
平成25年	北西	2.0	12.7	南南西
平成26年	北西	1.9	12.3	北北東
平成27年	北西	1.9	9.4	南
平成28年	北西	1.8	12.0	西北西
平成29年	北西	1.8	11.8	南
平成30年	北西	1.8	16.4	南
令和元年	北西	1.8	11.3	北
令和2年	北西)	1.8	9.6	北北東
令和3年	北西	1.7	10.0	南南西
令和4年	北西	1.7	9.3	南

出典：「過去の気象データ検索」（令和5年3月閲覧、気象庁HP）





凡例

-  計画区域
-  市町界
-  久喜地域気象観測所
-  一般環境大気測定局
-  自動車排出ガス測定局

注：図中の番号は表 3.2-5、表 3.2-6 に対応する。



1:100,000

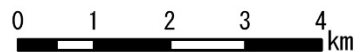


図 3.2-1

気象観測所及び  
大気汚染常時監視測定局

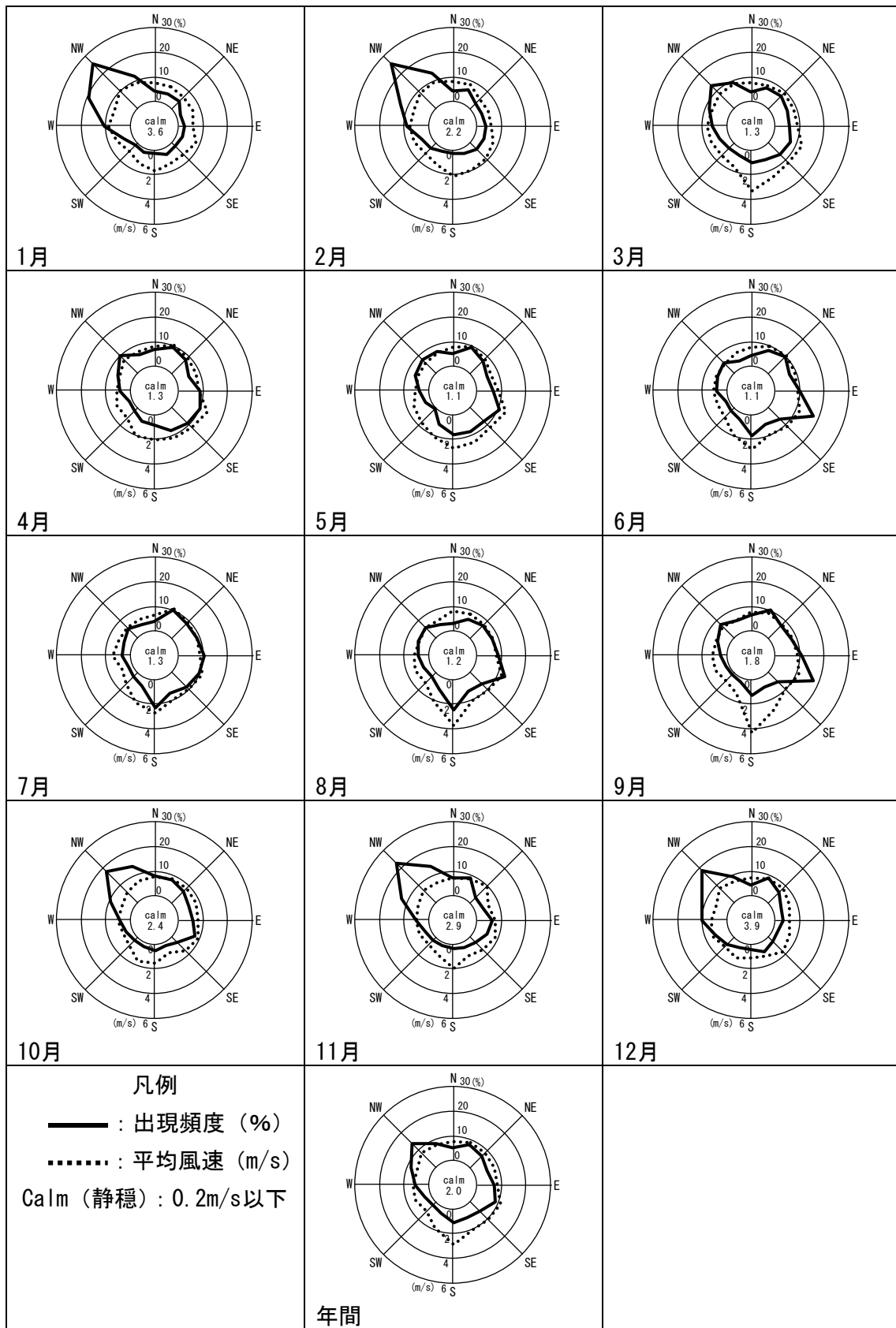


図 3.2-2 久喜地域気象観測所における月別風向頻度 (令和4年)

## (2) 大気質

### 1) 大気質の状況

関係市町内の大気汚染常時監視測定局は、表 3.2-5 及び図 3.2-1 に示したとおり、一般局 4 局、自排局 2 局が設置されている。

令和 3 年度における各項目の測定結果は表 3.2-6 に示すとおりであり、光化学オキシダントの全測定局、炭化水素の全測定局で環境基準等が非達成であった。

表 3.2-5 大気汚染常時監視測定局と測定項目

番号	測定局名	測定場所	所在地	局種別	二酸化硫黄	窒素酸化物	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素
A	上尾	浅間台大公園	上尾市浅間台 3-35	一般局		○	○	○	○	
B	蓮田	市所有地	蓮田市蓮田 5-30	一般局		○	○	○	○	
C	久喜	久喜南中学校	久喜市江面 85	一般局		○	○	○	○	
D	鴻巣	市役所	鴻巣市中央 1-1	一般局	○	○	○	○	○	○
E	久喜本町	市所有地	久喜市本町 7-913-1	自排局		○		○	○	○
F	鴻巣天神	県央広域消防本部鴻巣天神分署	鴻巣市天神 1-1-28	自排局	○	○		○	○	

注：表中番号は、図 3.2-1 に対応する。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和 3 年度）」（令和 5 年 3 月更新、埼玉県環境部大気環境課 HP）

表 3.2-6(1) 二酸化硫黄の測定結果（令和3年度）

番号	測定局名	年平均値	1時間値が 0.10ppm を越えた 時間	1日平均 値が 0.04ppm を越えた 日数	日平均 値の2% 除外値	日平均値 が0.04ppm を越えた日 が2日以上 連続したこ との有無	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.04ppmを 超えた日数	環境基準	
								長期的 評価	短期的 評価
		(ppm)	(時間)	(日)	(ppm)	(有・無)	(日)	(達成○・非達成×)	
D	鴻巣	0.001	0	0	0.002	無	0	○	○
F	鴻巣天神	0.001	0	0	0.002	無	0	○	○

注：表中番号は、図 3.2-1 に対応する。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和3年度）」（令和5年3月更新、埼玉県環境部大気環境課 HP）

表 3.2-6(2) 二酸化窒素の測定結果（令和3年度）

番号	測定局名	年平均値	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	日平均値 の年間 98%値	98%値評価 による 日平均値が 0.06ppmを 超えた日数	環境基準
A	上尾	0.009	0	0	0.023	0	○
B	蓮田	0.010	0	0	0.025	0	○
C	久喜	0.011	0	0	0.026	0	○
D	鴻巣	0.009	0	0	0.023	0	○
E	久喜本町	0.014	0	10	0.031	0	○
F	鴻巣天神	0.014	0	0	0.026	0	○

注：表中番号は、図 3.2-1 に対応する。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和3年度）」（令和5年3月更新、埼玉県環境部大気環境課 HP）

表 3.2-6(3) 光化学オキシダントの測定結果（令和3年度）

番号	測定局名	昼間の1 時間値の 年平均値	昼間の1時間値が 0.06ppmを 超えた日 数と時間数		昼間の1時間値が 0.12ppm以上 の日数 と時間数		環境基準
			(日)	(時間)	(日)	(時間)	
		(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(達成○・非達成×)
A	上尾	0.036	92	417	1	1	×
B	蓮田	0.034	80	338	1	3	×
C	久喜	0.034	82	366	1	2	×
D	鴻巣	0.035	91	403	1	1	×

注：表中番号は、図 3.2-1 に対応する。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和3年度）」（令和5年3月更新、埼玉県環境部大気環境課 HP）



表 3.2-6(4) 浮遊粒子状物質の測定結果（令和3年度）

番号	測定局名	年平均値	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた 時間数	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた 日数	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた 日が2日 以上連続 したこと の有無	環境基準		
							環境基準 の長期的 評価によ る日平均 値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数	長期的 評価	短期的 評価
		(mg/m <sup>3</sup> )	(時間)	(日)	(mg/m <sup>3</sup> )	(有・無)	(日)	(達成○・非達成×)	
A	上尾	0.012	0	0	0.025	無	0	○	○
B	蓮田	0.014	0	0	0.027	無	0	○	○
C	久喜	0.012	0	0	0.028	無	0	○	○
D	鴻巣	0.012	0	0	0.027	無	0	○	○
E	久喜本町	0.013	0	0	0.028	無	0	○	○
F	鴻巣天神	0.013	0	0	0.027	無	0	○	○

注：表中番号は、図 3.2-1 に対応する。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和3年度）」（令和5年3月更新、埼玉県環境部大気環境課 HP）

表 3.2-6(5) 微小粒子状物質の測定結果（令和3年度）

番号	測定局名	日平均値の 年平均値	日平均値の 年間 98%値	日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> を超えた日数		環境基準	
				長期的評価	短期的評価		
		(μg/m <sup>3</sup> )	(μg/m <sup>3</sup> )	(日)	(%)	(達成○・非達成×)	
A	上尾	9.6	19.5	0	0.0	○	○
B	蓮田	10.1	22.1	0	0.0	○	○
C	久喜	9.0	19.8	0	0.0	○	○
D	鴻巣	9.2	20.9	0	0.0	○	○
E	久喜本町	9.1	20.8	0	0.0	○	○
F	鴻巣天神	9.2	20.3	0	0.0	○	○

注：表中番号は、図 3.2-1 に対応する。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和3年度）」（令和5年3月更新、埼玉県環境部大気環境課 HP）

表 3.2-6(6) 炭化水素の測定結果（令和3年度）

番号	測定局名	年平均値	6～9時 の測定 日数	6～9時 における 年平均値	6～9時の 3時間平 均値が 0.20ppmC を超えた 日数	6～9時の 3時間平 均値が 0.31ppmC を超えた 日数	指針との比較
D	鴻巣	0.12	365	0.39	36	2	×
E	久喜本町	0.12	356	0.13	45	14	×

注：表中番号は、図 3.2-1 に対応する。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和3年度）」（令和5年3月更新、埼玉県環境部大気環境課 HP）

## 2) 苦情の状況

関係市町の公害苦情件数は、表 3.2-7 に示すとおりである。

蓮田市では苦情件数を公表していない。

表 3.2-7 公害苦情件数

市町名	典型七公害							不法 投棄	その他	合計
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭			
蓮田市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鴻巣市	22	6	-	10	2	-	12	-	151	203
上尾市	9	3	-	47	8	-	52	-	345	466
桶川市	13	2	-	15	2	-	6	-	7	52
久喜市	63	9	0	41		0	11	99	3	226
北本市	2	4	-	4	1	-	4	-	-	15
白岡市	0	1	0	13	1	0	32	86	193	326
伊奈町	1	-	-	3	-	-	1	-	-	5

注1：「-」は、公表された市の統計数にその種別が存在しない。

注2：蓮田市は苦情件数を公表していない。

注3：久喜市の騒音と振動は合算で公表されている。

注4：各市町は下記の出典資料に基づく年度の結果とする。なお、白岡市は平成30年度の結果とする。

出典：蓮田市みどり環境課ヒアリング

「統計こうのす（令和2年版）」（令和5年2月更新、鴻巣市総務課 HP）

「統計あげお（令和3年版）」（令和4年6月更新、上尾市総務課 HP）

「桶川市統計書 令和3年版」（令和5年3月発行、桶川市企画財務部企画調整課）

「久喜市の環境（平成30年版）」（令和元年6月発行、久喜市環境経済部環境課）

「北本の統計（令和4年版）」（令和5年3月発行、北本市企画財政部企画課）

白岡市市民生活部環境課ヒアリング

「統計いな」（令和4年4月更新、伊奈町秘書広報課 HP）

### (3) 騒音

#### 1) 騒音の状況

計画区域及びその周辺における令和元～2年度の道路交通騒音の点的評価結果は表 3.2-8 に、面的評価結果は表 3.2-9 に、道路交通騒音の調査地点は図 3.2-3 に示すとおりである。

点的評価では、4地点中2地点で環境基準を超過していた。

また、面的評価では、一般国道 17 号において昼間、夜間ともに基準値を超過する戸数が多くなっている。

表 3.2-8 道路交通騒音の点的評価結果（令和元～2年度）

番号	路線名	測定地点の住所	環境基準 類型	車線 数合計	等価騒音レベル(dB)				環境基準 適合 状況
					昼間	環境 基準 達成	夜間	環境 基準 達成	
2	一般国道 17 号	桶川市北 1-25-23	C	4	71	× (70)	71	× (65)	×
5	県道川越栗橋線	桶川市北 2-1-27	B	4	69	○ (70)	66	× (65)	×
6	県道川越栗橋線	桶川市下日出谷 298-1	B	4	70	○ (70)	65	○ (65)	○
7	県道行田蓮田線	久喜市菖蒲町上栢間	B	2	63	○ (70)	58	○ (65)	○

注1：表中番号は、図 3.2-3 に対応する。

注2：環境基準達成欄の ( ) 内の数値は当該地点における環境基準値を示す。

注3：表中番号2と5は令和2年度データ、6と7については令和2年度データがないため令和元年度データを使用

出典：「令和2年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（埼玉県環境部水環境課 HP）

「令和元年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（埼玉県環境部水環境課 HP）

表 3.2-9(1) 道路交通騒音の面的評価結果 (令和2年度)

番号	評価対象道路	評価区間の 始点の住所	評価区間の 終点の住所	評価の 区間 延長 (km)	測定地点に おける 等価騒音レベル (dB)		評価対 象住居 等戸数 a=b+c+d +e (戸)	昼間・ 夜間とも 基準値 以下 b (戸)	昼間のみ 基準値 以下 c (戸)	夜間のみ 基準値 以下 d (戸)	昼間・ 夜間とも 基準 値超過 e (戸)
					昼間	夜間					
①	県道上尾蓮田線	北足立郡伊奈町大字小室	北足立郡伊奈町大字小室	0.7	-	-	158	139	3	0	16
②	一般国道 17 号線	上尾市東町 2 丁目 1	上尾市大字上	3.8	69	69	1,461	1,272	188	0	1
③	県道さいたま菖蒲線	上尾市大字平塚	上尾市大字平塚	0.9	-	-	130	129	0	0	1
④	県道さいたま菖蒲線	上尾市大字平塚	上尾市大字平塚	0.3	-	-	32	32	0	0	0
⑤	県道さいたま菖蒲線	上尾市大字平塚	上尾市大字平塚	0.2	-	-	24	21	0	0	3
⑥	県道さいたま菖蒲線	上尾市大字平塚	上尾市大字平塚	0.3	71	67	10	7	1	0	2
⑦	県道さいたま菖蒲線	上尾市大字平塚	上尾市須ヶ谷	0.4	-	-	8	4	0	0	4
⑧	県道さいたま菖蒲線	上尾市須ヶ谷	上尾市須ヶ谷	0.2	-	-	11	9	0	0	2
⑨	県道さいたま菖蒲線	上尾市須ヶ谷	上尾市須ヶ谷	0.3	-	-	48	31	0	0	17
⑩	県道上尾久喜線	上尾市大字西門前	上尾市大字西門前	0.6	-	-	134	134	0	0	0
⑪	県道上尾久喜線	上尾市大字西門前	上尾市大字南	0.1	-	-	36	36	0	0	0
⑫	県道上尾久喜線	上尾市大字南	上尾市菅谷	0.6	-	-	56	56	0	0	0
⑬	県道上尾久喜線	上尾市菅谷	上尾市菅谷	0.2	-	-	16	16	0	0	0
⑭	県道上尾久喜線	上尾市菅谷	上尾市菅谷	0.3	-	-	24	24	0	0	0
⑮	県道上尾久喜線	上尾市菅谷	上尾市菅谷	0.7	69	64	23	23	0	0	0
⑯	県道鴻巣桶川さいたま線	上尾市大字上	上尾市愛宕 1 丁目 21	3.8	63	59	2,513	2,513	0	0	0
⑰	県道上尾環状線	上尾市中妻 3 丁目 12	上尾市緑丘 3 丁目 5	1.2	-	-	349	343	6	0	0
⑱	一般国道 17 号	桶川市末広 1 丁目 5	桶川市大字加納	2.6	73	72	813	648	97	0	68
⑲	県道川越栗橋線	桶川市大字川田谷	桶川市泉 2 丁目 5	3.0	70	65	446	446	0	0	0
⑳	県道川越栗橋線	桶川市泉 2 丁目 5	桶川市西 2 丁目 11	0.4	-	-	167	167	0	0	0
㉑	県道川越栗橋線	桶川市西 2 丁目 11	桶川市大字坂田	0.7	-	-	333	318	7	0	8
㉒	県道東松山桶川線	桶川市大字加納	桶川市大字加納	0.5	-	-	21	21	0	0	0
㉓	一般国道 122 号	久喜市菖蒲町三箇	久喜市菖蒲町台	3.1	73	72	29	6	10	0	13
㉔	県道川越栗橋線	久喜市菖蒲町下栢間	久喜市菖蒲町菖蒲	6.0	-	-	411	369	36	0	6

注：表中番号は、図 3.2-3 に対応する。

出典：「令和2年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（令和5年2月更新、埼玉県環境部水環境課 HP）



表 3.2-9 (2) 道路交通騒音の面的評価結果 (令和 2 年度)

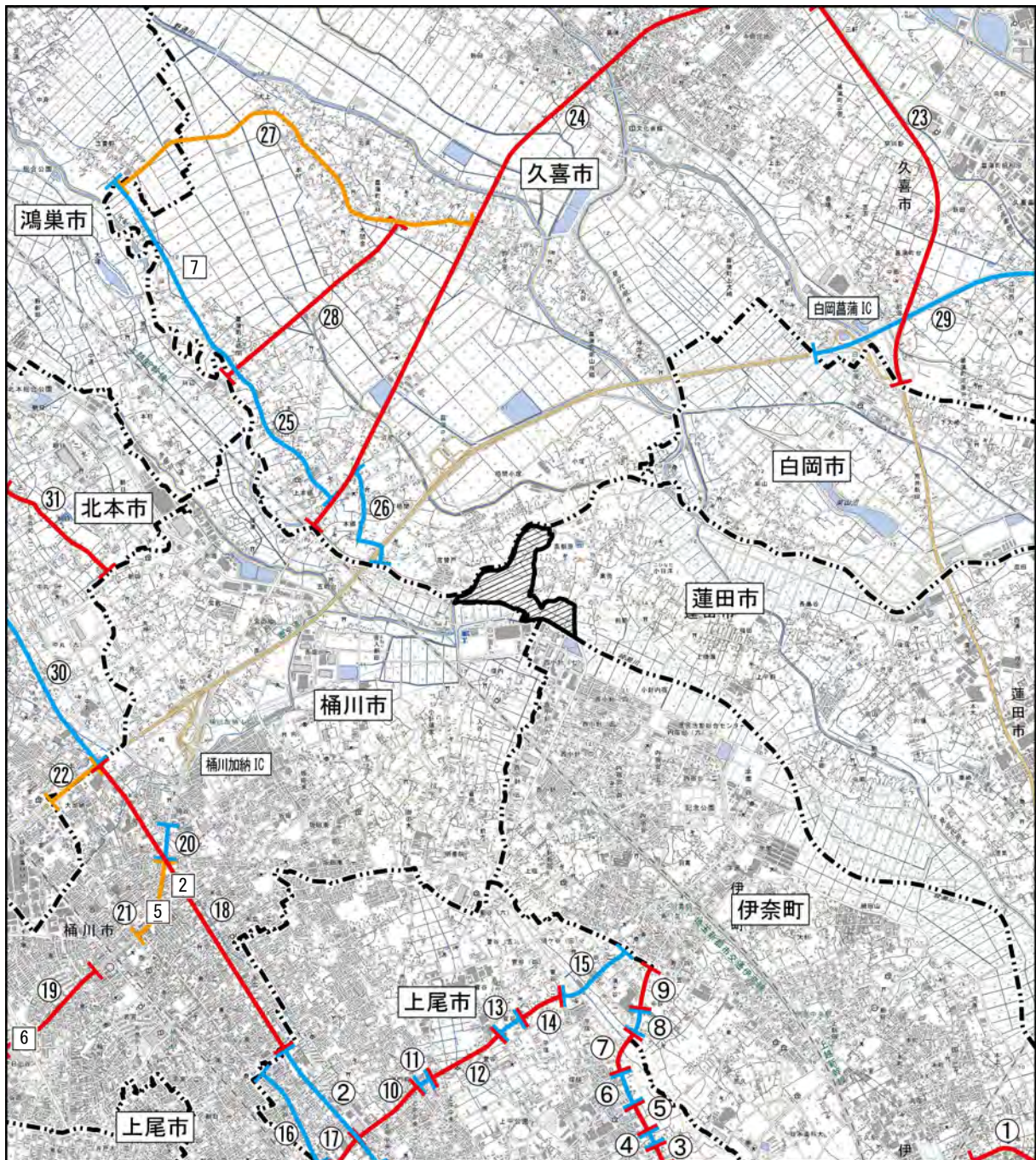
番号	評価対象道路	評価区間の 始点の住所	評価区間の 終点の住所	評価の 区間 延長  (km)	測定地点に おける 等価騒音レベル (dB)		評価対 象住居 等戸数 a=b+c+d +e  (戸)	昼間・ 夜間とも 基準値 以下 b	昼間のみ 基準値 以下 c	夜間のみ 基準値 以下 d	昼間・ 夜間とも 基準 値超過 e
					昼間	夜間		(戸)	(戸)	(戸)	(戸)
⑳	県道行田蓮田線	久喜市菖蒲町上栢間	久喜市菖蒲町下栢間	3.1	69	64	107	106	1	0	0
㉑	県道行田蓮田線	久喜市菖蒲町下栢間	久喜市菖蒲町下栢間	0.9	—	—	59	57	2	0	0
㉒	県道笠原菖蒲線	久喜市菖蒲町上栢間	久喜市菖蒲町小林	3.2	65	59	121	118	3	0	0
㉓	県道下石戸上菖蒲線	久喜市菖蒲町上栢間	久喜市菖蒲町小林	1.8	63	58	49	49	0	0	0
㉔	一般国道 468 号 (圏央道)	久喜市菖蒲町台	久喜市下早見	3.3	58	55	41	41	0	0	0
㉕	一般国道 17 号	北本市中丸	北本市深井	5.4	73	73	579	373	152	0	54
㉖	県道蓮田鴻巣線	北本市朝日	北本市宮内	2.3	68	64	317	315	0	0	2

注：表中番号は、図 3.2-3 に対応する。


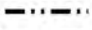


出典：「令和 2 年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」(令和 5 年 2 月更新、埼玉県環境部水環境課 HP)

## 2) 苦情の状況

騒音に関する公害苦情件数は、関係市町で 133 件であった (表 3.2-7 参照)。



凡 例

-  計画区域
-  市町界
-  騒音(点的評価)調査地点・振動調査地点
-  騒音(面的評価)調査地点



1:50,000

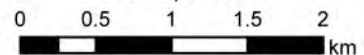


図 3.2-3

道路交通騒音・  
振動調査地点

注：図中の番号は表 3.2-8～10 に対応する。

#### (4) 振動

##### 1) 振動の状況

計画区域及びその周辺における、令和2年度の道路交通振動の測定地点は、図 3.2-3 に示すとおりである。

各測定地点の道路交通振動の測定結果は、表 3.2-10 に示すとおりであり、全地点において要請限度を下回っている。

表 3.2-10 道路交通振動の測定結果（令和2年度）

番号	路線名	測定地点の住所	区域区分	車線数	時間区分	振動レベル	要請限度
2	一般国道 17 号	桶川市北 1-25-23	2	4	昼	56	70
					夜	56	65
5	県道川越栗橋線	桶川市北 2-1-27	1	4	昼	54	65
					夜	49	60

注：表中番号は、図 3.2-3 に対応する。

出典：「令和2年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（令和5年2月更新、埼玉県環境部水環境課 HP）

##### 2) 苦情の状況

振動に関する公害苦情件数は、関係市町で 55 件であった（表 3.2-7 参照）。

#### (5) 悪臭

##### 1) 悪臭の状況

計画地及びその周辺では、悪臭の調査について公表された測定結果はない。

##### 2) 苦情の状況

悪臭に関する公害苦情件数は、関係市町で 118 件であった（表 3.2-7 参照）。

### 3.2.2 水質、底質、水象その他の水に係る環境の状況

#### (1) 水質

##### 1) 河川

計画区域及びその周辺における公共用水域の水質調査地点は、鴻巣市、桶川市、久喜市及び伊奈町で6河川10測定地点行われており、その位置は図3.2-4に示すとおりである。測定結果は表3.2-11に示すとおりである。

表3.2-11(1) 河川の水質測定結果（鴻巣市による調査地点（生活環境項目・令和4年度））

河川名		元荒川		赤堀川	
地点名		①四郎兵衛橋(C)		②新鯉沼橋(一)	
		測定値	基準値	測定値	基準値
pH	(一)	7.8	6.5以上8.5以下	7.5	6.5以上8.5以下
DO	(mg/L)	11.4	5以上	11.1	5以上
BOD	(mg/L)	1.5	5以下	2.9	5以下
SS	(mg/L)	5.0	50以下	5.0	50以下

注：地点名の（）内は類型を示す。

出典：「鴻巣市の環境」令和4年度（令和3年度実績）」（令和5年2月更新、鴻巣市環境経済部環境課HP）

表3.2-11(2) 河川の水質測定結果（桶川市による調査地点（生活環境項目・令和3年度））

河川名		芝川		綾瀬川		赤堀川		赤堀川	
地点名		③上尾市境(D)		④下水道公社前(C)		⑤篠津橋(一)		⑥鍋つる橋(一)	
		測定値	基準値	測定値	基準値	測定値	基準値	測定値	基準値
BOD	(mg/L)	3.0	8以下	1.0	5以下	2.6	—	2.0	—

注：地点名の（）内は類型を示す。

出典：「桶川市統計書（令和3年度版）」（令和5年3月発行、桶川市企画財政部企画調整課）

表3.2-11(3) 河川の水質測定結果（久喜市による調査地点（生活環境項目・平成29年度））

河川名		星川			野通川		
地点名		⑦手城橋付近(一)			⑧正眼寺橋付近(一)		
		測定値(夏季)	測定値(冬季)	基準値	測定値(夏季)	測定値(冬季)	基準値
pH	(一)	6.5	8.2	—	6.8	6.9	—
DO	(mg/L)	7.6	13.5	—	6.3	10.3	—
BOD	(mg/L)	2.5	1.8	—	2.5	8.1	—
COD	(mg/L)	28.0	4.1	—	7.2	10.0	—
SS	(mg/L)	450.0	2.0	—	52.0	5.0	—
全窒素	(mg/L)	3.1	2.3	—	1.7	9.6	—
全リン	(mg/L)	0.6	0.1	—	0.3	0.7	—

注：地点名の（）内は類型を示す。

出典：「久喜市の環境 平成30年版 No.31（平成29年度報告）」（令和元年6月発行、久喜市環境経済部環境課）



表 3.2-11(4) 河川の水質測定結果（久喜市による調査地点（健康項目・平成 29 年度））

水域名		星川		野通川	
地点名		⑦手城橋付近		⑧正眼寺橋付近	
測定項目		測定値	基準値	測定値	基準値
カドミウム	(mg/L)	0.0003 以下	0.003 mg/L 以下	0.0003 以下	0.003 mg/L 以下
全シアン	(mg/L)	不検出	検出されないこと	不検出	検出されないこと
鉛	(mg/L)	0.006	0.01 mg/L 以下	0.001	0.01 mg/L 以下
六価クロム	(mg/L)	0.005 以下	0.05 mg/L 以下	0.005 以下	0.05 mg/L 以下
砒素	(mg/L)	0.013	0.01 mg/L 以下	0.002	0.01 mg/L 以下
総水銀	(mg/L)	0.0005 以下	0.0005 mg/L 以下	0.0005 以下	0.0005 mg/L 以下
PCB	(mg/L)	不検出	検出されないこと	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	0.002 以下	0.02 mg/L 以下	0.002 以下	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	(mg/L)	0.0002 以下	0.002 mg/L 以下	0.0002 以下	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.0004 以下	0.004 mg/L 以下	0.0004 以下	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.002 以下	0.1 mg/L 以下	0.002 以下	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.004 以下	0.04 mg/L 以下	0.004 以下	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	0.1 以下	1 mg/L 以下	0.1 以下	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.0006 以下	0.006 mg/L 以下	0.0006 以下	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.001 以下	0.01 mg/L 以下	0.001 以下	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.001 以下	0.01 mg/L 以下	0.001 以下	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.0002 以下	0.002 mg/L 以下	0.0002 以下	0.002 mg/L 以下
チウラム	(mg/L)	0.0006 以下	0.006 mg/L 以下	0.0006 以下	0.006 mg/L 以下
シマジン	(mg/L)	0.0003 以下	0.003 mg/L 以下	0.0003 以下	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	(mg/L)	0.002 以下	0.02 mg/L 以下	0.002 以下	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	(mg/L)	0.001 以下	0.01 mg/L 以下	0.001 以下	0.01 mg/L 以下
セレン	(mg/L)	0.001 以下	0.01 mg/L 以下	0.001 以下	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.9	10 mg/L 以下	0.80	10 mg/L 以下
ふっ素	(mg/L)	0.11	0.8 mg/L 以下	0.15	0.8 mg/L 以下
ほう素	(mg/L)	0.1 以下	1 mg/L 以下	0.1 以下	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.005 以下	0.05 mg/L 以下	0.005 以下	0.05 mg/L 以下

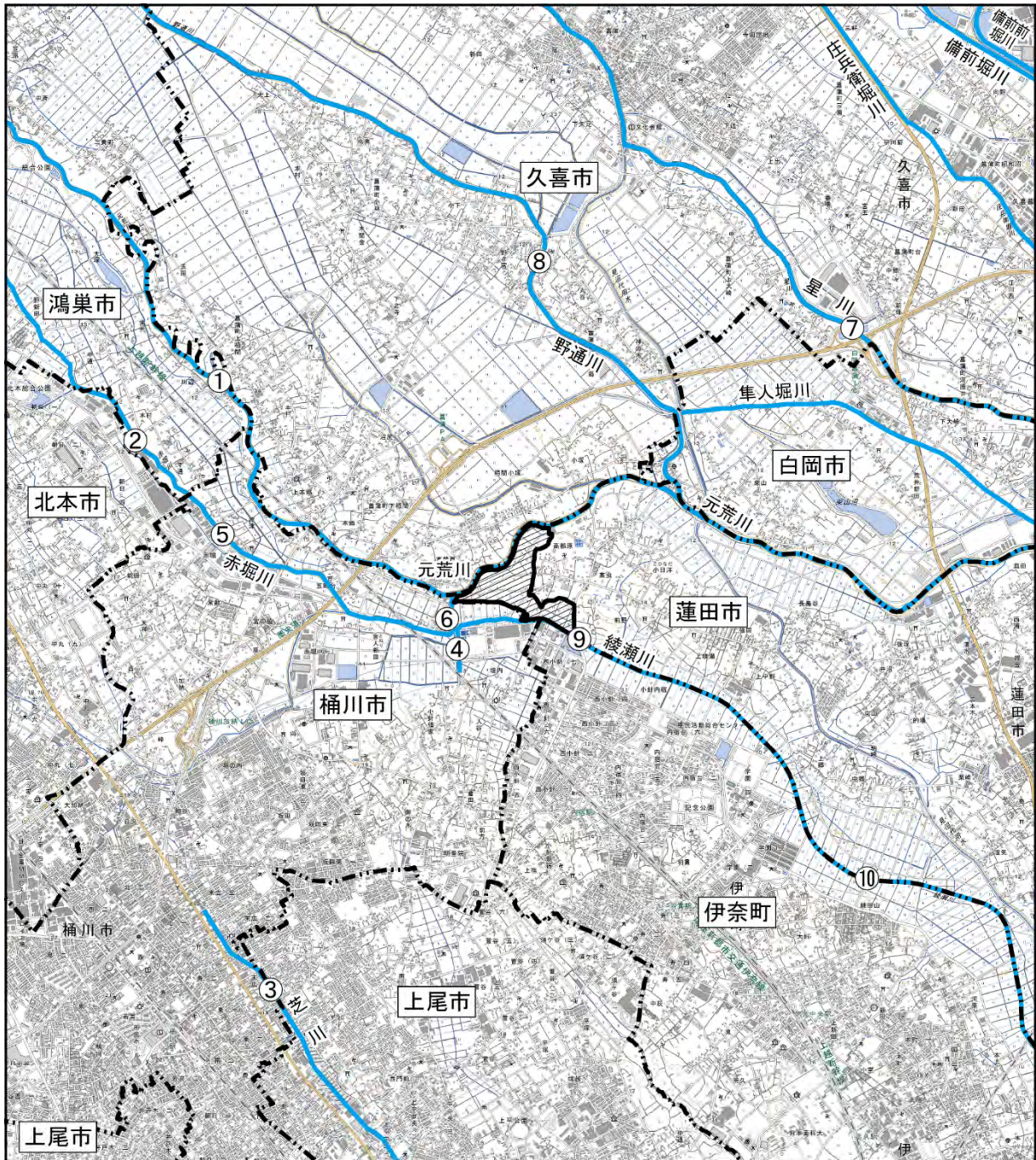
出典：「久喜市の環境 平成 30 年版 No. 31（平成 29 年度報告）」（令和元年 6 月発行、久喜市環境経済部環境課）

表 3.2-11(5) 河川の水質測定結果（伊奈町による調査地点（生活環境項目・令和 3 年度））




河川名		綾瀬川		綾瀬川	
地点名		⑨境橋(C)		⑩大針橋(C)	
		測定値	基準値	測定値	基準値
pH	(-)	7.5	6.5 以上 8.5 以下	7.4	6.5 以上 8.5 以下
DO	(mg/L)	10.0	5 以上	9.4	5 以上
BOD	(mg/L)	5.6	5 以下	3.5	5 以下
SS	(mg/L)	26.0	50 以下	31.0	50 以下

注：地点名の ( ) 内は類型を示す。

出典：「統計いな」（令和 4 年 4 月更新、伊奈町秘書広報課 HP）



凡 例

-  計画区域
-  市町界
-  一級河川
- ①～⑩ 水質調査地点



1:50,000

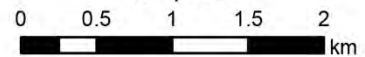


図 3.2-4

水質測定地点位置図

注：図中の番号は表 3.2-11 に対応する。



また、計画区域南側には、元荒川水循環センターが位置しており、埼玉県内の荒川左岸北部流域（熊谷市・行田市・鴻巣市・北本市・桶川市）の下水道施設の維持管理を行っている。

元荒川水循環センターは、荒川左岸北部流域下水道の終末処理場となり、処理対象市から発生した下水を処理し、元荒川に排水している。

元荒川への排水地点は計画区域の北側にあり、図 3.2-5 に示すとおりである。また、元荒川水循環センターから元荒川へ排水する水質は、表 3.2-12 に示すとおりである。

元荒川水循環センターからの排水の水質は、表 3.2-11 (1) に示すとおり、排水地点の上流側の水質と比べて pH、BOD、SS は概ね同等の値となっている。

なお、元荒川水循環センターからの排水は、常に排水されており、概ね午前中（6 時～12 時）にかけて排水量が少なくなる傾向である。

表 3.2-12 元荒川水循環センターからの排水の水質

測定年月		透視度	pH	SS	BOD	C-BOD	COD	大腸菌群数	残留塩素
		-	-	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	個/mL	mg/L
平成 30 年	4 月	100	6.9	1.7	1.8	0.9	9.0	12	0.2
	5 月	100	6.9	1.4	2.3	1.3	8.1	13	0.2
	6 月	100	6.9	1.2	1.5	1.0	7.8	0	0.2
	7 月	100	6.9	1.3	0.8	0.7	8.2	0	0.2
	8 月	100	6.9	1.2	1.8	1.0	7.5	1	0.1
	9 月	96	6.8	2.4	2.7	1.6	7.1	47	0.1
	10 月	100	6.8	1.5	2.3	1.3	7.0	87	0.1
	11 月	100	6.8	1.0	1.6	0.9	7.8	1	0.2
	12 月	100	6.7	1.8	2.2	1.3	9.0	1	0.2
平成 31 年	1 月	99	6.7	3.1	3.3	1.7	10.0	20	0.1
	2 月	100	6.7	2.6	3.0	1.7	11.0	2	0.1
	3 月	100	6.7	2.1	1.4	1.1	9.8	0	0.3
年間平均		100	6.8	1.8	2.1	1.2	8.5	15	0.2

注：各月の値は、各月に測定を行った日数の平均値とする。

出典：「水質月報」（下水道局荒川左岸北部下水道事務所）



- 凡 例
- 計画区域
  - 市町界
  - 一級河川



1:10,000

0 100 200 300 400 m

図 3.2-5

元荒川水循環センターの位置図



## 2) 地下水

関係市町における令和3年度の地下水の調査結果は、表3.2-13に示すとおりである。  
関係市町では5地点で概況調査が、8地点で継続監視調査が行われている。

表3.2-13(1) 地下水の調査結果（概況調査・令和3年度）

区分	調査地点数	鉛		砒素		テトラクロエチレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素	
		検出地点	基準超過地点	検出地点	基準超過地点	検出地点	基準超過地点	検出地点	基準超過地点	検出地点	基準超過地点	検出地点	基準超過地点
上尾市	1							1					
桶川市	1			1						1			
伊奈町	0												
久喜市	3			2	1			1		3		2	
白岡市	0												
地下水環境基準値	(mg/L)	0.01以下		0.01以下		0.01以下		10以下		0.8以下		1以下	

出典：「令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和5年3月更新、埼玉県環境部水環境課 HP）

表3.2-13(2) 地下水の調査結果（継続監視調査・令和3年度）

単位：mg/L

市町名	地区名	砒素	四塩化炭素	クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	トランス-1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
地下水環境基準値		0.01以下	0.002以下	0.002以下	0.1以下	-	-	0.04以下	1以下	0.01以下	0.01以下	10以下
上尾市	平塚								<0.0005	<0.001	<0.0005	
	平塚								<0.0005	<0.001	<0.0005	
	平塚											17
桶川市	川田谷											10
	上日出谷		<0.0002	<0.0002	<0.002	<0.0002	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.001	<0.0005	
	上日出谷		<0.0002	<0.0002	<0.002	<0.0002		<0.004	<0.0005	<0.001	0.0029	
	上日出谷		<0.0002	<0.0002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.004	<0.0005	0.001	0.0091	
蓮田市	上平野											6.9

注：斜体太数字は基準値超過を示す。

出典：「令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和5年3月更新、埼玉県環境部水環境課 HP）

## 3) 苦情の状況

水質汚濁に関する公害苦情件数は、関係市町で25件であった（表3.2-7参照）。

### (2) 底質

令和4年度において計画区域及びその周辺では、水底の底質の調査について公表された測定結果はない。

### 3.2.3 土壌及び地盤の状況

#### (1) 土壌

##### 1) 農用地における土壌汚染

埼玉県では、農用地の土壌汚染状況を把握するため、銅、砒素、カドミウムについての調査を昭和46年から5年に一度行っており、調査結果は表3.2-14に示すとおりであり、いずれの項目も環境基準を達成している。

表 3.2-14 農用地の土壌汚染状況調査の分析測定結果

単位：mg/kg

調査年度		調査地点の分析測定結果											
		土壌中（乾物）								玄米中（現物）			
		銅（基準値 125mg/kg）				砒素（基準値 15mg/kg）				カドミウム （基準値 0.4mg/kg）			
		最高	最低	平均	調査地点	最高	最低	平均	調査地点	最高	最低	平均	調査地点
一巡目	(S54~57) 全県	32.3	0.1	11.3	90	11.8	tr	1.9	90	0.37	0.02	0.11	46
二巡目	(S59~62) 全県	23.6	0.1	9.0	90	5.3	tr	1.4	90	0.30	nd	0.09	48
三巡目	(H元~4) 全県	21.6	0.3	9.3	90	8.0	tr	1.8	90	0.38	tr	0.09	46
四巡目	(H6~9) 全県	28.7	0.2	9.4	87	13.1	tr	2.2	87	0.30	tr	0.06	31
五巡目	(H11~14) 全県	30.8	0.1	11.2	180	11.3	0.1	2.0	180	0.28	tr	0.09	50
六巡目	(H16~19) 全県	21.5	tr	8.9	180	6.4	0.1	1.7	180	0.31	tr	0.06	47
七巡目	(H21~24) 全県	21.7	tr	9.5	165	7.9	tr	1.7	165	0.22	tr	0.03	43
八巡目	(H26~29) 全県	25.5	0.1	9.1	118	10.5	0.2	2.5	118	0.29	tr	0.05	31
九巡目	(R元~3) 全県	24.4	0.1	8.5	86	10.1	0.1	2.1	86	0.23	0.02	0.08	26

注1：ndは検出限界以下を、trは極微量検出を示す。

注2：県農業技術研究センターの分析測定結果で、昭和58年、63年、平成5年、10年、15年、20年、25年、30年は各調査巡の取りまとめ年である。

出典：「令和4年版埼玉県環境白書」（令和4年12月更新、埼玉県環境部環境政策課 HP）

## 2) ダイオキシン類

埼玉県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌の常時監視測定を行っている。

平成 26 年から平成 28 年で実施した関係市町における土壌中のダイオキシン類の常時監視結果は表 3.2-15 に示すとおりであり、いずれも環境基準を達成している。

表 3.2-15 土壌中のダイオキシン類の常時監視結果（平成 26 年～平成 28 年）

単位：pg-TEQ/g

調査区分	調査年度	調査地点		調査結果
一般環境把握調査	平成 28 年	北本市	栄	30
発生源周辺状況調査	平成 27 年	桶川市	赤堀	5.0
			大字小針領家	3.7
			大字小針領家	6.1
			大字小針領家	9.5
			倉田	100
		久喜市	菖蒲町下栢間	5.9
			菖蒲町下栢間	8.7
		伊奈町	内宿	0.90
西小針	0.64			
一般環境把握調査	平成 26 年	北本市	中丸	9.5
発生源周辺状況調査	平成 26 年	久喜市	樋ノ口	14
		蓮田市	根金	3.4
			根金	6.0
		白岡市	西	16
			西	1.9
			西	11
			白岡東	0.91
			篠津	6.0
下大崎	2.2			

注：環境基準は 1,000pg-TEQ/g 以下である。

出典：「土壌常時監視結果ダイオキシン類」（令和 4 年 7 月更新、埼玉県環境部水環境課 HP）

## 3) 土壌の分布状況

計画区域周辺の土壌の分布状況は、図 3.2-6 に示すとおりである。

計画区域一帯は、黒ボク土壌（下大谷統・冑山統・桶川統）、灰色低地土壌（清水統）、低位泥炭土壌（小沼統）が分布している。

## 4) 苦情の状況

土壌汚染に関する公害苦情は、関係市町ではなかった。（表 3.2-7 参照）。





<p>凡例</p> <p>土壤図【このす】(図面上部)</p> <p>厚層黒ボク土壌 太田ヶ谷統</p> <p>黒ボク土壌 青山統 下大谷統 桶川統</p> <p>黒ボクグライ土壌 上尾統 三ツ木統</p> <p>淡色黒ボク土壌 児玉統 川田谷統</p> <p>褐色低地土壌 下谷統</p> <p>細粒灰色低地土壌 平塚統</p>	<p>土壤図【おのみや】(図面下部)</p> <p>厚層黒ボク土壌 太田ヶ谷統</p> <p>黒ボク土壌 青山統 下大谷統 桶川統</p> <p>多湿黒ボク土壌 西大久保統</p> <p>黒ボクグライ土壌 上尾統 三ツ木統</p>	<p>計画区域</p> <p>盛土人口変地</p> <p>灰色低地土壌 清水統 三箇統 長野統 細粒グライ土壌 山田統 伊佐沼統 グライ土壌 片柳統 低位泥炭土壌 下ハツ林統 小沼統 黒泥土壌 花和田統 大串統</p>	<p>その他</p>
---	---	---	------------

N

1:50,000

0 0.5 1 1.5 2 km

図 3.2-6

土壤図

出典:「土地分類調査報告書(鴻巣)」(埼玉県 HP)  
「土地分類調査報告書(大宮)」(埼玉県 HP)



## (2) 地盤

### 1) 地盤沈下の状況

関係市町においては、地盤の精密水準測量調査が行われており、調査結果は表 3.2-16 に、調査地点は図 3.2-7 に示すとおりである。

計画区域のある蓮田市における過去 5 年間の変動量は 2.4～2.6mm の範囲であった。

表 3.2-16 地盤標高の変動量の推移

市町名	基準番号	所在地		調査開始年月日	各年別変動量(mm)					過去5年間の変動量(mm)	調査開始年からの変動量(mm)	令和4.1.1の真高(T.P.)(m)
		町(字)名	目標		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年			
蓮田市	47-33	駒崎 271	久伊豆神社境内	48.1.1	-5.5	-2.9	5.2	-1.7	7.5	2.6	-263.6	12.0921
	47-35	井沼 759	久伊豆神社境内	48.1.1	-5.0	-1.3	3.6	-0.9	6.0	2.4	-319.8	12.0446
桶川市	47-31	倉田 150-1	明星院	48.1.1	-5.4	0.5	4.4	-6.7	6.8	-0.4	-153.5	19.7471
	017-043	加納 169 地先	遊技店	49.1.1	-4.3	-0.4	2.9	-6.0	7.2	-0.6	-175.9	18.2202
久喜市	48-21	菖蒲町上栢間 3879-8 地先	上栢間交差点	49.1.1	-3.1	-1.5	2.6	-0.3	3.0	0.7	-225.4	12.6407
	49-22	菖蒲町小林 2098-10	理容ノガワ	50.1.1	-1.3	-2.3	1.6	-2.5	4.8	0.3	-164.7	11.6152
	53-32	菖蒲町下栢間 2720	栢間小学校	55.1.1	-4.8	-3.6	3.0	-1.1	4.9	-1.6	-120.9	13.1315
	仮 56-22	菖蒲町小林 238 地先	JA 南杉菖蒲南支店	57.1.1	-3.4	-1.5	1.6	-2.3	4.3	-1.3	-123.3	11.4619
白岡市	47-36	荒井新田 548	稲荷神社	48.1.1	-4.4	-1.2	1.4	0.3	3.6	-0.3	-318.6	10.1643
伊奈町	47-32	寿2丁目 80-1	小針小学校	24.1.1	-5.9	0.0	3.3	-4.0	7.5	0.9	0.2	17.5091

注1：基準番号は図 3.2-7 に対応する。

注2：各年1月1日の値を前年値と比較した。

注3：変動量は、－記号が沈下を、＋記号が上昇を表す。

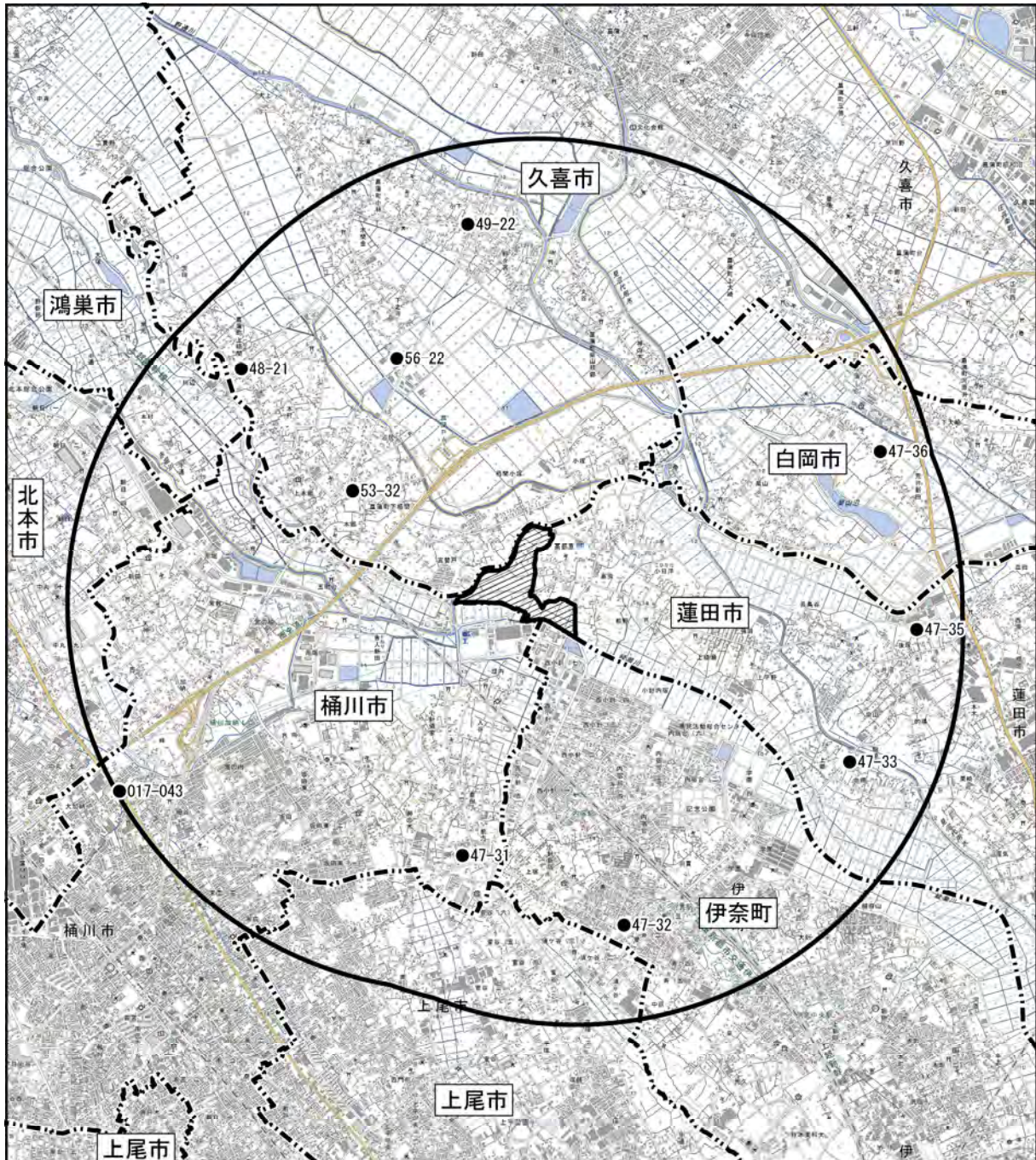
注4：過去5年間の変動量、及び、調査開始年からの変動量は、各年別変動量の累計を表す。

注5：仮 56-22 は令和3年度仮点新設





出典：「令和3年度水準測量成果表」（令和5年2月更新、埼玉県環境部水環境課 HP）

### 2) 苦情の状況

地盤沈下に関する公害苦情は、関係市町ではなかった（表 3.2-7 参照）。



凡 例

-  計画区域
-  市町界
-  計画区域外周より半径3.0km
-  水準点

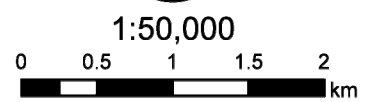


図 3.2-7

地盤標高の変動量  
調査地点位置図

注：図中の番号は表 3.2-16 に対応する。

### 3.2.4 地形及び地質の状況

#### (1) 地形の状況

計画区域及びその周辺の地形分類は、図 3.2-8 に示すとおりである。

計画区域及びその周辺の地形は、元荒川に沿って旧流路跡があり、その周辺に火山灰台地、谷底平野、自然堤防などとなっている。

計画区域は、旧流路跡、火山灰台地、谷底平野が位置している。

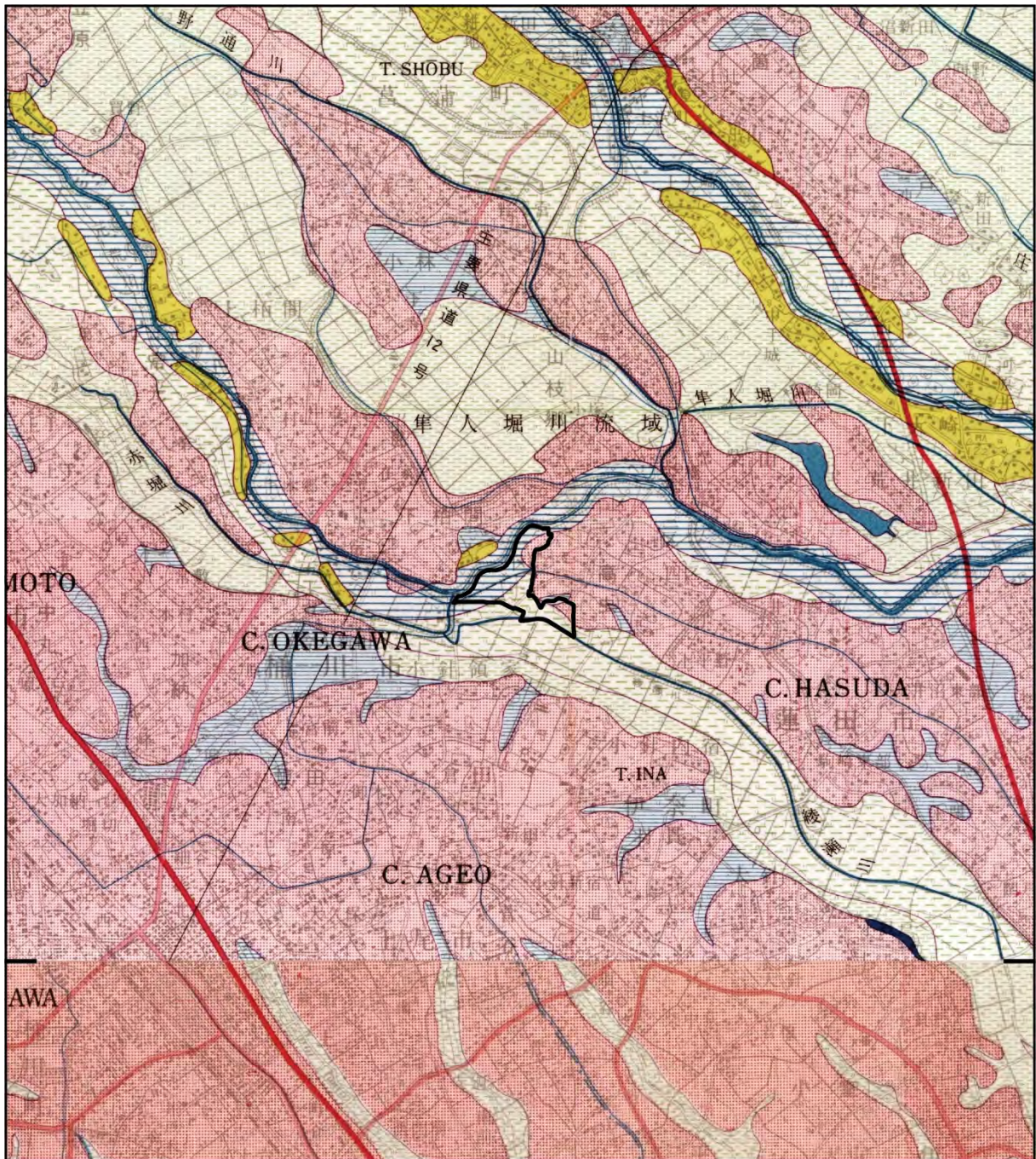
#### (2) 地質の状況

計画区域及びその周辺の表層地質は、図 3.2-9 に示すとおりである。

計画区域及びその周辺の地質は、元荒川に沿って沖積世となっており、その周囲は洪積世となっている。

計画区域は沖積世及び洪積世に位置しており、砂、泥、粘土などが堆積している。





凡 例

□ 計画区域

地形分類図【こうのす】(図面上部)

台地

火山灰台地

低地

谷底平野(I) (解折谷地田)

谷底平野(II) (後背湿地)

自然堤防

その他

台地上の谷(谷地田)

旧流路跡(旧河道)

地形分類図【おおみや】(図面下部)

台地

火山灰台地(上位)

低地

谷底平野(II) (河道・氾濫原)

出典：「土地分類調査報告書 (鴻巣)」

(埼玉県HP)

「土地分類調査報告書 (大宮)」

(埼玉県HP)



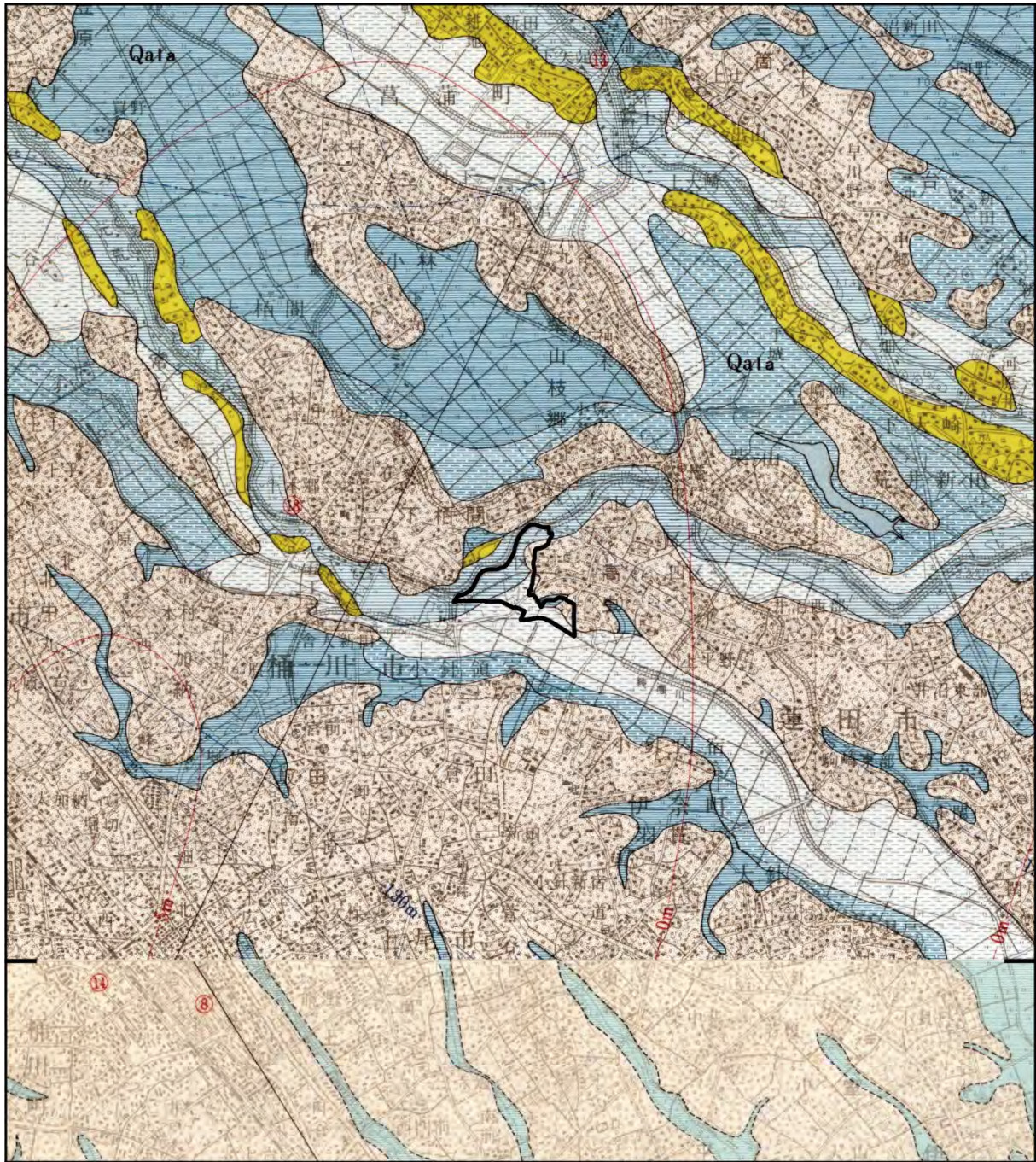
1:50,000

0 0.5 1 1.5 2 km

図 3.2-8

地形分類図





凡 例

計画区域

表層地質図【こうのす】(図面上部)

未固結堆積物

- 沖積世
  - Qa 砂泥堆積物(河道・氾濫原)
  - Qa 砂泥堆積物(旧流路跡)
  - Qa 砂質堆積物(自然堤防)
  - Qa 泥質堆積物(後背湿地)
  - Qa 泥質堆積物(解折谷地田、後背湿地: 腐植土を伴わない二次堆積ローム)

火山性岩石(火山碎屑物)

- 洪積世
  - Qd ローム

表層地質図【おおみや】(図面下部)

未固結堆積物

- 洪積世
  - Qa 砂泥堆積物(旧流路跡)
- 火山性岩石(火山碎屑物)
- 洪積世
  - Qd ローム

出典：「土地分類調査報告書（鴻巣）」（埼玉県 HP）  
 「土地分類調査報告書（大宮）」（埼玉県 HP）



1:50,000

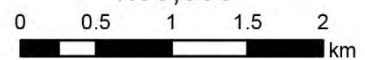


図 3.2-9

表層地質図



### 3.2.5 動物の生息・種類、植物の生育、植生、緑の量及び生態系の状況

#### (1) 動物

##### 1) 動物相の状況

計画区域周辺の動物の確認記録の概要は、表 3.2-18 に示すとおりである。

計画区域が位置する蓮田市では、両生類 2 種、昆虫類 25 種、鳥類 64 種が記録されている。

##### 2) 貴重な動物の分布状況

「第 3 回自然環境保全基礎調査」（鳥類）、「第 5 回自然環境保全基礎調査」（哺乳類・両生類・爬虫類・淡水魚類・貝類・昆虫類）において関係市町で確認された種及び「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」において記載されている地帯区分（荒川西台地、大宮台地及び加須・中川低地）で確認された種のうち表 3.2-17 に該当する種は、表 3.2-19～25 に示すとおりである。

表 3.2-17 貴重な動物種の選定基準

No.	出典	基準
①	「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月、法律第 214 号）	特天：特別天然記念物
		天：天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月、法律第 75 号）	国内：国内希少野生動植物種
		国際：国際希少野生動植物種
③	「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月、環境省）	EX：絶滅
		EW：野生絶滅
		CR+EN：絶滅危惧 I 類
		CR：絶滅危惧 IA 類
		EN：絶滅危惧 IB 類
		VU：絶滅危惧 II 類
		NT：準絶滅危惧
		DD：情報不足
		LP：絶滅のおそれのある地域個体群
④	「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」（平成 30 年 3 月、埼玉県）	EX：絶滅
		EW：野生絶滅
		CR+EN：絶滅危惧 I 類
		CR：絶滅危惧 IA 類
		EN：絶滅危惧 IB 類
		VU：絶滅危惧 II 類
		NT：準絶滅危惧
		NT1：準絶滅危惧 1 型
		NT2：準絶滅危惧 2 型
		DD：情報不足
LP：地域個体群		
RT：地帯別危惧		

表 3.2-18 計画区域周辺における動物の確認記録

分類	市町	主な確認種
哺乳類	蓮田市	—
	鴻巣市	タヌキ、キツネの2種
	上尾市	—
	桶川市	—
	久喜市	タヌキ、イタチの2種
	北本市	タヌキ、キツネ、イタチ、ノウサギの4種
	白岡市	—
	伊奈町	—
両生類	蓮田市	アマガエル、ウシガエルの2種
	鴻巣市	ウシガエルの1種
	上尾市	アマガエルの1種
	桶川市	ウシガエルの1種
	久喜市	アマガエル、ウシガエル、トウキョウダルマガエルの3種
	北本市	ウシガエルの1種
	白岡市	ウシガエルの1種
	伊奈町	アマガエルの1種
爬虫類	蓮田市	—
	鴻巣市	—
	上尾市	—
	桶川市	—
	久喜市	—
	北本市	—
	白岡市	—
	伊奈町	—
淡水魚類	蓮田市	—
	鴻巣市	—
	上尾市	—
	桶川市	—
	久喜市	モツゴ、タイリクバラタナゴ、ヨシノボリ類の3種
	北本市	—
	白岡市	—
	伊奈町	—
貝類	蓮田市	—
	鴻巣市	パツラマイマイの1種
	上尾市	パツラマイマイ、トクサオカチョウジガイ、オカチョウジガイなど6種
	桶川市	—
	久喜市	ウスカワマイマイ、ハリマキビ、オカチョウジガイなど17種
	北本市	—
	白岡市	トウキョウヒラマキガイ、ドブシジミの2種
	伊奈町	—
昆虫類	蓮田市	トンボ科、セミ科、アメンボ科など25種
	鴻巣市	セミ科、アメンボ科、ゲンゴロウ科など9種
	上尾市	アメンボ科、ハンミョウ科、タイコウチ科など45種
	桶川市	アメンボ科、ハンミョウ科、タイコウチ科など58種
	久喜市	トンボ科、アメンボ科、タイコウチ科など59種
	北本市	トンボ科、セミ科、アメンボ科など84種
	白岡市	セセリチョウ科、アゲハチョウ科、シロチョウ科など38種
	伊奈町	セセリチョウ科、アゲハチョウ科、シロチョウ科など20種
鳥類	蓮田市	アトリ科、ウグイス科、カイツブリ科など64種
	鴻巣市	—
	上尾市	アトリ科、インコ科、ウグイス科など71種
	桶川市	アトリ科、インコ科、ウグイス科など75種
	久喜市	カイツブリ科、カモ科、カラス科など24種
	北本市	アトリ科、ウグイス科、エナガ科など57種
	白岡市	アトリ科、ウグイス科、カイツブリ科など38種
	伊奈町	アトリ科、ウグイス科、カイツブリ科など53種

注1：調査実施以降に市町村の町、市勢施行・編入・合併等が行われていたため、現市町名で集計した。

注2：表中の「—」は記録なしを示す。

出典：「第3回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターHP）【鳥類】  
「第5回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターHP）  
【哺乳類・両生類・爬虫類・淡水魚類・貝類・昆虫類】

表 3.2-19(1) 計画区域周辺で確認された貴重な動物種（鳥類（繁殖鳥））

分類	科名	種名	選定基準					
			①	②	③	④		
						荒川 以西	大宮 台地	中川・加 須低地
鳥類 (繁殖鳥)	キジ科	ウズラ			VU	CR	CR	CR
	ハト科	シラコバト	天		EN	EN	EN	EN
	コウノトリ科	コウノトリ	特天	国内	CR		EX	
	サギ科	ヨシゴイ			NT	VU	VU	VU
		オオヨシゴイ			CR			EX
		ミゾゴイ			VU	CR		
		ササゴイ				EN	CR	EX
		アマサギ				LP	LP	LP
		チュウサギ			NT	VU	NT2	NT2
		コサギ				NT2	NT2	NT2
	トキ科	トキ	特天	国内	EW	EX		
	クイナ科	ヒクイナ			NT	CR	CR	CR
		バン				VU	NT2	NT2
		オオバン				DD	NT1	NT1
	カッコウ科	カッコウ				NT2	NT2	NT2
	ヨタカ科	ヨタカ			NT	CR	EX	EX
	チドリ科	ケリ			DD			NT1
		イカルチドリ					NT1	
		シロチドリ			VU	LP		LP
	シギ科	イソシギ				NT2	VU	VU
	タマシギ科	タマシギ			VU	CR	CR	CR
	ツバメチドリ科	ツバメチドリ			VU			CR
	カモメ科	コアジサシ			VU	CR	CR	CR
		アジサシ						DD
	タカ科	ハチクマ			NT	EX		
		トビ				DD	DD	
		ツミ				NT2	NT2	NT2
		オオタカ			NT	VU	VU	VU
		サシバ			VU	CR	EX	EX
		ノスリ				DD	DD	DD
	フクロウ科	オオコノハズク				EX	EX	EX
		フクロウ				EN	EN	EN
		アオバズク				VU	EN	EN
	カワセミ科	カワセミ				LP	LP	LP
	キツツキ科	アオゲラ				NT2	VU	DD
	ハヤブサ科	チョウゲンボウ				NT2	NT2	NT2
	サンショウクイ科	サンショウクイ			VU	EX	EX	EX
	カササギヒタキ科	サンコウチョウ				EX	EX	EX
	モズ科	チゴモズ			CR	EX	EX	
		アカモズ			EN	CR	EX	EX
	シジュウカラ科	ヤマガラ				CR		
	ツバメ科	コシアカツバメ				DD		
	ヨシキリ科	オオヨシキリ				NT2	NT2	NT2
		コヨシキリ				EN	EN	EN
	ヒタキ科	トラツグミ				CR	CR	
		クロツグミ				EX		
		コサメビタキ				EX	EX	EX
アトリ科	コイカル					DD		
ホオジロ科	ホオジロ				NT2	NT2	NT2	
	ホオアカ				CR	EX	EX	

注1：選定基準の番号は、表 3.2-17 に対応する。

注2：種の並び順は、「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」に準拠した。

出典：「第3回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターHP）【鳥類】

「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」（平成 30 年 3 月、埼玉県）



表 3.2-19(2) 計画区域周辺で確認された貴重な動物種（鳥類（越冬鳥））

分類	科名	種名	選定基準					
			①	②	③	④		
						荒川 以西	大宮 台地	中川・加 須低地
鳥類 (越冬鳥)	キジ科	ウズラ			VU	CR	CR	CR
	カモ科	ヒシクイ	天		VU	CR	EX	CR
		マガン	天		NT	CR	EX	CR
		カリガネ			EN			EX
		シジュウカラガン		国内	CR			EX
		コハクチョウ				NT1	NT1	NT1
		オオハクチョウ				CR	CR	CR
		オシドリ			DD	EN	EN	EN
		トモエガモ			VU	VU	VU	VU
	カイツブリ科	アカエリカイツブリ					VU	VU
		カンムリカイツブリ					VU	VU
		ミミカイツブリ					DD	DD
		ハジロカイツブリ					NT1	NT1
	ハト科	シラコバト	天		EN	EN	EN	EN
	クイナ科	クイナ				VU	VU	VU
	チドリ科	タゲリ				NT2	NT2	NT2
		ケリ			DD	EN	EN	EN
	シギ科	ヤマシギ				NT2	VU	VU
		タシギ				NT2	NT2	NT2
	タマシギ科	タマシギ			VU	CR	CR	CR
	タカ科	チュウヒ			EN	EN	EN	EN
		ハイイロチュウヒ				EN	EN	EN
		ハイタカ			NT	VU	VU	VU
		オオタカ			NT	NT2	NT2	VU
		ノスリ				NT2	NT2	NT2
	フクロウ科	オオコノハズク				DD	DD	DD
		フクロウ				NT2	VU	VU
		トラフズク				EN	EN	EN
		コミミズク				VU	VU	VU
	キツツキ科	アリスイ				NT2	NT2	NT2
	ハヤブサ科	ハヤブサ		国内	VU	VU	VU	VU
	センニュウ科	オオセッカ		国内	EN	DD	DD	DD
	ヒタキ科	ルリビタキ				NT2	NT2	NT2
スズメ科	ニュウナイスズメ				NT1	NT1	NT1	
アトリ科	ベニマシコ				NT2	NT1	NT1	
ホオジロ科	ミヤマホオジロ				NT1	NT1	NT1	
	クロジ				NT2	NT2	NT2	
	コジュリン			VU	VU	VU	VU	

注1：選定基準の番号は、表 3.2-17 に対応する。

注2：種の並び順は、「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」に準拠した。

出典：「第3回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターHP）【鳥類】  
「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」（平成30年3月、埼玉県）

表 3.2-20 計画区域周辺で確認された貴重な動物種（爬虫類）

分類	科名	種名	選定基準						
			①	②	③	④			
						荒川 以西	大宮 台地	中川・加 須低地	
爬虫類	イシガメ科	ニホンイシガメ			NT	DD	DD	DD	
	スッポン科	ニホンスッポン			DD	DD	DD	DD	
	トカゲ科	ヒガシニホントカゲ				NT2	NT1	NT1	
	カナヘビ科	ニホンカナヘビ					NT2	NT2	
	タカチホヘビ科	タカチホヘビ				EN	CR		
	ナミヘビ科	アオダイショウ					NT2	NT1	NT2
		ジムグリ					VU	EN	EN
		シマヘビ					VU	VU	VU
		ヒバカリ					NT2	VU	NT1
		シロマダラ					VU	EN	EN
		ヤマカガシ					NT1	VU	NT1
	クサリヘビ科	ニホンマムシ					NT1	EN	EN

注1：選定基準の番号は、表 3.2-17 に対応する。

注2：種の並び順は、「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」に準拠した。

出典：「第5回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターHP）

【哺乳類・両生類・爬虫類・淡水魚類・昆虫類・貝類】

「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」（平成 30 年 3 月、埼玉県）

表 3.2-21 計画区域周辺で確認された貴重な動物種（両生類）

分類	科名	種名	選定基準					
			①	②	③	④		
						荒川 以西	大宮 台地	中川・加 須低地
両生類	サンショウウオ科	トウキョウサンショウウオ			VU	CR		
	イモリ科	アカハライモリ			NT	EX	EX	EX
	ヒキガエル科	アズマヒキガエル				VU	NT1	NT1
	アカガエル科	トウキョウダルマガエル			NT	NT1	VU	NT1
		ツチガエル				CR	CR	CR
		ニホンアカガエル				VU	EN	EN
		ヤマアカガエル				VU		
	アオガエル科	シュレーゲルアオガエル				NT1	VU	VU
		カジカガエル				EN		

注1：選定基準の番号は、表 3.2-17 に対応する。

注2：種の並び順は、「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」に準拠した。

出典：「第5回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターHP）

【哺乳類・両生類・爬虫類・淡水魚類・昆虫類・貝類】

「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」（平成 30 年 3 月、埼玉県）

表 3.2-22(1) 計画区域周辺で確認された貴重な動物種（昆虫類）

分類	科名	種名	選定基準						
			①	②	③	④			
						荒川 以西	大宮 台地	中川・加 須低地	
昆虫類	セイボウ科	ムサシトゲセイボウ			NT		CR		
	ツチバチ科	オオハラナガツチバチ						NT2	
	スズメバチ科	ヤマトアシナガバチ			DD	EN	EN		
	ギングチバチ科	ニッポンハヤバチ						NT2	NT2
		フクイジガバチモドキ			DD	EN			
		コウノスジガバチモドキ				CR			
		ナンブジガバチモドキ				NT2			
		ニッポントゲアナバチ							VU
		ムネアカツヤアナバチ				NT1			
		ナンブツヤバチモドキ				CR			
		ニッポンハナダカバチ			VU				CR
		フシダカバチ科	キスジツチスガリ						NT1
	ケアシハナバチ科	シロスジフデアシハナバチ						NT1	
	シロチョウ科	ツマグロキチョウ			EN	EX	EX	EX	
	シジミチョウ科	ゴイシシジミ				NT2	NT2	NT2	
		ウラゴマダラシジミ				CR	EX		
		ミドリシジミ				NT1	NT1	NT1	
		オオミドリシジミ				CR	CR		
		コツバメ				CR	EX		
		クロシジミ			EN	EX	EX	EX	
		シルビアシジミ			EN	EX	EX	EX	EX
		ミヤマシジミ			EN				EX
		タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン			VU		EX	
	オオウラギンスジヒョウモン					NT2	NT2	NT2	
	クモガタヒョウモン						EX		
	メスグロヒョウモン					VU	VU	CR	
	ウラギンヒョウモン					CR	VU	CR	
	オオウラギンヒョウモン				CR		EX		
	アサマイチモンジ						CR		
	ミスジチョウ					VU	EX		
	ホシミスジ						CR		
	ヒオドシチョウ					VU	VU	VU	
	オオムラサキ				NT	CR	EX	EX	
	ジャノメチョウ					NT2	EX	EX	
	セセリチョウ科		ミヤマセセリ				CR	EX	
		ギンイチモンジセセリ			NT	NT2	NT2		
		ホソバセセリ				CR	EX		
		コチャバネセセリ				NT2	NT2	NT2	
		オオチャバネセセリ				NT2	NT2	NT2	
	スカシバガ科	アシナガモモブトスカシバ			VU	NT1		NT1	
	シャクガ科	フチグロトゲエダシャク					NT1		
	ヤママユガ科	オナガミズアオ			NT	LP	LP	LP	
		ヤママユ				EN	EN	EN	
		エゾヨツメ					EX		
	イボタガ科	イボタガ				EN	CR	CR	
	ヤガ科	カギモンハナオイアツバ			NT		DD		
		ハスオビアツバ					NT1	NT1	

注1：選定基準の番号は、表 3.2-17 に対応する。

注2：種の並び順は、「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」に準拠した。

出典：「第5回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターHP）

【哺乳類・両生類・爬虫類・淡水魚類・昆虫類・貝類】

「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」（平成 30 年 3 月、埼玉県）

表 3.2-22(2) 計画区域周辺で確認された貴重な動物種（昆虫類）

分類	科名	種名	選定基準					
			①	②	③	④		
						荒川 以西	大宮 台地	中川・加 須低地
昆虫類	ヤガ科	ウスミミモンキリガ			NT		NT1	
		ミスジキリガ			NT		DD	
		イチモジヒメヨトウ			VU		NT2	NT2
		ガマヨトウ			VU		DD	
		コシロシタバ			NT			
	アブ科	マツムラヒメアブ					NT2	
	ツリアブ科	タイワンハラボソツリアブ				NT2	NT2	
	ハナアブ科	スズキベッコウハナアブ				NT2	NT2	
		シコクモモフトホソハナアブ				NT1	NT1	
		カワムラモモフトハナアブ				NT2		
		ヒサマツハチモドキハナアブ				NT2	NT2	
		ハチモドキハナアブ				NT2	NT2	
		コブアリノスアブ				NT2	NT2	
	デガシラバエ科	オオハチモドキバエ				NT2		
		コマダラハチモドキバエ				NT2		
	ヤチバエ科	フタスジヤチバエ				NT2	NT2	NT2
	クロバエ科	カエルキンバエ			DD		NT2	NT2
	ニクバエ科	フルトネニクバエ						VU
	ヤドリバエ科	キイロコガネヤドリバエ				NT2	NT2	
	ガガンボモドキ科	ヤマトガガンボモドキ					VU	
		ホシガガンボモドキ			DD		DD	
	ミズスマシ科	オオミズスマシ			NT		CR	CR
		オナガミズスマシ					EN	
		コオナガミズスマシ			VU	VU		
		コミズスマシ			EN	DD	DD	
		ミズスマシ			VU		EX	
	コガシラミズムシ科	マダラコガシラミズムシ			VU	CR	CR	CR
		クビボソコガシラミズムシ			DD			CR
		ヒメコガシラミズムシ					DD	
	ゲンゴロウ科	トダセスジゲンゴロウ			VU		EN	EN
		テラニシセスジゲンゴロウ					DD	
		クロズマメゲンゴロウ					CR	
		キベリクロヒメゲンゴロウ			NT	NT1	NT1	
		シマゲンゴロウ			NT	VU	VU	VU
		マルチビゲンゴロウ			NT	EN	EN	
		マルケシゲンゴロウ			NT			VU
		ルイスツブゲンゴロウ			VU		VU	
		ホンシュウオオイチモンジ シマゲンゴロウ			EN	VU	VU	
		マルガタゲンゴロウ			VU		EX	CR
		コガタノゲンゴロウ			VU		EX	EX
		ゲンゴロウ			VU		EX	EX
		オサムシ科	フタモンマルクビゴミムシ			EN	EX	EX
	キベリマルクビゴミムシ				EN		EX	
	カワラハンミョウ				EN			EX
	ホソハンミョウ				VU	VU	VU	
	アカガネオサムシ本州亜種				VU		CR	CR

注1：選定基準の番号は、表 3.2-17 に対応する。

注2：種の並び順は、「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」に準拠した。

出典：「第 5 回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターHP）

【哺乳類・両生類・爬虫類・淡水魚類・昆虫類・貝類】

「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」（平成 30 年 3 月、埼玉県）



表3. 2-22(3) 計画区域周辺で確認された貴重な動物種（昆虫類）

分類	科名	種名	選定基準					
			①	②	③	④		
						荒川 以西	大宮 台地	中川・加 須低地
昆虫類	オサムシ科	セアカオサムシ			NT			NT1
		コハンミョウモドキ			EN			VU
		カワラゴミムシ					CR	EN
		オサムシモドキ					CR	EN
		ハマベミズギワゴミムシ					EX	CR
		キバナガミズギワゴミムシ					EX	
		チョウセンゴモクムシ			VU			VU
		チビアオゴミムシ			EN	CR	CR	CR
		ツヤキベリアオゴミムシ			VU		EX	
		アオヘリアオゴミムシ			CR		EX	EN
		クビナガキベリアオゴミムシ			DD		EN	EN
		オオサカアオゴミムシ			DD	EN	EN	EN
		ヒトツメアオゴミムシ			NT			NT1
		オオヒラタトックリゴミムシ			CR			EX
		オオトックリゴミムシ			NT	VU	CR	
		オオヨツボシゴミムシ					CR	VU
		クビナガヨツボシゴミムシ			DD	NT2	NT2	NT2
		イグチケブカゴミムシ			NT		NT1	NT1
		スナハラゴミムシ			VU			CR
		クロモンヒラナガゴミムシ					VU	VU
		ハガクビナガゴミムシ			DD	EN	EN	VU
		キノコゴミムシ					NT1	
	アリスアトキリゴミムシ			DD	NT2	NT1	NT2	
	オオアオホソゴミムシ					EX	EX	
	アオバネホソクビゴミムシ					EN	NT1	
	ヒメホソクビゴミムシ						EN	
	セスジガムシ科	セスジガムシ			EN		EN	
	ガムシ科	ガムシ			NT	EX	EX	EX
		シジミガムシ			EN		DD	
	エンマムシ科	ルリエンマムシ					NT2	NT2
	チビシデムシ科	カントウコチビシデムシ				NT1	NT1	NT1
	シデムシ科	ヤマトモンシデムシ			NT		VU	VU
	ハネカクシ科	ヤツメアリヅカムシ						NT1
		ペンギンダイコクアリヅカムシ						NT1
		ヤチハネカクシ			DD			NT1
		ヌレチハネカクシ			DD			NT1
	コガネムシ科	オオキイロコガネ				NT1	NT1	NT1
		トラハナムグリ						NT1
		クロモンマグソコガネ			NT			NT1
		ヒメキイロマグソコガネ			NT			NT1
	タマムシ科	ウバタマムシ					VU	VU
		アオマダラタマムシ				NT2	NT2	
キンヘリタマムシ					DD			
ヒメドロムシ科	ケスジドロムシ			VU		EX		
ホタル科	ヒメボタル				EN			
	ゲンジボタル				VU	EX		
	ヘイケボタル				NT1	VU	VU	
ジョウカイモドキ科	イシハラジョウカイモドキ				VU	VU	VU	
ケンキスイムシ科	オオキマダラケンキスイ					DD		

注1：選定基準の番号は、表3. 2-17に対応する。

注2：種の並び順は、「埼玉県レッドデータブック動物編2018」に準拠した。

出典：「第5回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターHP）

【哺乳類・両生類・爬虫類・淡水魚類・昆虫類・貝類】

「埼玉県レッドデータブック動物編2018」（平成30年3月、埼玉県）

表3. 2-22(4) 計画区域周辺で確認された貴重な動物種（昆虫類）

分類	科名	種名	選定基準						
			①	②	③	④			
						荒川 以西	大宮 台地	中川・加 須低地	
昆虫類	ヒゲボソケシキスイ科	オオヒゲボソケシキスイ						NT1	
		<i>Platamartsjakowlewi</i>						NT1	
	オオキノコムシ科	トウキョウムネビロオオキノコ					NT1		
	テントウムシ科	ナカイケミヒメテントウ				CR		NT2	
		ムモンチャイロテントウ				NT2	NT1	NT2	
		ムナグロチャイロテントウ				NT2			
	アリモドキ科	ワタラセミズギワアリモドキ						EN	
	カミキリムシ科	ベーツヒラタカミキリ						VU	
		ベニバハナカミキリ						NT2	
		ヨツボシカミキリ			EN		EN	EN	
		アカアシオオアオカミキリ					VU	VU	
		アオカミキリ					VU	VU	
		トラフカミキリ					VU		
		シロスジカミキリ					VU	VU	NT2
	ハムシ科	ガガブタネクイハムシ							CR
		フトネクイハムシ							EN
		イネネクイハムシ					NT2	NT2	NT2
		オオルリハムシ			NT		VU	VU	
		タグチホソヒラタハムシ					VU		
	チョッキリゾウムシ科	オオケブカチョッキリ						NT1	
	ゾウムシ科	オナガカツオゾウムシ				CR			
		スゲノハラジロヒメゾウムシ						NT1	
	イネゾウムシ科	クロイネゾウムシ				NT1		NT2	
	ゾウムシ科	ババスケヒメゾウムシ						NT1	
	ラクダムシ科	ラクダムシ						VU	
	ヒロバカゲロウ科	ブライヤーヒロバカゲロウ						NT2	
	カマキリモドキ科	ヒメカマキリモドキ					NT2	NT2	
	ツノトンボ科	キバネツノトンボ					CR		
	セミ科	ハルゼミ					VU	VU	
	ヨコバイ科	フクロクヨコバイ			NT	CR			
	ウンカ科	クロスジオオウンカ					NT1	NT1	NT1
	ハネナガウンカ科	アヤヘリハネナガウンカ					NT1		
	アリヅカウンカ科	アリヅカウンカ					NT1		
	コオイムシ科	コオイムシ			NT				EX
		タガメ			VU	EX	EX	EX	
	ミズムシ科	ミヅナシミズムシ			NT	VU	VU	CR	
		ミヤケミズムシ			NT	CR	CR	CR	
	コバンムシ科	コバンムシ			EN	CR			
	ミズカメムシ科	ムモンミズカメムシ				NT1	NT1		
	カタビロアメンボ科	マダラケシカタビロアメンボ						NT1	
	アメンボ科	オオアメンボ					NT2	NT1	
		ババアメンボ			NT	NT1	NT1	NT1	
		エサキアメンボ			NT	NT1	NT2	NT2	
	マキバサシガメ科	ベニモンマキバサシガメ					VU		
	サシガメ科	トゲサシガメ					NT1	NT1	NT1
		キイロサシガメ						VU	
	ヘリカメムシ科	ヒメトゲヘリカメムシ						NT1	
	カメムシ科	イネカメムシ					CR	CR	CR
		イネクロカメムシ					NT2	NT2	NT2

注1：選定基準の番号は、表3. 2-17に対応する。

注2：種の並び順は、「埼玉県レッドデータブック動物編2018」に準拠した。

出典：「第5回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターHP）

【哺乳類・両生類・爬虫類・淡水魚類・昆虫類・貝類】

「埼玉県レッドデータブック動物編2018」（平成30年3月、埼玉県）

表 3. 2-22 (5) 計画区域周辺で確認された貴重な動物種（昆虫類）

分類	科名	種名	選定基準					
			①	②	③	④		
						荒川 以西	大宮 台地	中川・加 須低地
昆虫類	トビナナフシ科	ニホントビナナフシ				EN		
	コオロギ科	エゾエンマコウロギ				EN	CR	EN
		クマコウロギ				NT1	NT1	NT2
		オオオカメコオロギ				EN		
		コガタコオロギ					EN	
	マツムシ科	マツムシ				CR	EX	NT1
		スズムシ				NT1	VU	NT1
	ヒバリモドキ科	エゾスズ				NT1	NT1	NT1
	キリギリス科	ヒガシキリギリス				NT1	VU	VU
		ヒサゴクサキリ				DD	DD	
		ヒメクサキリ					VU	
		オオクサキリ						CR
		オナガササキリ				NT1	VU	NT2
		イズササキリ			DD			EN
		カスミササキリ						EN
	ササキリモドキ科	ササキリモドキ				DD	DD	
		ヒメツユムシ					DD	
	クツワムシ科	クツワムシ				EN	EN	EN
	ツユムシ科	エゾツユムシ				NT1	NT1	NT1
	バッタ科	ハネナガイナゴ				VU	EN	VU
		セグロイナゴ				VU	EN	NT1
		ショウリョウバッタモドキ				NT1	NT1	NT2
		ナキイナゴ				EN		
		ヒナバッタ				VU	VU	VU
		ツマグロバッタ				EN	DD	VU
		クルマバッタ				NT2	NT1	NT2
		カワラバッタ				EN		EN
		オナシカワゲラ科	オナシカワゲラ				VU	VU
	アミメカワゲラ科	ヤマトヒメカワゲラ				VU	VU	VU
		アサカワヒメカワゲラ				NT2	NT2	VU
	カマキリ科	ウスバカマキリ			DD	EN	EN	
	クギヌキハサミムシ科	クギヌキハサミムシ					NT2	NT2
	アオイトトンボ科	コバネアオイトトンボ			EN	EX	EX	EX
	カワトンボ科	アオハダトンボ			NT	VU	EX	EX
	モノサシトンボ科	オオモノサシトンボ			EN	EX	EX	EN
	イトトンボ科	キイトトンボ				NT2	EN	VU
		ベニイトトンボ			NT	EN	EN	EN
		オオセスジイトトンボ			EN			CR
		ムスジイトトンボ						DD
		モートンイトトンボ			NT	EX	EX	EN
		ヒヌマイトトンボ			EN			CR
ヤンマ科	サラサヤンマ				NT2	NT2	VU	
	アオヤンマ			NT	VU	VU	NT1	
	ネアカヨシヤンマ			NT	NT2	NT2	DD	
	マルタンヤンマ				NT2	NT2	DD	
	マダラヤンマ			NT			DD	

注1：選定基準の番号は、表 3. 2-17 に対応する。

注2：種の並び順は、「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」に準拠した。

出典：「第 5 回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターHP）

【哺乳類・両生類・爬虫類・淡水魚類・昆虫類・貝類】

「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」（平成 30 年 3 月、埼玉県）

表 3.2-22(6) 計画区域周辺で確認された貴重な動物種（昆虫類）

分類	科名	種名	選定基準					
			①	②	③	④		
						荒川 以西	大宮 台地	中川・加 須低地
昆虫類	ヤンマ科	サラサヤンマ				NT2	NT2	VU
		アオヤンマ			NT	VU	VU	NT1
		ネアカヨシヤンマ			NT	NT2	NT2	DD
		マルタンヤンマ				NT2	NT2	DD
		マダラヤンマ			NT			DD
	サナエトンボ科	アオサナエ				NT1		
		ナゴヤサナエ			VU	VU	VU	EN
		メガネサナエ			VU	EX	EX	EX
		ホンサナエ				VU	EN	EX
		キイロサナエ			NT	VU	VU	EX
	エゾトンボ科	トラフトンボ				EX	EX	VU
		エゾトンボ				EX	EX	EX
		キイロヤマトンボ			NT	EX	EX	EX
	トンボ科	ヒメアカネ				VU	VU	EN
		オオキトンボ			EN	EX	EX	CR
		ハラビロトンボ				NT2	NT2	VU
		ヨツボシトンボ				VU	VU	CR
		ベッコウトンボ			CR	EX	EX	EX
	ヒトリガカゲロウ科	ヒトリガカゲロウ			NT		CR	EN
	モンカゲロウ科	トウヨウモンカゲロウ				VU	VU	VU
ヒメシロカゲロウ科	ミツトゲヒメシロカゲロウ						EX	

注1：選定基準の番号は、表 3.2-17 に対応する。

注2：種の並び順は、「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」に準拠した。

出典：「第5回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターHP）

【哺乳類・両生類・爬虫類・淡水魚類・昆虫類・貝類】

「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」（平成 30 年 3 月、埼玉県）

表 3.2-23 計画区域周辺で確認された貴重な動物種（多足類）

分類	科名	種名	選定基準					
			①	②	③	④		
						荒川 以西	大宮 台地	中川・加 須低地
多足類	メナシムカデ科	オガワアカムカデ					CR	
	マツジムカデ科	マキジマエスカリジムカデ				EX		
	シロハダヤスデ科	ケナガシロハダヤスデ					EX	
	ハガヤスデ科	コブヤスデ					EX	CR
	ヒロウミヤスデ科	ヨシダヒメヤスデ						CR
	ヒメヤスデ科	トガリフジヤスデ				EX		
		ヒロサミフジヤスデ					EX	

注1：選定基準の番号は、表 3.2-17 に対応する。

注2：種の並び順は、「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」に準拠した。

出典：「第5回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターHP）

【哺乳類・両生類・爬虫類・淡水魚類・昆虫類・貝類】

「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」（平成 30 年 3 月、埼玉県）



表 3.2-24 計画区域周辺で確認された貴重な動物種（クモ目）

分類	科名	種名	選定基準					
			①	②	③	④		
						荒川以西	大宮台地	中川・加須低地
クモ目	ジグモ科	ワスレナグモ			NT	NT1	NT1	
	コガネグモ科	コガネグモ				NT1	NT1	
		トリノフンダマシ				NT1	NT1	
		オオトリノフンダマシ					NT1	
		シロオビトリノフンダマシ				NT1	NT1	

注1：選定基準の番号は、表 3.2-17 に対応する。

注2：種の並び順は、「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」に準拠した。

出典：「第5回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターHP）

【哺乳類・両生類・爬虫類・淡水魚類・昆虫類・貝類】

「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」（平成 30 年 3 月、埼玉県）

表 3.2-25 計画区域周辺で確認された貴重な動物種（軟体動物）

分類	科名	種名	選定基準					
			①	②	③	④		
						荒川以西	大宮台地	中川・加須低地
軟体動物	タニシ科	マルタニシ			VU	VU	VU	NT2
	ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ			DD	DD	NT2	DD
		トウキョウヒラマキガイ			DD			LP
		ヒラマキガイモドキ			NT			LP
		ミズコハクガイ			VU			LP
		カワネジガイ			CR			EX
	モノアラガイ科	モノアラガイ			NT	DD	NT2	DD
	カワコザラガイ科	カワコザラガイ				VU	VU	DD
	キバサナギガイ科	キバサナギガイ			CR+EN			EN
	キセルガイ科	ナミコギセル					LP	LP
	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ			NT	VU		VU
		コウフオカモノアラガイ			VU			
	イシガイ科	イシガイ				NT2		
		マツカサガイ			NT	NT1		
		ドブガイ				NT2	NT2	NT2
		カラスガイ			NT			VU
	ドブシジミガイ科	ドブシジミ				NT2	NT2	VU
	ベッコウマイマイ科	ヒメオオタキキビ			DD			
	オナジマイマイ科	トウキョウコオオベソマイマイ			NT			

注1：選定基準の番号は、表 3.2-17 に対応する。

注2：種の並び順は、「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」に準拠した。

出典：「第5回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターHP）

【哺乳類・両生類・爬虫類・淡水魚類・昆虫類・貝類】

「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」（平成 30 年 3 月、埼玉県）

## (2) 植物

### 1) 植生の状況

蓮田市は都心から約40kmの埼玉県東部に位置し、大宮台地分布区域に区分され、概ね平坦で南北に長い地形となっている。

計画区域周辺の植生図は、図 3.2-10に示すとおりである。

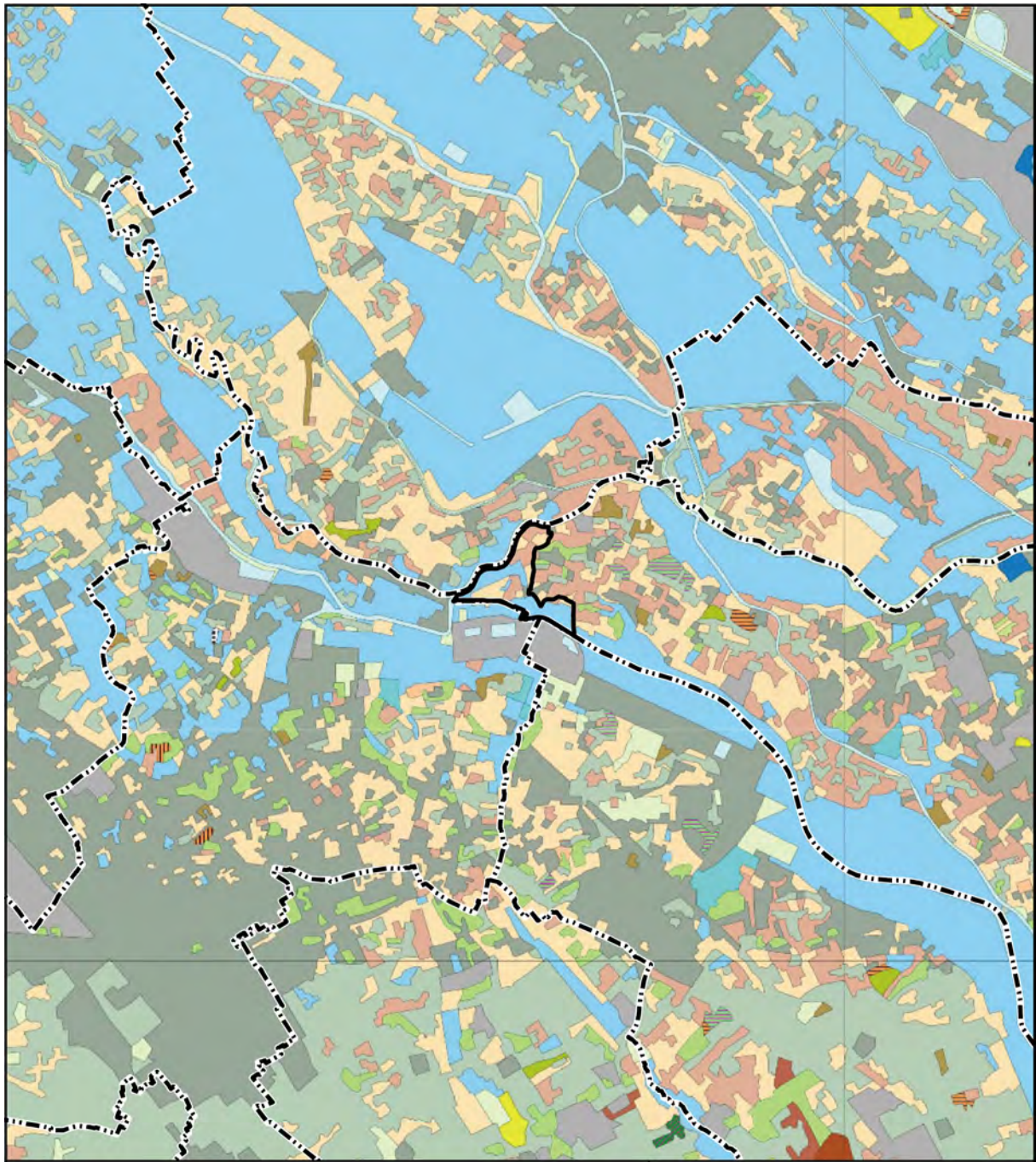
計画区域は、主に水田雑草群落、畑雑草群落、果樹林、市街地で構成されている。

### 2) 貴重な植物の分布状況

「1998年版埼玉県植物誌」に記載されている関係市町で確認された種、及び「埼玉県レッドデータブック2011植物編」に記載されている地帯区分において、関係市町が含まれる荒川西台地、大宮台地及び加須・中川低地での分布が確認された種は84科219種であり、その内容は表3.2-27に示すとおりである。

表 3.2-26 貴重な植物種の選定基準

No.	出典	基準
①	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月、法律第 214 号)	特天：特別天然記念物
		天：天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月、法律第 75 号)	国内：国内希少野生動植物種
		国際：国際希少野生動植物種
③	「環境省レッドリスト 2020」(令和 2 年 3 月、環境省)	EX：絶滅
		EW：野生絶滅
		CR+EN：絶滅危惧 I 類
		CR：絶滅危惧 IA 類
		EN：絶滅危惧 IB 類
		VU：絶滅危惧 II 類
		NT：準絶滅危惧
		DD：情報不足
④	「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」(平成 24 年 3 月、埼玉県)	LP：絶滅のおそれのある地域個体群
		EX：絶滅
		EW：野生絶滅
		CE：絶滅危惧 I 類
		CR：絶滅危惧 IA 類
		EN：絶滅危惧 IB 類
		VU：絶滅危惧 II 類
		NT：準絶滅危惧
		DD：情報不足
LP：地域個体群		



凡 例 出典：「自然環境調査 Web-GIS」（生物多様性センター）

計画区域	伐採跡地群落	路傍・空地雑草群落
市町界	ヨシクラス	放棄雑草群落
ヤマボウシ-ブナ群落	オギ群落	果樹園
イヌシデ-アカシデ群落	スギ・ヒノキ・サワラ植林	畑雑草群落
シラカシ群落	アカマツ植林	水田雑草群落
ハンノキ群落	ニセアカシア群落	放棄水田雑草群落
クヌギ群落	その他植林	市街地
ヤナギ低木群落	竹林	緑の多い住宅地
ケヤキ-シラカシ群落	モウソウチク林	工場地帯
シラカシ屋敷林	マダケ・ハチク林	造成地
クヌギ-コナラ群落	ゴルフ場・芝地	開放水域
アカシデ-イヌシデ群落	牧草地	残存・植栽樹群落
アカマツ群落		
ヤマツツジ-アカマツ群落		

N

1:50,000

0 0.5 1 1.5 2 km

図 3.2-10

植生図

表 3.2-27(1) 計画区域周辺で確認された貴重な植物種

科名	種名	選定基準			
		①	②	③	④
マツバラ科	マツバラ			CR	NT
イワヒバ科	カタヒバ			NT	
	タチクラマゴケ			VU	
ミズニラ科	ミズニラ			VU	NT
トクサ科	イヌスギナ			NT	
ハナヤスリ科	ナツノハナワラビ			NT	
	トネハナヤスリ			CR	VU
	コヒロハハナヤスリ			VU	
	コハナヤスリ			EN	
ヒロハハナヤスリ			EN		
ホウライシダ科	ミズワラビ			NT	
シシガシラ科	コモチシダ			EN	
イワデンド科	ヘラシダ			CR	
デンジソウ科	デンジソウ			CR	VU
サンショウモ科	サンショウモ			EN	VU
アカウキクサ科	アカウキクサ			DD	EN
ブナ科	アカガシ			NT	
イラクサ科	トキホコリ			VU	VU
	ホソバイラクサ			DD	
ヤドリギ科	マツグミ			EN	
タデ科	ヒメタデ			EN	VU
	ホソバイヌタデ			EN	NT
	ナガバノウナギツカミ			EX	NT
	シロバナサクラタデ			NT	
	ヌカボタデ			EN	VU
コギシギシ			VU	VU	
ナデシコ科	カワラナデシコ			VU	
	ナンバンハコベ			NT	
	イトハコベ			CR	VU
キンポウゲ科	イチリンソウ			NT	
	アズマイチゲ			NT	
	カザグルマ			EN	NT
	コキツネノボタン			EN	VU
	バイカモ			EN	
	ヒキノカサ			CR	VU
	ヒメウズ			VU	
	カラマツソウ			EN	
ノカラマツ			VU	VU	
メギ科	イカリソウ			NT	
ツツラフジ科	コウモリカズラ			NT	
スイレン科	オニバス			CR	VU
	コウホネ			NT	
マツモ科	マツモ			VU	
ドクダミ科	ハンゲショウ			VU	
ウマノスズクサ科	カンアオイ			NT	
	タマノカンアオイ			CR	VU
オトギリソウ科	トモエソウ			VU	
	アゼオトギリ			CR	EN
ケシ科	ヤマブキソウ			NT	
アブラナ科	コイヌガラシ			NT	NT
	ハタザオ			VU	
ユキノシタ科	ネコノメソウ			NT	
	タコノアシ			VU	NT

注1：選定基準の番号は、表 3.2-26 に対応する。

注2：種の並び順は「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」（平成 24 年 3 月、埼玉県）に準拠した。

出典：「1998 年版埼玉県植物誌」（平成 10 年 3 月、埼玉県教育委員会）

「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」（平成 24 年 3 月、埼玉県）



表 3.2-27(2) 計画区域周辺で確認された貴重な植物種

科名	種名	選定基準			
		①	②	③	④
バラ科	カワラサイコ			VU	
	ナガボノシロワレモコウ			NT	
	ナガボノアカワレモコウ			VU	
マメ科	レンリソウ			EN	
	イヌハギ			VU	VU
トウダイグサ科	ノウルシ			VU	NT
ツリフネソウ科	ワタラセツリフネソウ			EN	
スマレ科	ヒメミヤマスマレ			EN	
	ヒゴスマレ			NT	
	タチスマレ			CR	VU
	アケボノスマレ			NT	
エゾアオイスミレ			NT		
ウリ科	ゴキヅル			VU	
ミソハギ科	ヒメミソハギ			NT	
	エゾミソハギ			EN	
	ミズマツバ			VU	VU
ヒシ科	ヒメビシ			EN	VU
	ヒシ			NT	
	オニビシ			NT	
アカバナ科	ウスゲチョウジタデ			VU	NT
	ミズキンバイ			DD	VU
アリノトウグサ科	ホザキノフサモ			EN	
	フサモ			NT	
セリ科	エキサイゼリ			CR	NT
イチヤクソウ科	シャクジョウソウ			NT	
サクラソウ科	ノジトラノオ			EN	VU
	スマトラノオ			NT	
	サワトラノオ			CR	EN
	クサレダマ			CR	
	サクラソウ			CR	NT
マチン科	ヒメナエ			CR	VU
	アイナエ			NT	
リンドウ科	センブリ			VU	
ミツガシワ科	ヒメシロアサザ			EN	VU
	ガガブタ			CR	NT
	アサザ			VU	NT
キョウチクトウ科	チョウジソウ			EN	NT
ガガイモ科	コカモメヅル			NT	
アカネ科	アリドオシ			VU	
	ハナムグラ			EN	VU
	ホソバノヨツバムグラ			NT	
クマツヅラ科	クマツヅラ			VU	
シソ科	ミゾコウジュ			NT	NT
	ヒメナミキ			EN	
ゴマノハグサ科	サワトウガラシ			CR	
	アブノメ			NT	
	オオアブノメ			EN	VU
	シソクサ			EN	
	キクモ			NT	
	キタミソウ			EN	VU
	スズメノトウガラシ			EN	
クチナシグサ			NT		
ヒキヨモギ			NT		

注1：選定基準の番号は、表 3.2-26 に対応する。

注2：種の並び順は「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」（平成 24 年 3 月、埼玉県）に準拠した。

出典：「1998 年版埼玉県植物誌」（平成 10 年 3 月、埼玉県教育委員会）

「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」（平成 24 年 3 月、埼玉県）

表 3.2-27(3) 計画区域周辺で確認された貴重な植物種

科名	種名	選定基準			
		①	②	③	④
ゴマノハグサ科	イヌノフグリ			NT	VU
	カワヂシャ			VU	NT
キツネノマゴ科	ハグロソウ			NT	
ハマウツボ科	ナンバンギセル			VU	
タヌキモ科	タヌキモ			CR	NT
スイカズラ科	ゴマギ			NT	
オミナエシ科	オミナエシ			EN	
キキョウ科	バアソブ			EN	VU
キク科	カワラハハコ			VU	
	カワラヨモギ			VU	
	ヒメシオン			VU	
	タウコギ			NT	
	フジバカマ			NT	NT
	アキノハハコグサ			CR	EN
	オグルマ			NT	
	ホソバオグルマ			EN	VU
	カセンソウ			NT	
	ノニガナ			NT	
	カワラニガナ			VU	NT
	オナモミ			VU	VU
オモダカ科	ヘラオモダカ			NT	
	サジオモダカ			EN	
	アギナシ			CR	NT
	ウリカワ			NT	
トチカガミ科	クロモ			EN	
	トチカガミ			VU	NT
	ミズオオバコ			VU	VU
	コウガイモ			VU	
	セキショウモ			NT	
ヒルムシロ科	イトモ			VU	NT
	エビモ			NT	
	ヒルムシロ			NT	
	フトヒルムシロ			DD	
	センニンモ			NT	
	ヤナギモ			NT	
	ササバモ			NT	
イバラモ科	ホッサモ			DD	
	トリゲモ			EN	VU
ユリ科	ヒメニラ			NT	
	ヤマラッキョウ			VU	
	アマナ			NT	
	ヒロハノアマナ			EN	VU
	ステゴビル			EN	VU
	カタクリ			NT	
	ニッコウキスゲ			VU	
	ホトトギス			VU	
ヒガンバナ科	キツネノカミソリ			NT	
ミズアオイ科	ミズアオイ			CR	NT
アヤメ科	カキツバタ			CR	NT
ホシクサ科	ヒロハイヌノヒゲ			VU	
	ホシクサ			EN	
	ニッポンイヌノヒゲ			EN	

注1：選定基準の番号は、表 3.2-26 に対応する。

注2：種の並び順は「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」（平成 24 年 3 月、埼玉県）に準拠した。

出典：「1998 年版埼玉県植物誌」（平成 10 年 3 月、埼玉県教育委員会）

「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」（平成 24 年 3 月、埼玉県）

表 3.2-27(4) 計画区域周辺で確認された貴重な植物種

科名	種名	選定基準			
		①	②	③	④
イネ科	セトガヤ			NT	
	コウヤザサ			NT	
	ムツオレグサ			NT	
	ヒメウキガヤ			VU	
	セイタカヨシ			VU	
サトイモ科	マイヅルテンナンショウ			CR	VU
	ウラシマソウ			NT	
ミクリ科	ミクリ			NT	NT
	ヤマトミクリ			EN	NT
	ナガエミクリ			VU	NT
カヤツリグサ科	トダスゲ			CR	CR
	ジョウロウスゲ			CR	VU
	ヌマアゼスゲ			CR	VU
	ウマスゲ			NT	
	ヒメゴウソ			NT	
	タカネマスクサ			NT	
	オニナルコスゲ			EN	
	カンエンガヤツリ			VU	VU
	シロガヤツリ			VU	
	ミズハナビ			VU	
	コツブヌマハリイ			CR	VU
	コアゼテンツキ			NT	
	アゼテンツキ			EN	
	ハタケテンツキ			CR	EN
	イトイヌノハナヒゲ			EN	
	ヒメホタルイ			VU	
	タタラカンガレイ			CR	
	コマツカサススキ			EN	
マツカサススキ			NT		
ラン科	エビネ			EN	NT
	ギンラン			VU	
	キンラン			EN	VU
	ササバギンラン			NT	
	サイハイラン			NT	
	シュンラン			NT	
	クマガイソウ			CR	VU
	オニノヤガラ			VU	
	アキザキヤツシロラン			EN	
	ムヨウラン			DD	
	クモキリソウ			NT	
	コ克蘭			EN	
	ノヤマトンボ			NT	
	トキソウ			CR	NT
センボンゴケ科	サジバオウゴンゴケ			VU	
ヒナノハイゴケ科	ヒメシワゴケ			VU	
ヤナギゴケ科	ササオカゴケ			CE	
ハイゴケ科	コウライイチイゴケ			VU	
ウキゴケ科	ウキゴケ			VU	
	イチョウウキゴケ			VU	NT
オオイシソウ科	オオイシソウ			CE	VU
カワモズク科	イシカワモズク			CE	CR+EN
	カワモズク			CE	VU

注1：選定基準の番号は、表 3.2-26 に対応する。

注2：種の並び順は「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」（平成 24 年 3 月、埼玉県）に準拠した。

出典：「1998 年版埼玉県植物誌」（平成 10 年 3 月、埼玉県教育委員会）

「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」（平成 24 年 3 月、埼玉県）

表 3.2-27(5) 計画区域周辺で確認された貴重な植物種

科名	種名	選定基準			
		①	②	③	④
シャジクモ科	シャジクモ			VU	VU
カワモズク科	チャイロカワモズク			CE	NT
	ミョウテンジカワモズク			CE	CR+EN
シロソウメンタケ科	ベニセンコウタケ			VU	
ニンギョウタケモドキ科	アオロウジ			NT	
アカカゴタケ科	カゴタケ			NT	
スッポントケ科	キヌガサタケ			NT	
ジャガイモタケ科	ジャガイモタケ			VU	
スチルベラ科	クモタケ			DD	

注1：選定基準の番号は、表 3.2-26 に対応する。

注2：種の並び順は「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」（平成 24 年 3 月、埼玉県）に準拠した。

出典：「1998 年版埼玉県植物誌」（平成 10 年 3 月、埼玉県教育委員会）

「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」（平成 24 年 3 月、埼玉県）

### 3) 重要な植物群落、巨樹・巨木等の分布状況

国土交通省都市緑化データベースによると法律に基づく保存樹・保存樹林の指定状況は、埼玉県内においては指定がない。関係市町の条例に基づく保存樹・保存樹林の指定状況は表 3.2-28 に示すとおりである。

また、「第6回自然環境保全基礎調査」による計画区域周辺の巨樹・巨木の状況は表 3.2-29 に、分布状況は図 3.2-11 に示すとおりである。

計画区域に近接している巨樹・巨木は、イチョウがある。

表 3.2-28 条例に基づく保存樹及び保存樹林の指定状況

市町名	保存樹 (本)	保存樹林		生垣等	
		件数	面積 (ha)	件数	延長 (m)
蓮田市	21	5	2.80	-	-
鴻巣市	35	4	1.53	-	-
上尾市	59	12	7.68	-	-
桶川市	63	10	4.72	-	-
久喜市	203	7	0.78	17	303.50
北本市	45	2	0.68	-	-
白岡市	10	8	1.54	-	-
伊奈町	-	18	6.51	-	-

注：数値は令和 4 年 3 月 31 日現在の値である。

出典：「保存樹および保存樹林」（令和 5 年 3 月閲覧、国土交通省都市緑化データベース）



表 3.2-29 計画区域周辺の巨樹・巨木の状況

番号	市町名	名称	樹種	幹周 (cm)	樹高 (m)
1	蓮田市	—	イチョウ	400	30
2	上尾市	—	ケヤキ	330	15
3		—	ケヤキ	320	20
4		—	ムクロジ	360	15
5		—	クスノキ	382	25
6	桶川市	—	ムクノキ	420	10
7		—	イチョウ	350	30
8		—	イチョウ	382	30
9		—	ケヤキ	310	15
10		医光寺の大イチョウ	イチョウ	570	30
11		—	ケヤキ	340	25
12		光照寺のコウヤマキ	コウヤマキ	387	20
13		多気比売神社の大シイ	スダジイ	240	13
14		—	ケヤキ	410	15
15	伊奈町	—	スギ	475	35
16		—	イチョウ	305	20
17		大イチョウ	イチョウ	380	25
18		—	スギ	490	40
19		大むくの木	ムクノキ	440	25

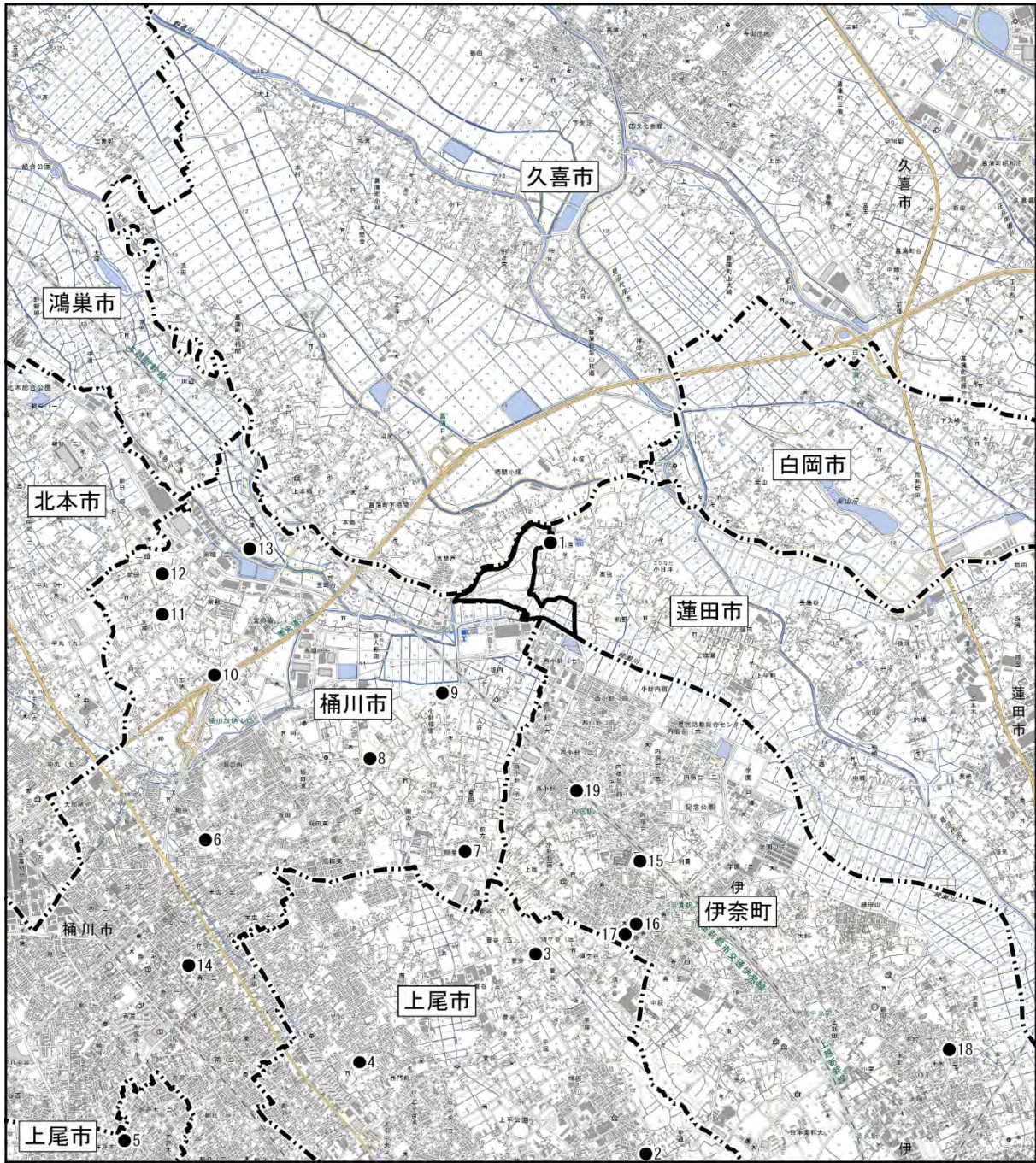
注1：表中番号は、図 3.2-11 に対応する。




出典：「自然環境調査 Web-GIS」（令和 5 年 3 月閲覧、環境省自然環境局生物多様性センターHP）

### (3) 生態系

計画区域は、主に水田雑草群落、畑雑草群落、果樹林、市街地で構成されており、計画区域の西側は水田雑草群落、東側は水田雑草群落、工場地帯、開放水域、東側は、畑雑草群落、果樹林、市街地、クヌギーコナラ群落となっている。

植物としては河岸・水辺に水生植物・湿性植物が繁茂し、魚類、底生動物、昆虫類、両生類、さらにそれらを採餌する鳥類などの好適な生息環境であり、地域の生態系が成立していると考えられる。



- 凡 例
-  計画区域
  -  市町界
  -  ●1～19 巨樹・巨木

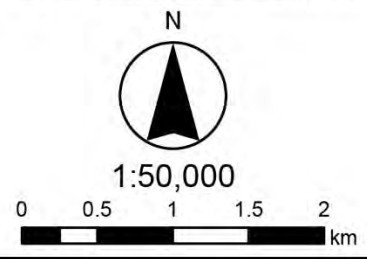


図 3.2-11

巨樹・巨木の分布状況

注：図中の番号は表 3.2-29 に対応する。  
 出典：「自然環境調査 Web-GIS」（環境省自然環境局生物多様性センターHP）



### 3.2.6 景観、自然とのふれあいの場の状況

#### (1) 景観

##### 1) 地域景観状況

計画区域及びその周辺の地形は概ね平坦であり、計画区域の北西側には元荒川が、南側には綾瀬川が流れ、計画区域の北西側には首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が通っている。計画区域内には主要地方道行田蓮田線が通っている。

土地利用状況は主に水田等の農地が主体である。また、計画区域の南には桶川霊園、南西には桶川市環境センターが立地している。

なお、計画区域から北西約2kmに「第3回自然環境保全基礎調査埼玉県自然環境情報図（平成元年、環境庁）」で指定されている特定植物群落「神明神社の社寺林」が位置している。

##### 2) 景観資源及び主要眺望点の状況

計画区域及びその周辺の景観資源は表3.2-30に、主要眺望地点は表3.2-31に、位置は図3.2-12に示すとおりである。

計画区域最寄りの景観資源としては、計画区域から東側約500mにある高虫氷川神社本殿がある。

計画区域を眺望できる最寄りの眺望点は、備前堤があるが、計画区域周辺は、地平の起伏がなく平坦であることから自然の地形を活かした眺望点は少ない。

表 3.2-30 計画区域周辺の景観資源

市町名	番号	区分	景観資源名称	所在地
伊奈町	●1	まちなみ	コモンシティ伊奈学園都市	伊奈町学園3丁目
北本市	●2	公園・広場	北本総合公園	北本市古市場1丁目
久喜市	●3	土木工作物	旗本内藤氏の屋敷門	久喜市菖蒲町新堀
桶川市	●4	建築物	桶川市べに花ふるさと館	桶川市加納
桶川市	●5	建築物	桶川市民ホール「響の森」	桶川市若宮1
久喜市	●6	建築物	菖蒲総合支所	久喜市菖蒲町新堀
久喜市	●7	建築物	アミーゴ（菖蒲文化会館）	久喜市菖蒲町菖蒲
蓮田市	●8	建築物	高虫氷川神社本殿	蓮田市高虫
伊奈町	●9	建築物	伊奈町立北保育所	伊奈町内宿台5丁目

注：表中番号は、図 3.2-12 に対応する。

出典：「景観資源データベースシステム」（令和5年3月更新、埼玉県都市整備部田園都市づくり課 HP）

表 3.2-31 計画区域周辺の主要眺望地点

所在地	番号	名称	概要
蓮田市	■1	備前堤	1596年～1615年に造られた高虫村と小針領家村の間に築かれた堤防。
久喜市	■2	菖蒲城趾	現在は6月上旬から中旬にかけて約1万6千株の花しょうぶが咲き誇る菖蒲城趾あやめ園となっている。
白岡市	■3	柴山沼	県内の自然沼としては、2番目の大きさであり、多くの釣り人が年間を通じて訪れている。
伊奈町	■4	町制施行記念公園	昭和48年に開園され、季節の花が咲き乱れる花園や、スポーツ・レクリエーション施設があり、子どもからおとしよりまで楽しめる。

注：表中番号は、図 3.2-12 に対応する。

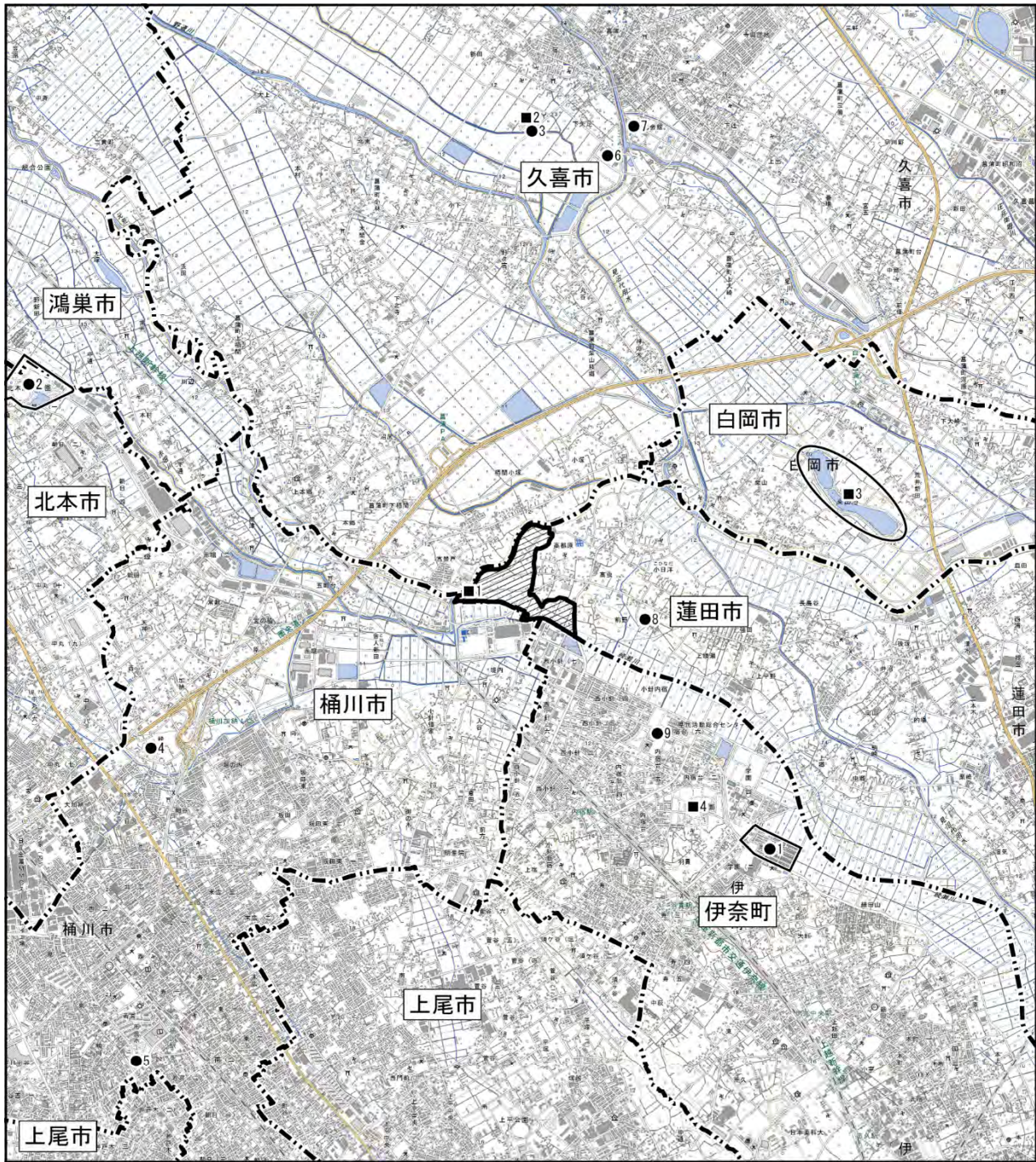
出典：「はすだガイドマップ」（蓮田市役所）

「ちょこたび埼玉」（令和5年3月閲覧、一般社団法人埼玉県物産観光協会 HP）

「名所案内」（令和5年3月閲覧、白岡市観光協会 HP）

「町制施行記念公園」（令和5年3月閲覧、伊奈町都市計画課 HP）



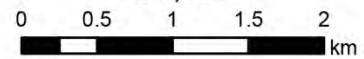


凡 例

-  計画区域
-  市町界
-  ● 1～9 景観資源
-  ■ 1～4 眺望点



1:50,000



注：図中の番号は表 3.2-30～31 に対応する。

出典：「景観資源データベースシステム」

(埼玉県都市整備部田園都市づくり課 HP)

「はすだガイドマップ」(蓮田市役所)

「ちょこたび埼玉」(一般社団法人埼玉県物産観光協会 HP)

「名所案内」(白岡市観光協会 HP)

「町制施行記念公園」(伊奈町都市計画課 HP)

図 3.2-12

景観資源及び  
主要眺望点位置図

### 3) 自然とのふれあいの場

計画区域周辺の自然とのふれあいの場を表3.2-32に、位置は図 3.2-13に示すとおりである。

計画区域に最寄りの自然とのふれあいの場は計画区域から南側約500mに位置するスポーツ施設、新小針領家グラウンドがある。

表 3.2-32(1) 計画区域周辺の主要な自然とのふれあいの場（ウォーキングコース等）

番号	内容	
a	はすだサイクリングマップ	ルート1
b		ルート2
c		ちょっと奇道
d	おけがわ健康づくりウォーキングマップ	Aコース
e		Bコース
f	文化財お散歩マップ	菖蒲地区
g	久喜市観光ウォーキングマップ	菖蒲3時間コース
h		菖蒲4時間コース
i	きたもと健康ウォーキングマップ	中丸コース
j		東地域コース
k	白岡まっぷおすすめ散策コース	柴山沼周辺コース
l	伊奈町・ジョギングロード	—
m	県央地域観光マップ	コース2
n		コース5

注：表中番号は、図 3.2-13 に対応する。

出典：「蓮田市サイクリングマップ」（令和5年3月閲覧、蓮田市政策調整課 HP）

「文化財お散歩マップ」（令和5年3月閲覧、久喜市教育部文化財保護課 HP）

「久喜市観光ウォーキングマップ」（令和2年6月更新、久喜市環境経済部久喜ブランド推進課 HP）

「おけがわ健康づくりウォーキングマップ」（令和4年5月更新、桶川市健康増進課 HP）

「きたもと健康ウォーキングマップ」（令和3年3月更新、北本市健康づくり課 HP）

「白岡まっぷ」（令和5年3月閲覧、白岡市商工観光課 HP）

「ジョギングロード」（平成26年7月更新、伊奈町生涯学習課 HP）

「県央地域観光マップ」（平成27年7月更新、北本市観光協会 HP）



表 3.2-32(2) 計画区域周辺の主要な自然とのふれあいの場（公園・スポーツ施設）

番号	内容	名称	所在地
●1	公園	後野公園	蓮田市高虫 818-2
●2		清水公園	蓮田市井沼 620-5
●3		常光下通 1 号公園	鴻巣市常光字下通 1398-12
●4		常光本村 1 号公園	鴻巣市常光字本村 1662-22
●5		花水木公園	上尾市大字上 1036-6
●6		ソロの木公園	上尾市大字上
●7		坂田弁天公園	桶川市坂田東 3-4
●8		坂田原南公園	桶川市坂田東 1-44
●9		坂田原中央公園	桶川市坂田東 1-26
●10		坂田宮前公園	桶川市坂田東 3-19
●11		桶川市子ども公園わんぱく村	桶川市坂田地内
●12		後谷公園	桶川市赤堀 2-5-1
●13		宮の脇公園	桶川市赤堀 1-34-1
●14		舎人公園	桶川市赤堀 1-4
●15		坂田谷津谷遺跡公園	桶川市坂田地内
●16		加納原公園	桶川市加納原 3125
●17		鎮守の森公園	久喜市菖蒲町上栢間 3312-1
●18		森下緑地グラウンド	久喜市菖蒲町下栢間 5495-1
●19		上大崎運動公園	久喜市菖蒲町上大崎 872
●20		三崎の森公園	久喜市菖蒲町三箇 5-7
●21		朝日さくら並木	北本市朝日 4-410-3
●22		屋敷前公園	白岡市荒井新田 371-20
●23		下田公園	白岡市荒井新田 1111-9 外
●24		柴山沼	白岡市柴山 1941-3 外
●25		下宿児童公園	伊奈町寿 1-170
●26		宮前児童公園	伊奈町寿 1-430
●27		北部区画完成記念	伊奈町寿 2-358
●28		原児童公園	伊奈町寿 3-229
●29		向原児童公園	伊奈町寿 4-33
●30		伊奈町記念公園	伊奈町小針内宿 732-1
●31		うめ公園	伊奈町内宿台 6-84
●32		きんもくせい公園	伊奈町西小針 4-207-1
●33		なつつばき公園	伊奈町西小針 2-244
●34		さるすべり公園	伊奈町西小針 3-305-1
●35		さくら公園	伊奈町学園 3-128
●36		くちなし公園	伊奈町西小針 1-157
●37		はまなす公園	伊奈町学園 2-245-1
●38		ふじ公園	伊奈町内宿台 3-155
●39		はなみずき公園	伊奈町学園 1 丁目 86
●40		あじさい公園	伊奈町内宿台 4 丁目 278
●41		さとやま公園	伊奈町内宿台 5 丁目 306
●42		つつじ公園	伊奈町学園 2 丁目 226
●43		わんぱく公園	伊奈町内宿台 1 丁目 169
●44		14 号街区公園	伊奈町学園 4 丁目 53-1
●45		15 号街区公園	伊奈町学園 4 丁目 50-1
●46		内宿台公園	伊奈町内宿台 5 丁目 312-1
●47		西小針公園	伊奈町西小針 5 丁目 106
■1	スポーツ施設	舎人スポーツ・パーク	埼玉県桶川市赤堀 1-1
■2		新小針領家グラウンド	桶川市大字小針領家 939
■3		森下緑地グラウンド	久喜市菖蒲町下栢間 5495-1

注：表中番号は、図 3.2-13 に対応する。

出典：「公園」（令和 5 年 3 月更新、蓮田市環境経済部みどり環境課 HP）

「鴻巣市内の都市公園一覧」（令和 5 年 2 月更新、鴻巣市都市建設部都市計画課 HP）

「公園施設のご案内」（令和 5 年 3 月閲覧、上尾市都市整備部みどり公園課 HP）

「主な公園と広場」（令和 4 年 1 月更新、桶川市市街地整備課 HP）

「平成 30 年度統計くき」（令和 3 年 4 月、久喜市総務部情報推進課 HP）

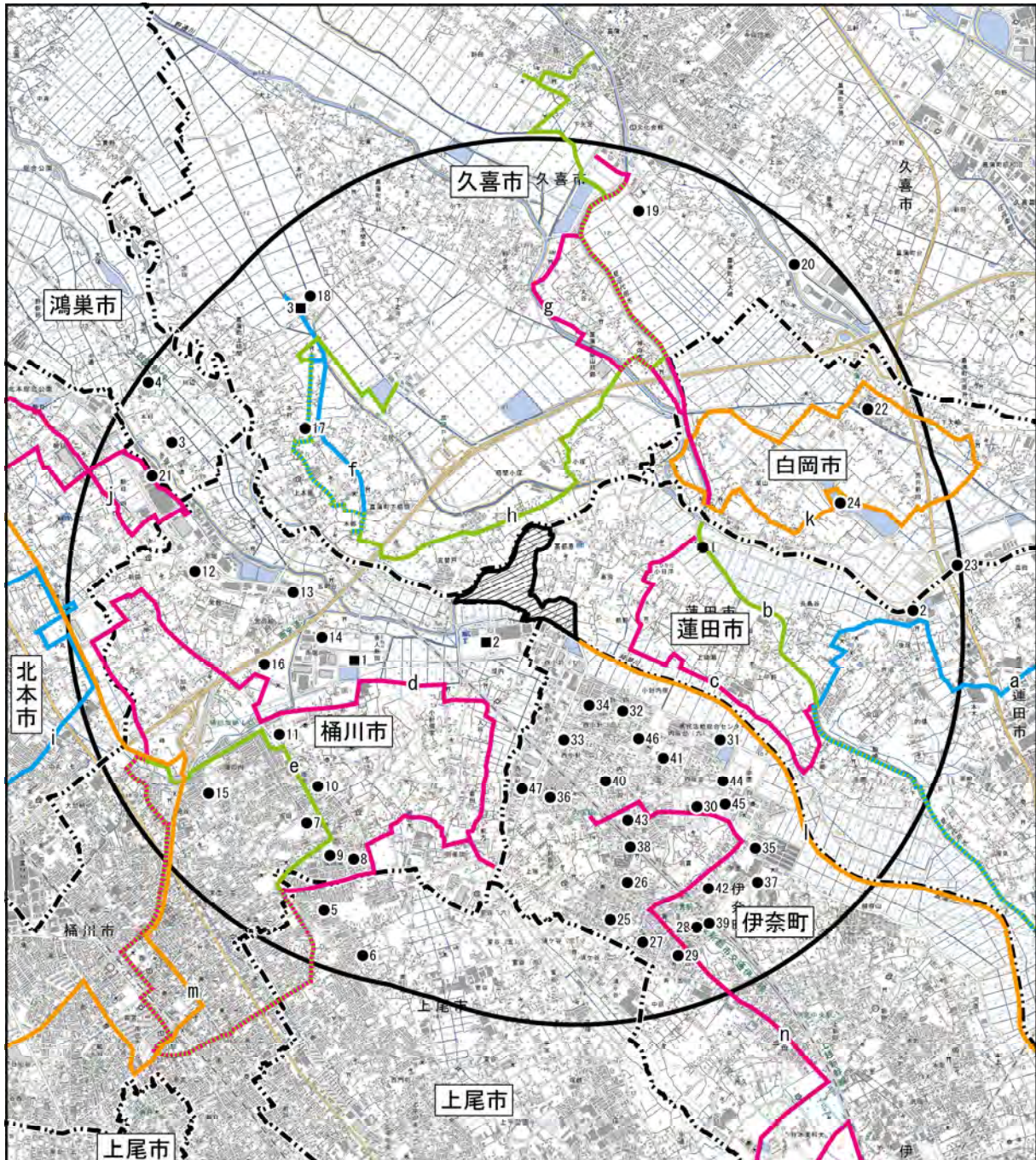
「公園・スポーツ広場」（令和 5 年 3 月閲覧、北本市産業観光課 HP）

「公園」（令和 5 年 3 月閲覧、白岡市街づくり課 HP）






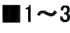
「公園一覧」（令和 3 年 9 月更新、伊奈町都市計画課 HP）

「施設マップスポーツ施設」（令和 5 年 3 月閲覧、桶川市 HP）

「久喜マップ運動施設・公園」（令和 5 年 3 月閲覧、久喜市 HP）



凡 例

-  計画区域
-  市町界
-  計画区域外周より半径3.0km
-  ウォーキングコース等
-  ● 1~47 公園
-  ■ 1~3 スポーツ施設

N



1:50,000

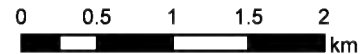


図 3.2-13

主要な自然との  
ふれあいの場の状況図

注：図中の番号は表 3.2-29~30 に対応する。



### 3.2.7 文化財その他の生活環境の状況

#### (1) 指定文化財

計画区域及びその周囲 3km 以内に存在する指定文化財は表 3.2-33 及び図 3.2-14 に示すとおりである。

計画区域に最も近い指定文化財としては、計画区域から北側約 600m に位置する久喜市指定文化財の八雲神社の山車等がある。

表 3.2-33(1) 計画区域周辺の指定文化財

蓮田市	番号	区分	種類	名称	所在地又は管理場所
	—	市指定文化財	考古資料	南朝銘の青石塔婆	蓮田市文化財展示館
	—		歴史資料	箕田三郎顕彰碑（遺芳）	駒崎（個人）

上尾市	番号	区分	種類	種目	文化財名	文化財所在地
	●1	市指定文化財	有形文化財	彫刻	木造十一面観音坐像	上尾市平塚 2-68 （観蔵院）
	●2		有形文化財	彫刻	木彫釈迦三尊坐像	上尾市菅谷 2-114 （龍眞寺）
	●3		有形文化財	彫刻	木造達磨大師坐像・招宝七郎大権修利菩薩倚像	上尾市菅谷 2-114 （龍眞寺）

桶川市	番号	区分	種別	名称	所在地
	■1	県指定文化財	記念物（天然記念物）	光照寺コウヤマキ	加納 1906 光照寺境内
	●4	市指定文化財	有形文化財（古文書）	旧小針領家村松川家文書	小針領家
	●5		有形文化財（古文書）	旧五町台村渋谷家文書	五丁台
	●6		有形文化財（古文書）	旧倉田村荒井家文書	倉田
	●7		有形文化財（古文書）	旧倉田村明星院領星野家文書	倉田
	●8		有形文化財（歴史資料）	天満神社の木製の額	加納 773 加納天神内
	●9		有形文化財（歴史資料）	川辺の板石塔婆	加納 2916
	●10		有形民俗文化財	天神道の道しるべ	加納 444-1
	●11		有形民俗文化財	名号塔兼ねたみちしるべ	加納 1681-1
	●12		有形民俗文化財	小針領家のささら獅子舞用具等一式	小針領家氷川諏訪神社
	●13		無形民俗文化財	倉田の囃子	倉田地区
	●14		無形民俗文化財	小針領家のささら獅子舞	小針領家氷川諏訪神社
	●15		記念物（史跡）	加納城跡	加納 2045-7
	●16		記念物（史跡）	後谷遺跡	赤堀 2 丁目 5 後谷公園
	●17		記念物（天然記念物）	椎檜	五丁台
	●18		記念物（天然記念物）	多気比売神社の大椎	篠津 58 多気比売神社
	●19		記念物（天然記念物）	ムクロジ	坂田 1518
	●20		旧跡	伝足立右馬允遠元館跡	末広 2-8-29 総合福祉センター

注 1：表中番号は、図 3.2-14 に対応する。

注 2：表中番号欄「—」は、詳細な所在地は公表されていない。

出典：「統計はすだ令和 4 年度版」（令和 5 年 3 月更新、蓮田市 HP）

「上尾の指定・登録文化財一覧」（令和 4 年 4 月更新、上尾市教育委員会 HP）

「市指定文化財」（平成 28 年 9 月更新、桶川市生涯学習文化財課 HP）

「指定文化財一覧」（令和 2 年 12 月更新、久喜市教育部文化財保護課 HP）

「白岡市の指定文化財」（令和 5 年 3 月閲覧、白岡市学び支援課 HP）

「文化財一覧」（令和 4 年 8 月更新、伊奈町生涯学習課 HP）

表 3.2-33(2) 計画区域周辺の指定文化財

	番号	区分	種別	名称	現在の所在地・施設
久喜市	■2	県指定文化財	史跡	天王山塚	菖蒲町上栢間 3284-1
	■3		天然記念物	神明神社の社叢	菖蒲町上栢間 3366
	●21	市指定文化財	彫刻	木造聖観音菩薩坐像及び厨子	菖蒲町小林 2279
	●22		彫刻	木造裸形阿弥陀如来立像	菖蒲町柴山枝郷 1526-1
	●23		彫刻	木造十一面観音立像	菖蒲町上栢間 2767
	—		古文書	福田家文書	菖蒲町上栢間 (個人)
	—		考古資料	阿弥陀種子板石塔婆	菖蒲町上栢間 (個人)
	●24		歴史資料	善宗寺嘉永三年銘宝篋印塔及び宝塔記碑	菖蒲町下栢間 2639
	●25		有形民俗文化財	八雲神社の山車	菖蒲町柴山枝郷 77
	●26		史跡	旗本内藤家歴代の墓所 (宝篋印塔ほか)	菖蒲町下栢間 2639

	番号	区分	種類	名称	所在地
白岡市	●27	市指定文化財	市有形文化財 (書跡・典籍・古文書)	田口家文書	柴山
	●28		市有形民俗文化財	柴山諏訪八幡神社の奉納絵馬	柴山
	●29		市有形文化財 (歴史資料)	荒井新田の高札	荒井新田

	番号	区分	種別	種類	名称	所在地
伊奈町	◎1	国登録有形文化財	有形	建造物	齋藤家住宅主屋	小針新宿 227 番地 (個人)
	■4	県指定文化財	有形	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	小針新宿 463 番地
	●30	町指定文化財	記念物	史跡	春日家の墓	西小針一丁目 2 番地
	●31		記念物	天記	大むくの木	西小針一丁目 2 番地
	●32		記念物	天記	杉	羽貫 192 番地
	●33		記念物	天記	いちょう	寿二丁目 80 番地

注 1：表中番号は、図 3.2-14 に対応する。

注 2：表中番号欄「—」は、詳細な所在地は公表されていない。

出典：「統計はすだ令和 4 年度版」(令和 5 年 3 月更新、蓮田市 HP)

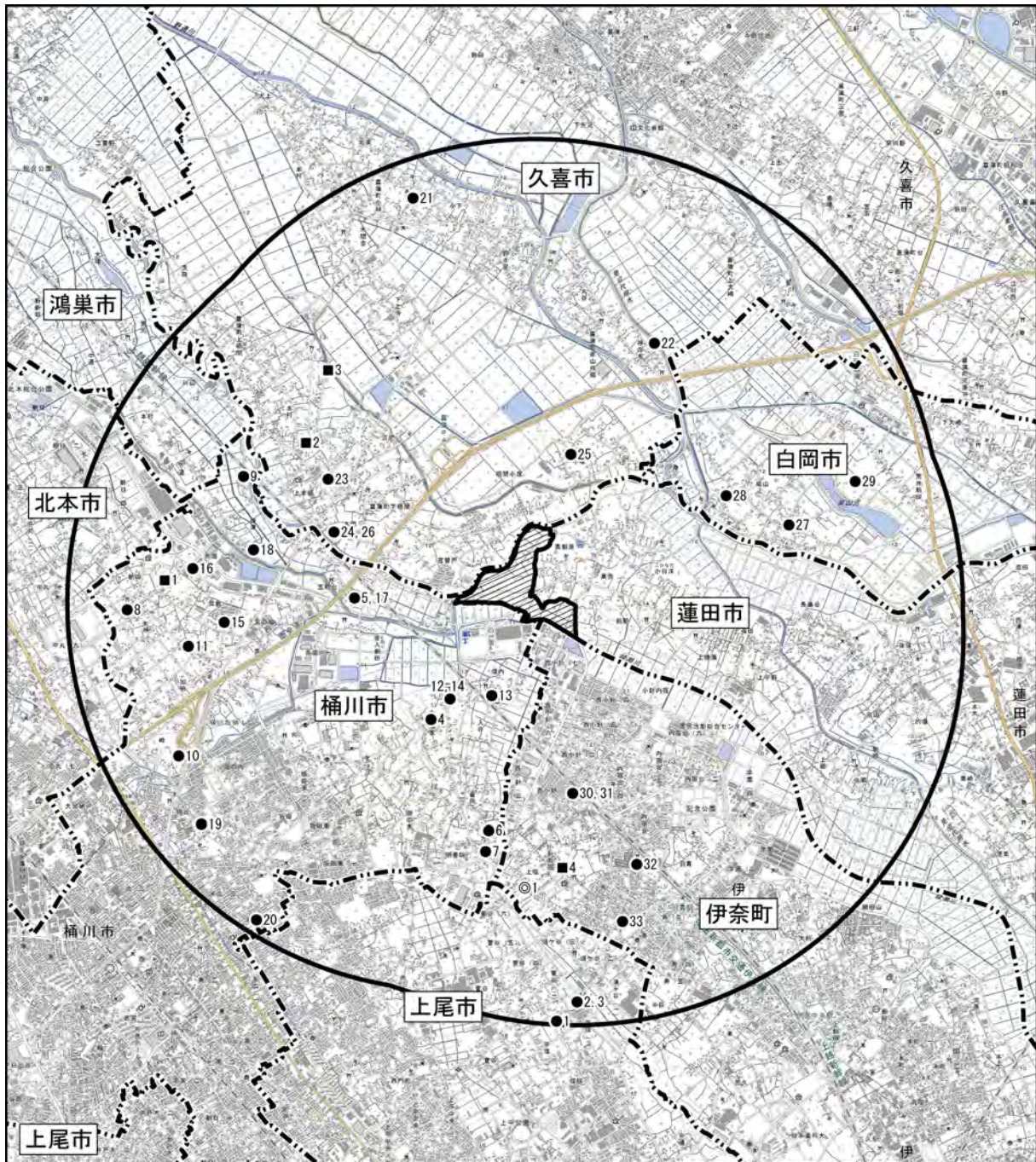
「上尾の指定・登録文化財一覧」(令和 4 年 4 月更新、上尾市教育委員会 HP)

「市指定文化財」(平成 28 年 9 月更新、桶川市生涯学習文化財課 HP)





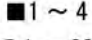
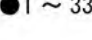
「指定文化財一覧」(令和 2 年 12 月更新、久喜市教育部文化財保護課 HP)

「白岡市の指定文化財」(令和 5 年 3 月閲覧、白岡市学び支援課 HP)

「文化財一覧」(令和 4 年 8 月更新、伊奈町生涯学習課 HP)



凡 例

-  計画区域
-  市町界
-  計画区域外周より半径3.0km
-  1 国登録有形文化財
-  1 ~ 4 県指定文化財
-  1 ~ 33 市町指定文化財

N



1:50,000

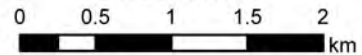


図 3.2-14

指定文化財の分布状況図

注：図中の番号は表 3.2-33 に対応する。

(2) 埋蔵文化財

計画区域及びその周囲 3km 以内に周辺の埋蔵文化財包蔵地は表 3.2-34 及び図 3.2-15 に示すとおりである。計画区域内には埋蔵文化財包蔵地は 2 か所確認されている。

表 3.2-34(1) 計画区域周辺の埋蔵文化財包蔵地

市町名	遺跡番号	遺跡名	種別	時代
蓮田市	28	井沼館跡	城館跡	縄文・室町・戦国・江戸
	29	井沼遺跡	集落跡	旧石器・縄文・江戸
	30	鐘撞堂遺跡	集落跡	縄文
	32	下綾瀬遺跡	集落跡	古墳
	104	的場西遺跡	集落跡	縄文・古墳
	105	駒崎下遺跡	集落跡	縄文・古墳
	106	駒崎中郷遺跡	集落跡	縄文・古墳
	107	徒行遺跡	集落跡	縄文
	108	榎戸遺跡	集落跡	縄文・古墳
	109	駒崎上郷遺跡	集落跡	縄文・古墳
	110	駒崎向山遺跡	集落跡	縄文・古墳
	111	雷電裏遺跡	集落跡	縄文・古墳
	112	長嶋谷遺跡	集落跡	縄文・古墳
	113	下綾瀬遺跡	集落跡	縄文・古墳
	114	上綾瀬遺跡	集落跡	縄文
	115	小日洋遺跡	集落跡	縄文・古墳
	116	前野遺跡	集落跡	縄文
	118	高虫遺跡	集落跡	縄文
	119	正御地遺跡	集落跡	縄文
	120	高都原遺跡	集落跡	縄文
129	後塚遺跡	集落跡	縄文・古墳	
上尾市	92	菅谷北城遺跡	城跡	室町
	117	大音遺跡	散布地	古墳・奈良
	120	高見遺跡	散布地	古墳・奈良
	124	西北 No. 1 遺跡	散布地	奈良・平安
	367	丸野遺跡	集落跡	縄文・古墳
	368	谷通遺跡	散布地	平安
	370	箕木遺跡	散布地	縄文
	378	新梨子Ⅱ遺跡	集落跡	平安
390	中南通遺跡	散布地	縄文	
桶川市	102	—	集落跡	縄文・弥生・古墳
	103	篠津上遺跡	集落跡	縄文・弥生・古墳・奈良・平安
	104	後谷遺跡	集落跡	縄文
	105	花ノ木遺跡	集落跡	縄文
	106	天神北遺跡	集落跡	縄文・弥生・古墳
	107	—	集落跡	縄文・弥生・古墳
	108	—	集落跡	縄文・弥生・古墳
	109	加納入山遺跡	墓	縄文・古墳・平安
	110	加納城址内遺跡	城跡	旧石器縄文・古墳
	111	—	集落跡	縄文・古墳
	112	宮ノ脇遺跡	集落跡	旧石器縄文・古墳・奈良・平安
	113	熊野神社前遺跡	集落跡	縄文・古墳・奈良・平安
	114	—	集落跡	奈良・平安
	115	—	集落跡	弥生・古墳
	116	—	集落跡	縄文・弥生・古墳
	117	—	集落跡	
	118	—	集落跡	

注 1：遺跡番号は、図 3.2-15 に対応する。

注 2：遺跡番号は出典元で採番。

出典：「埼玉県埋蔵文化財情報公開ページ（埼玉県全域地図）」  
（令和 5 年 3 月閲覧、埼玉県教育局生涯学習文化財課 HP）



表3.2-34(2) 計画区域周辺の埋蔵文化財包蔵地

市町名	遺跡番号	遺跡名	種別	時代
桶川市	119	中ツ原遺跡	集落跡	鎌倉・南北朝・室町・戦国・江戸
	120	—	集落跡	
	121	—	集落跡	
	122	—	集落跡	縄文
	123	—	集落跡	縄文
	124	峰遺跡	集落跡	縄文
	125	笹原Ⅲ遺跡	集落跡	縄文
	126	—	集落跡	縄文
	127	笹原Ⅱ遺跡	集落跡	縄文・古墳
	128	—	城跡	
	129	—	集落跡	縄文
	130	小高屋敷跡	城跡	鎌倉・南北朝・室町
	135	ふじま山遺跡	集落跡	縄文
	136	堀ノ内遺跡	集落跡	縄文
	137	—	集落跡	鎌倉・南北朝・室町・戦国・江戸
	138	—	集落跡	縄文
	139	—	集落跡	縄文
	140	坂田弁天池遺跡	集落跡	縄文
	141	—	集落跡	縄文
	142	向遺跡	集落跡	縄文
	143	護摩堂Ⅰ遺跡	集落跡	縄文・弥生・古墳
	144	護摩堂Ⅱ遺跡	集落跡	縄文
	145	—	集落跡	縄文
	146	—	集落跡	縄文
	147	七墓場塚遺跡	経塚	
	148	—	墓	
	149	—	集落跡	縄文・弥生・古墳
	150	—	集落跡	縄文
	151	本村Ⅰ遺跡	集落跡	旧石器縄文・古墳
	152	—	集落跡	縄文・弥生・古墳
	153	本村Ⅱ遺跡	集落跡	縄文・弥生
	154	—	集落跡	縄文・弥生・古墳・奈良・平安
	155	倉田孫四郎館跡	城跡	
	156	田鱒野Ⅰ遺跡	集落跡	奈良・平安
157	—	集落跡	縄文・平安	
158	—	集落跡	縄文	
159	—	集落跡	縄文・弥生・古墳	
160	—	集落跡	縄文	
161	前方遺跡	集落跡	縄文・弥生・古墳	
162	—	集落跡	縄文・古墳・平安	
163	—	集落跡	縄文・古墳	
164	—	集落跡	縄文・平安	
165	天王山遺跡	集落跡	縄文	
178	—	集落跡	弥生・古墳	

注1：遺跡番号は、図 3.2-15 に対応する。

注2：遺跡番号は出典元で採番。

出典：「埼玉県埋蔵文化財情報公開ページ（埼玉県全域地図）」

（令和5年3月閲覧、埼玉県教育局生涯学習文化財課 HP）

表3. 2-34(3) 計画区域周辺の埋蔵文化財包蔵地

市町名	遺跡番号	遺跡名	種別	時代	
久喜市	4	菖蒲 No. 4 遺跡	集落跡	奈良	
	5	菖蒲 No. 5 遺跡	集落跡	古墳	
	6	菖蒲 No. 6 遺跡	集落跡	奈良	
	7	神ノ木遺跡	集落跡・古墳	縄文・古墳・奈良	
	8	小塚下遺跡	集落跡	縄文・古墳	
	9	栢間小塚遺跡	集落跡	縄文	
	10	大日塚	集落跡	江戸	
	11	大御遺跡	集落跡	奈良	
	12	菖蒲 No. 12 遺跡	集落跡	奈良	
	13	菖蒲 No. 13 遺跡	集落跡	縄文・奈良	
	14	天王山塚古墳	古墳群・古墳	古墳	
	14-2	菖蒲 No. 14-2 墳	古墳	古墳	
	14-3	打出塚古墳	古墳	古墳	
	14-4	富士塚古墳	古墳	古墳	
	14-5	夫婦塚古墳	古墳	古墳	
	14-6	菖蒲 No. 14-6 古墳	古墳	古墳	
	14-7	禿塚古墳	古墳	古墳	
	14-8	芝原古墳	古墳	古墳	
	14-9	本村 1 号墳	古墳	古墳	
	22	下栢間遺跡	集落跡	縄文・奈良	
	23	菖蒲 No. 23 遺跡	集落跡	奈良	
	24	神明神社東遺跡	集落跡	弥生・古墳	
	25	菖蒲 No. 25 遺跡	集落跡	奈良	
	26	菖蒲 No. 26 遺跡	集落跡	奈良	
	27	菖蒲 No. 27 遺跡	集落跡	奈良	
	28	菖蒲 No. 28 遺跡	集落跡	奈良	
	29	下の寺遺跡	集落跡	奈良	
	30	菖蒲 No. 30 遺跡	集落跡	奈良	
	31	菖蒲 No. 31 遺跡	集落跡	奈良	
	32	菖蒲 No. 32 遺跡	集落跡	奈良	
	33	菖蒲 No. 33 遺跡	集落跡	奈良	
	36	神明神社の大サカキ、笠マツ	その他		
	38	天王山北遺跡	寺院跡	戦国・江戸	
	39	東浦古墳	古墳	古墳	
	40	丸谷下遺跡	集落跡	縄文・古墳・室町	
	41	内藤陣屋遺跡	城跡・散布地	縄文・室町・戦国・江戸	
	44	小林八束 1 遺跡	集落跡	縄文・古墳・江戸	
	45	小林八束 2 遺跡	その他	縄文	
	46	神ノ木 2 遺跡	集落跡・古墳群	縄文・古墳	
	47	医王院遺跡	集落跡	縄文	
	北本市	56	堀込遺跡	集落跡	縄文
		57	鯉沼遺跡	集落跡	縄文
		58	花の木遺跡	集落跡	縄文・古墳
		74	大久保館跡	城跡	室町・戦国
		96	No. 96 遺跡	集落跡	縄文・室町・戦国・江戸
		102	No. 102 遺跡	集落跡	旧石器・縄文・弥生・古墳・江戸
		103	No. 103 遺跡	集落跡	縄文・古墳

注 1：遺跡番号は、図 3. 2-15 に対応する。

注 2：遺跡番号は出典元で採番。

出典：「埼玉県埋蔵文化財情報公開ページ（埼玉県全域地図）」

（令和 5 年 3 月閲覧、埼玉県教育局生涯学習文化財課 HP）

表3. 2-34(4) 計画区域周辺の埋蔵文化財包蔵地

市町名	遺跡番号	遺跡名	種別	時代
白岡市	1	諏訪八幡神社遺跡	集落跡	縄文早、前、中、後、古墳前、中～近世
	2	宮野遺跡	集落跡	縄文中、後、古墳前
	3	稲荷崎遺跡	集落跡	縄文中、古墳前
	4	柏崎遺跡	集落跡	縄文前、後
	5	しま岡遺跡	集落跡	縄文前、後
	6	上荒井ヶ崎西遺跡	集落跡	縄文早、中、後
	7	上荒井ヶ崎遺跡	集落跡	縄文早、中
	8	下荒井ヶ崎遺跡	集落跡	縄文早、中、後、弥生末～古墳前、中世
	9	皿沢遺跡	集落跡	縄文中、後、古墳前
伊奈町	31	—	集落跡	古墳
	32	—	集落跡	弥生・古墳
	42	—	集落跡	縄文
	43	—	集落跡	縄文
	44	北遺跡	集落跡	縄文
	45	上越新幹線伊奈3号遺跡	集落跡	弥生・古墳
	46	原遺跡	集落跡	縄文・古墳
	47	相野谷遺跡	集落跡	古墳
	48	—	集落跡	古墳
	49	戸崎前遺跡	集落跡	縄文・古墳
	50	—	集落跡	縄文・弥生・古墳
	51	—	集落跡	弥生
	52	—	集落跡	縄文
	53	大針貝塚	貝塚・集落跡	縄文
	55	谷畑遺跡	集落跡	縄文
	67	八幡谷遺跡	集落跡	縄文・古墳
	68	向原遺跡	集落跡	縄文・弥生
69	宿之内遺跡	集落跡	縄文・古墳	
70	薬師堂根遺跡	集落跡	縄文・古墳・奈良・平安	

注1：遺跡番号は、図 3. 2-15 に対応する。

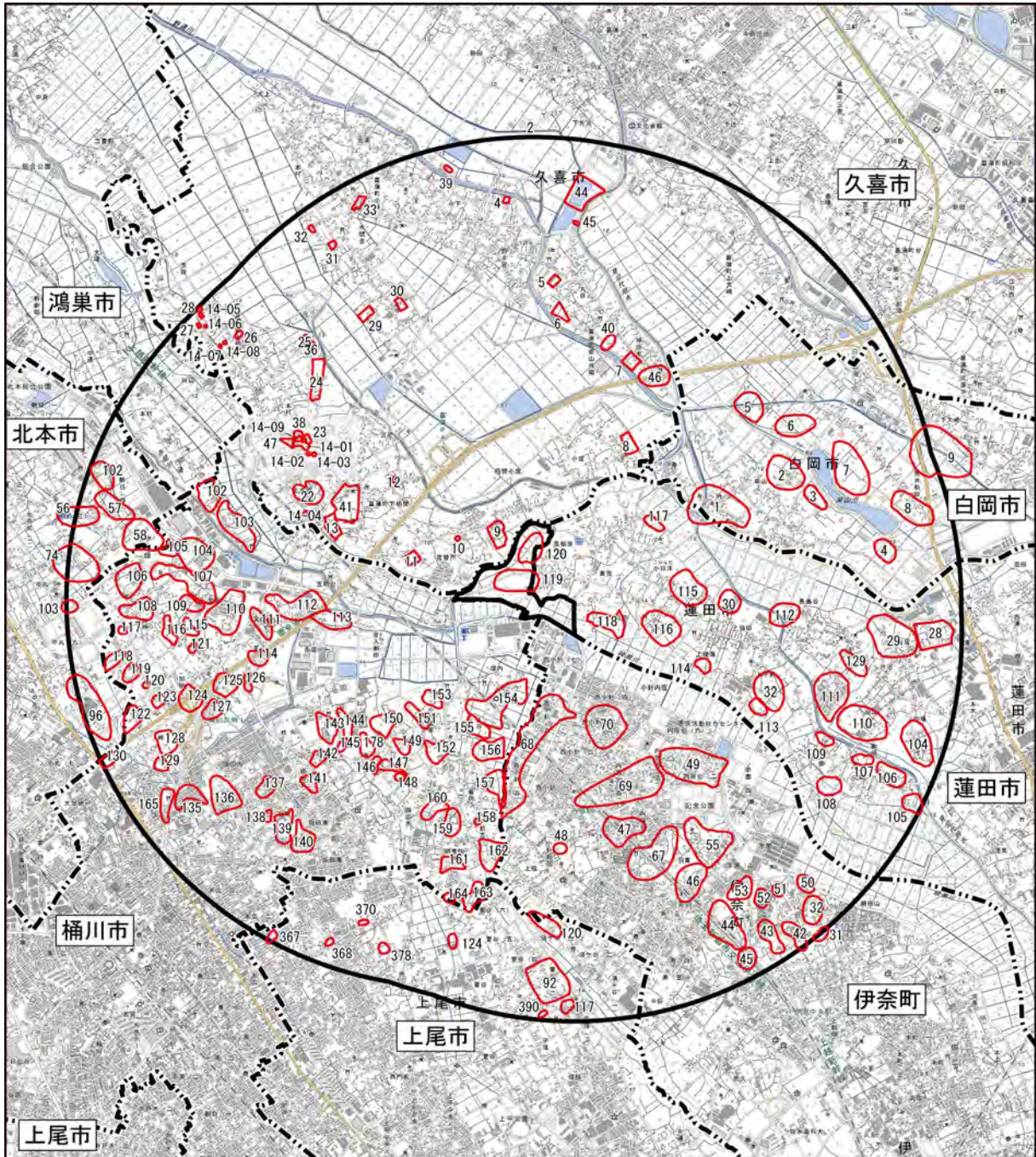
注2：遺跡番号は出典元で採番。

出典：「埼玉県埋蔵文化財情報公開ページ（埼玉県全域地図）」

（令和5年3月閲覧、埼玉県教育局生涯学習文化財課 HP）

「埋蔵文化財の取り扱いについて」（令和4年6月更新、白岡市生涯学習文化財保護 HP）





- 凡 例
- 計画区域
  - 市町界
  - 計画区域外周より半径3.0km
  - 埋蔵文化財包蔵地

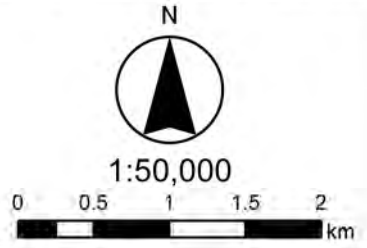


図 3.2-15  
埋蔵文化財包蔵地位置図

注：図中の番号は表 3.2-34 に対応する。



### 3.2.8 一般環境中の放射性物質に係る環境の状況

計画区域周辺における放射線の測定結果は表 3.2-35 に、位置は図 3.2-16 に示すとおりである。

計画区域周辺における放射線の測定結果は、0.028～0.100 $\mu$ Sv/h であった。

表 3.2-35 計画区域周辺における放射線測定結果

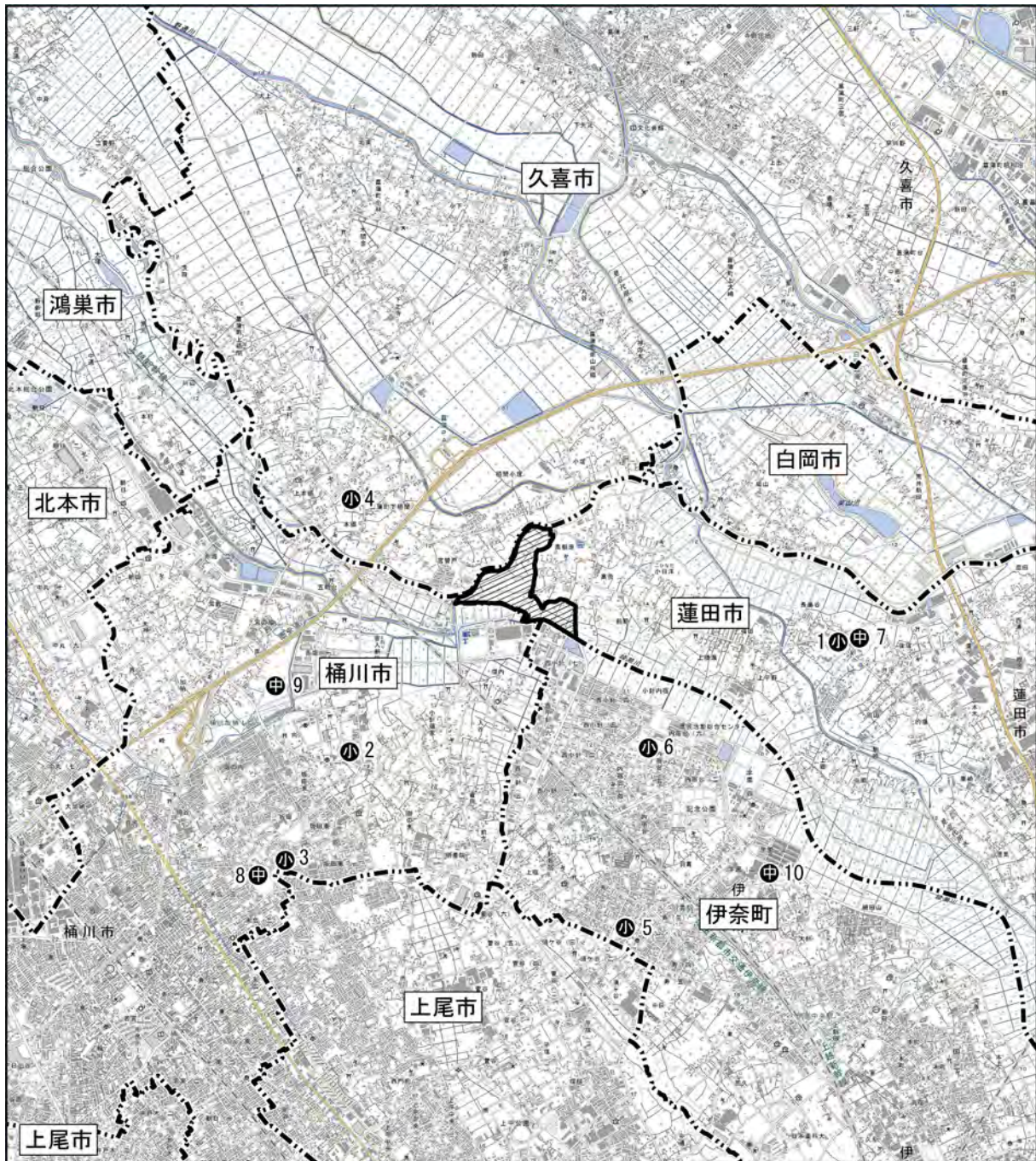
図中 番号	測定場所		測定日 (令和5年)	測定結果 ( $\mu$ Sv/h)				
				地上 0.01m	地上 0.05m	地上 0.5m	地上 1m	
①	小学校	蓮田市立平野小学校	校庭	3月24日	-	0.100	-	0.095
②		桶川市立加納小学校	-	3月16日	-	-	0.040	-
③		桶川市立桶川東小学校	-	3月16日	-	-	0.041	-
④		久喜市立栢間小学校	校庭	2月21日	0.037	-	0.032	0.039
⑤		伊奈町立小針小学校	校庭	1月11日	-	-	0.048	-
⑥		伊奈町立小針北小学校	校庭	1月11日	-	-	0.033	-
⑦	中学校	蓮田市立平野中学校	校庭	3月22日	-	0.090	-	0.080
⑧		桶川市立桶川東中学校	-	3月16日	-	-	-	0.041
⑨		桶川市立加納中学校	-	3月16日	-	-	-	0.028
⑩		伊奈町立小針中学校	校庭	1月11日	-	-	0.044	-

出典：「小・中学校における空中放射線量」(令和5年3月更新、蓮田市学校教育課HP)

「桶川市内の放射線の測定結果について」(令和5年3月更新、桶川市環境対策推進課HP)

「小・中学校における空中放射線量」(令和5年2月更新、久喜市教育部学務課HP)

「伊奈町の空間放射線の測定結果」(令和5年3月閲覧、伊奈町環境対策課HP)



- 凡 例
-  計画区域
  -  市町界
  -  小学校
  -  中学校

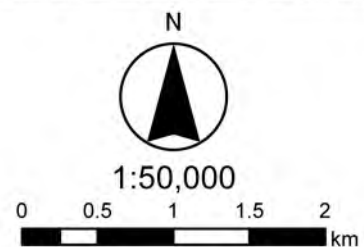


図 3.2-16

放射線調査地点

注：図中の番号は表 3.2-35 に対応する。